

平成 3 0 年

## 第 4 回 三川町議会定例会会議録

平成 3 0 年 6 月 6 日 開 会

平成 3 0 年 6 月 1 1 日 閉 会

三川町議会事務局



第 5 日                    6 月 1 0 日 (日)                    休                    会

第 6 日                    6 月 1 1 日 (月)                    会議録第 3 号

議第 4 0 号    三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について …… 1 0 3

平成30年第4回三川町議会定例会会議録

1. 平成30年6月6日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員	10番 小林茂吉議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 田中晃議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	遠藤淳士 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	黒田浩 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業進行課長併 農業員会事務局長	加藤直吉 建設環境課長
佐藤亮 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹	
和田勉 監査委員	佐藤由一 農業委員会会長職務代理

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長 佐藤真子 書記 菅原明大 書記

6. 会議事件は次のとおりである。

### 議 事 日 程

○ 第 1 日            6月6日(水)            午前9時30分開会

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 2 | 会期の決定   |
| 日程第 3 | 諸般報告 <ul style="list-style-type: none"><li>・町村議会議長・副議長全国研修会の報告</li><li>・平成29年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告</li><li>・みかわ振興公社第20期決算状況並びに第21期事業計画の報告</li></ul> |
| 日程第 4 | 議第35号 平成29年度三川町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について  |
| 日程第 5 | 議第36号 三川町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について  |
| 日程第 6 | 議第37号 三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について   |
| 日程第 7 | 議第38号 平成30年度三川町一般会計補正予算(第1号)  |
| 日程第 8 | 議第39号 平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)   |

○ 散 会

○議 長（小林茂吉議員） ただいまから平成30年第4回三川町議会定例会を開会します。  
(午前 9時30分)

○議 長（小林茂吉議員） これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番 志田徳久議員、  
3番 佐藤栄市議員、以上2名を指名します。

○議 長（小林茂吉議員） 日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

この件につきましては、過般、議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について、議会運営委員会委員長の報告を求めます。3番 佐藤栄市議員。

○3 番（佐藤栄市議員） 過般、議長の要請により、去る6月1日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

本定例会には、町長提案として、平成29年度一般会計補正予算の専決処分の承認1件、条例の設定及び改正の専決処分の承認2件、平成30年度一般会計及び特別会計補正予算2件、条例の改正1件、以上6件であり、この他に諸般報告3件、一般質問5名であります。

本定例会にあたり、副町長並びに総務課長より内容等の説明をいただき、本定例会の会期を本日6日から11日までの6日間と決定をみたものであります。なお、参考までに議事日程を申し上げます。

第1日目の本日は、諸般報告を行った後、平成29年度一般会計の専決処分の承認1件が上程となり、質疑、討論、採決を行います。次に、条例設置及び改正の専決処分の承認2件がそれぞれ上程され、質疑、討論、採決を行います。次に、平成30年度一般会計及び特別会計補正予算2件が一括上程になり、質疑、討論、採決を行います。これで本会議は散会となります。

第2日目の7日は、本会議は休会であります。

第3日目の8日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。一般質問は5名の議員から通告があり、通告順に5名の議員が一般質問を行います。これで本会議は散会となります。

第4日目の9日と第5日目の10日は、本会議は休会であります。

第6日目の最終日11日は、午前9時30分に本会議を開き、条例の改正1件が上程され、質疑、討論、採決となります。これで付議事件は、全部終了となります。

以上のとおりでありますので、議員各位の活発なる質問をいただくとともに、町当局からは明快かつ分かりやすいご答弁をいただき、本定例会の進行が会期内に終了できますよう、特段のご協力をお願いしまして議会運営委員会の報告といたします。

○議 長（小林茂吉議員） お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月11日までの6日間とすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月11日までの6日間に決定しました。
- 議長（小林茂吉議員） 日程第3「諸般報告」を行います。  
初めに、議員派遣の報告であります。これは3月議会定例会において議員派遣を決定したものであり、派遣議員からの報告を求めます。9番 梅津 博議員。
- 9番（梅津 博議員） 町村議会議長・副議長全国研修会の研修について報告いたします。

#### 町村議会議長・副議長全国研修会の研修報告

##### 1. 目 的

地域の自主性及び自立性の高まりが求められている現在、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任は格段に重くなっている。そのような中、町村議会においては、これまで住民に開かれた議会を目指す取り組みを実施するなど、分権時代に対応した活性化方策を積極的に展開してきている。

こうした状況を受け、町村議会が果たす役割の重要性を再確認し、一層の活性化に資することを目的に参加した。

##### 2. 研修日程 平成30年5月28日(月)

##### 3. 参加者 小林茂吉 議長 梅津 博 副議長

##### 4. 研修地 東京国際フォーラムホールA

- ##### 5. 研修内容
- ① 講演 「町村議会議員の議員報酬等のあり方 中間報告」
  - ② 講演 「町村議会のあり方に関する研究会報告書」
  - ③ 講演 「議会の権能の使い道と議会の立ち位置の有効活用  
～小さな町議会の小さな挑戦～」
  - ④ 講演 「住民に向き合った議会運営と広報紙づくりを实践」
  - ⑤ 講演 「議会活性化への取り組み  
～住民から期待される議会を目指して～」

以上のとおり研修したので報告いたします。

平成30年6月6日

三川町議会

副議長 梅津 博 ㊟

○議長（小林茂吉議員） 次に、町当局より「平成29年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書」並びに「みかわ振興公社第20期決算状況並びに第21期事業計画」について報告したい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 初めに、平成29年度三川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご報告申し上げます。

今回の繰越計算書は、地方自治法施行令第146条の規定によりご報告をいたすものであり、平成30年3月開催の第2回議会定例会において議決をいただきました一般会計の繰越明許費事業予算に係るものであります。

平成30年度に繰越しました事業は、養護老人施設改築事業助成金の繰越しに係る「老人福祉費」、担い手確保・経営強化支援事業費補助金の繰越しに係る「経営体育成支援事業」であります。繰越額等につきましては、それぞれお手元の計算書のとおりでございます。

次に、株式会社「みかわ振興公社」第20期決算状況、並びに第21期事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告申し上げます。

「いろり火の里施設」につきましては、本町の交流拠点施設として町内外の多くの皆さまよりご利用とご愛顧をいただいておりますことに、まずもって感謝申し上げる次第であります。

また、昨年5月2日には、入浴者数が累計700万人を達成し、今後もさらなる利用の拡大を目指してまいります。

第20期に当たります平成29年の決算状況についてであります。厳しい経営環境にある中で、経営の維持と安定確保を図るべく、町と指定管理者である「みかわ振興公社」が緊密に連携しながら、施設設備の改善や経費節減などに努めてきたところであります。

当期におきましては、前期の経営状況を踏まえながら、特に宿泊部門の営業戦略を強化し、お客様ニーズに沿った割安感のある宿泊プランの提供や特別優待券の発行などにより、宿泊や入浴者数の増加に繋げ、売上高については、順調に推移したところであります。しかしながら、光熱水費をはじめとした一般管理費の伸びが大きく、結果として経常損失を計上したところであります。

具体的には、第20期みかわ振興公社経営概況と決算報告書、3ページ「部門別の5期売上高推移」に示しておりますが、施設全体の売上高といたしましては2億7,999万948円で、前期と比較し980万円余り3.6%の増加となったところであります。4ページにありますように、「販売費及び一般管理費」につきましては、人件費や光熱水費の増加等により2億875万331円となり、前期と比較し1,890万円余り10%の増加となったところであります。

このようなことから、最終的な決算といたしましては、当期の純損失は8ページの「損益計算書」下段のとおり573万7,699円の赤字となり、繰越利益剰余金の当期末残高につきましては、9ページに記載のとおり、292万6,579円となったところであります。

続きまして、第21期、平成30年の経営方針でございます。前期の経営結果を踏まえながら十分精査し、維持管理コストの低減を図るとともに利用者ニーズを的確に捉え、営業活動の強化やさらなる接客サービスの向上に努めてまいります。



特に、庄内の中央に位置する利点を活かし、いろり火の里を拠点に行動する観光客の誘導を図るとともに、昨年から導入したマイクロバスを活用した営業活動の展開などにより、さらなる利用促進につなげ、集客力の向上を図ってまいります。

今後とも厳しい経営環境は続くものと予想されますが、いろり火の里施設のさらなる賑わいと、町民及び利用者から高い評価を得られる運営を目指し英知を結集してまいりますので、今後ともご理解とご協力を賜われますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、諸般報告を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 次に、日程第4、議第35号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第7号）」の専決処分の承認についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第35号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第7号）」の専決処分の承認について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、年度末のため、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めます。

その概要を申し上げますと、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、5,080万円を減額し、補正後の予算総額を45億5,394万円といたしましたものであります。

まず、歳出について申し上げますと、2款総務費については、財産管理費においてふるさと基金積立金を減額補正するものであり、7款商工費については、ふるさと応援寄附金推進事業の報償費等を減額補正いたしましたものであります。

次に、歳入につきましては、7款自動車取得税交付金、9款地方交付税、13款国庫補助金、16款寄附金、17款繰入金及び20款町債について、所要額を計上いたしましたものであります。

また、第2表地方債補正につきましては、歳入歳出の決算見込みにおいて、起債額等についても精査し、既定の限度額3億6,480万円を3億5,240万円に減額補正いたしましたものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 2点ほど伺いたします。

4ページの歳入にあります、自動車取得税交付金の増額の要因について伺いたいと思います。

次に、6ページの商工振興費のふるさと応援寄附金の謝礼の減額についてであります。寄附金が減額したことによる謝礼額の減額、これは直結したものなのかどうかを確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 1点目の自動車取得税交付金の補正に関してでございますけれ

ども、これにつきましては、基本的に自動車取得税、ユーザーが支払った分について、町に交付金として交付されるものでございます。経過的に見込みよりも多く歳入がございましたので、補正予算 470 万円ということで計上したところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ふるさと応援寄附金推進事業の中の謝礼についての減額でありますが、これについてはご指摘のとおり、寄附金額の減額に伴う直接的な減額になってございます。

○議長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 県内で自動車が多く売れたということの解釈でよろしかったかと思えます。町で管理する道路の面積に応じて支払われるということを知ったので、そういった面からということかと思っただけ確認させていただきました。そうではなくて、車が多く売れたということに理解しました。

ふるさと応援寄附金のことでありますけれども、手数料が発生するとお伺いしております。その謝礼の減額分にも手数料といったものが入っているのかどうか。

寄附金に対して謝礼金が占める割合が比較的が多いと感じるわけでありましてけれども、返礼品を3割に抑えるようにした、今年度からもう少し割合的なものは下がるのかどうか、見込みについてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問のポータルサイトの手数料でありますが、これについては、ただいまの謝礼には入ってございません。別で2,800万円ほどになってございます。

それから、29年度の寄附金に対する返礼の割合についての30%につきましては、当初から三川町で通しておりました、基本半返し。返礼の気持ちを表すという形での支払いになってございます。ただ、30%以下という対応につきましては、30年度から対応しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5 番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 私から2点質問いたします。

6 ページの民生費で保育園費、金額の補正はゼロということですが、その補正額の財源の内訳ということで、地方債を当てにしたのがなくて、一般財源でその分を充てたのか。

それから、次の6款の農林水産費も同じですね。その他ということで入る予定がなくなって一般財源に充てたのか。この変わった理由というのは、どういうことか教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 2点ご質問がありました。

1 点目の保育園費の地方債の減額。これにつきましては、町債が対象となる事業費が減額したことに伴いまして、起債の地方債の第2表がございましたけれども、そちらとも関係しますが、110万円が起債対象とならないということで減額をしたものでございます。一般財源は増えておりますが、基本的に歳出の方で減額をしなかった関係で、財源的に一般財源を

充当した形になっておりますが、事業費そのものが減っておりますので、決算の際には残るといふ形になろうかと思っております。

それから、同じように農業振興費につきまして、これはふるさと基金を充てる事業として、農業振興費関係では3事業を予定しておりましたが、こちらでも事業費の減に伴って基金を充当しないと、できないと言った方がよろしいのかもしれませんが、そういったことで減額し、その分が同じように歳出を減額しておりませんので、一般財源として振り替えた起債となったものでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） 同僚議員からもありましたふるさと応援寄附金と基金の関係も含めましてですけれども、ふるさと応援寄附金は当初から比べて5,400万円のマイナスと。その中で、歳入で5,400万円がマイナスになりまして、歳出で積み立てを2,000万円減、それから経費であります推進事業費に関して3,080万円の減ですけれども、その差額といいますか、5,400万円と基金積立事業費を足しても5,080万円ということで、320万円ほどの差額があるわけでありまして、これについては、他の経費は、ふるさと寄附金が少なくなってもかかったというような理解でいいのか。この320万円の差額についての説明をお願いしたいと思います。

それから、戻りまして歳入の4ページの方。全体で見れば自動車関係の交付金と地方交付税で増額になった分、町債を減らしたというような流れのようではございますけれども、それで、地方交付税に関してですが、当初の予算から見れば確かに増額になっていると。3月末での国の最終的な金額ということで、毎年同じような流れにはなっているんですけれども、その補正で来る金額というのが、町の当初の目論見といいますか、予定といいますか、そういうものに比べて小さいのかなと私は見たんですけれども、その辺を町としてはどのように受けとめているのでしょうか。

過去の実績を見ますと、28年度においては、補正関係で8,000万円ほど来ていますし、27年度では9,600万円が来ています。29年度では、今回の670万円を足しても1,600万円くらいということで、補正で来る金額が急激に減っているように私は受けとめておりますけれども、その辺について当局はどのように受けとめて、実態をどのように分析しているのでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） まず1点目のふるさと応援寄附金関係の歳入・歳出のご質問でございましたけれども、今回の積み立ての方につきましては、2,000万円減額して積み立てをし、歳出においては主に8節報償費の方を減額したものでございます。この計上に当たりましては、後程決算、5月末で締めましたので出てまいりますけれども、他にも細かい部分で節ごとに残額はございました。それを全部細かく出せばよろしいのかもしれませんが、決算の際に分かることでございますので、今回については大きなものとして出させていただきましたので、300万円ほどの差額は出ております。決算段階でもう少し小さい差額になろうかというふうに感じております。

2点目の交付税の関係でござますけれども、これについては議員からも質問ありましており、過去の補正額を見ますと、やはり8,000万円、9,000万円というお話がございましたけれども、大きいものでございました。29年度の特別交付税の関係でいきますと、やはり雪害関係、例年除雪費について、これに含まれてまいりますけれども、福井県の方でも大きな雪害がありまして、特別交付税そのものが配分としてどうだったのかなという面はあるかと思いますが、そもそもといたしましては、当初予算の段階で、やはり交付税の見込みについて、これまでどういった見込みをしてきたのかということが、今回の差額についてはあるのかなと思います。29年度の予算においては、普通交付税・特別交付税ともに見込みとして計上したのよりも最終的にはプラス、予算割りはしなかったわけですが、その差額については年々少なくなっている。それを当初予算の計上が、制度が高くなったと見るのか、余裕がなくなかったと見るのかについては、議員のご指摘の面は確かにあろうかと思えます。ただ、申し上げられますのは、29年度当初予算において普通交付税の見込みを立て、特別交付税の見込みを立てて、それに見合う歳入を確保できたというふうに私は感じたところであります。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員

○9番（梅津 博議員） 今、課長から説明があつたとおり、他に大きな被害があれば、こちらに回ってくる分が少なくなるというような、そういった性格のものの特別地方交付税ということで、今回の金額は分かるわけで、説明のとおりということで理解するわけですが、当初予算割れしない部分で、当初計画については妥当と私も思いますが、ここ3年の動きを見ますと、当初の金額は14億6,500万円ということで、同じ金額で設定しております。国の地方財政計画の中では、施政方針にもあるとおり2%減ぐらいの予算ということで推移すると、今後も推移するだろうし、それ以上に減額になるかもしれませんけれども、そういった中においては、結果的に見れば、前年から6,800万円も減っているということで、4.4%ぐらいマイナスになっているということで、その辺をどう捉えているのかということも伺いたいたいわけです。

全国での地方交付税の枠というものを決められながら、国で決めながら各地方に振り分けるわけですが、平均よりも多く減額されているといった三川町の立場をどのように捉えているのか伺いたいたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 当初予算の見込みの段階で、まずは国からは地方交付税総額についての減額は示されたところでございます。当初予算編成は30年度も同じでございますけれども、基本的には国の動向を見ながらという面はございますが、町の基準財政需要額、あるいは収入額を見込んでの交付税算入となってまいりますけれども、基本的には議員がおっしゃられたとおり、その交付税総額が減っている状況の中では、中期財政計画においても、その面についてはお示ししているところでございます。今後もそういった減少傾向は続く見込みの中で、どのように町の財政を健全化していくかという面では、この地方交付税は大きな収入の大宗を占めるものでございますので、重要な要素ではあります。これを29年度決

算の中で、31年度の予算編成に生かしていく必要はあろうかと思っておりますけれども、ご指摘のとおり、国はやはり地方交付税そのものはなかなか増えない状況にありますので、総額は維持すると言っております。

今後は町としてもその予算財源不足については、これまで積み立ててまいりました財政調整基金を活用しながら、財政不足を補いながら健全な経営に財政経営に努めていく必要があるというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第35号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第35号「平成29年度三川町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第5、議第36号「三川町税条例等の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第36号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「地方税法等の一部を改正する法律」、及び「地方税法施行令等の一部を改正する政令」等が、平成30年3月31日にそれぞれ公布され、原則として4月1日から施行されることに伴い、本町の税条例等の改正が必要となったところでありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、この3月31日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、個人町民税における均等割及び所得割非課税限度額の引上げ等、大法人に対する電子申告の義務化、町たばこ税の税率の3段階での引き上げ、加熱式たばこの課税方式の規定の整備であります。

また、固定資産税においては、生産性向上特別措置法の規定により市町村が作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資についての固定資産税課税標準に係るわがまち特例の新設等、及び土地等に対して課する固定資産税の現行の仕組みを3年間延長する改正等であります。

以上、ご説明申し上げますが、細部につきましては所管課長よりご説明申し上げますの

で、よろしくご審議くださいまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小林茂吉議員） 所管の課長より、説明を求めます。五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） それでは、私から、税条例の改正概要の説明をさせていただきます。

まず今回お配りしております税条例の改正概要につきましては、条番号順で整理させていただいており、個人町民税、法人町民税といった項目ごとになっておりませんのでご了承をお願いいたします。また、このたびの改正につきましては、多岐にわたっての改正内容となっておりますので、特に説明を要すると思われる項目を抜粋して説明させていただきますことをご了承願います。

それでは、税条例の改正概要と新旧対照表をご覧いただきながら説明をさせていただきます。

まず第20条年当たりの割合の基礎となる日数の改正につきましては、税条例第48条及び第52条に項ずれが生じたことからの所要の改正となっており、施行日につきましては、改正概要の表の左の欄に記載のとおり平成30年4月1日となっております。以下、施行日につきましては、各々同様に記載しておりますので、この後の説明につきましては省略させていただきます。

次に、第23条町民税の納税義務者等になりますが、まず第1項の改正につきましては、地方税法第294条第1項の改正に合わせた規程の整備であります。また、同条第5項の改正につきましては、地方税法第294条第8項におきまして、人格のない社団等について、電子申告義務化に係る規定を適用しないこととしたことに合わせた改正であります。

次に、第24条個人の町民税の非課税の範囲になりますが、まず第1項の改正につきましては、地方税法第295条第1項の改正に合わせ、平成33年度以後の各年度の個人町民税について、非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下とする改正であります。また、第2項の控除対象配偶者を同一生計配偶者に改める部分につきましては、地方税法施行令第47条の3において控除対象配偶者の定義が変更されたことによる改正であります。また、同項の「10万円を加算した金額」の文言を加える改正につきましては、同じく施行令第47条の3におきまして、平成33年度以後の各年度分の個人の町民税、均等割、非課税限度額について、10万円を加算することとされたことに合わせた改正であります。

次に、第34条の2所得控除につきましては、地方税法第314条の2第2項におきまして、平成33年度以後の各年度分の個人町民税における基礎控除について、前年の所得金額が2,400万円以下である所得割の納税義務者については43万円、2,400万円を超え2,450万円以下について29万円、2,450万円を超え2,500万円以下については15万円、そして、2,500万円を超える納税義務者については、基礎控除の適用はないこととする等の改正がされたことから、その基礎控除に所得要件を創設する改正となっております。

次に、第34条の6調整控除につきましては、地方税法第314条の6におきまして、平成33年度以後の各年度分の個人町民税における調整控除について、前年の合計所得金額が

2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除の適用ができなくなることに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用はできないこととする等の改正がされたことから、調整控除額に所得要件を創設する改正となっております。

次に、第36条の2町民税の申告の第1項につきましては、地方税法第317条の2におきまして、公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が、源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要としたことによる改正であります。

次に、第48条法人の町民税の申告納付の第2項、第3項。新旧対照表では7ページからになります。地方税法第321条の8におきまして、内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取り扱いを踏まえ、所要の改正を講ずる改正を行ったことに合わせた改正となっております。また、同条第10項から第12項につきましては、平成32年度からになります。資本金の額又は出資金の額1億円超の内国法人等の大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務についての規定となっております。

次に、第52条法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金につきましては、地方税法第327条の納期限の延長の場合の延滞金について、増額更正及び修正申告に係るものの計算期間についての改正に合わせた規定であります。

続きまして、第92条製造たばこの区分、新旧対照表は13ページになります。

地方税法第464条第2項の製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を設ける改正に合わせた製造たばこの区分を新たに創設したものであります。

次に、第93条の2製造たばことみなす場合につきましては、地方税法第466条の2として、製造たばことみなす場合が新たに規定され、加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリン等の混合物を充填されたものを製造たばことみなして、地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことすることとしたことから、同様に新設したものであります。

第94条たばこ税の課税標準は、地方税法第467条において、加熱式たばこの課税標準を加熱式たばこの重量及び価格により、紙巻たばこの本数の合計数と換算方法とし、その換算方法を平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行することと、加熱式たばこの課税標準をそれぞれ規定する改正に合わせた改正であります。なお、段階的に移行することから、税条例の第1条の改正においては、平成30年10月1日施行分を、第2条改正においては、平成31年10月1日施行分というように、第5条までの改正となっているものであります。

次に、第95条たばこ税の税率につきましては、地方税法第468条におきまして、市町村のたばこ税の税率を平成30年10月1日から1,000本につき5,692円、平成32年10月1日から6,122円、平成33年10月1日以後は6,552円に3段階で引き上げる改正に合わせた改正であります。なお、この3段階での引き上げのため、第1条、第3条及び第4条で

の改正となっているものであります。

次に、改正概要の6ページ、附則第5条、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等につきましては、地方税法附則第3条の3第4項の平成33年度以後の各年度分の個人の市町村民税所得割の非課税限度額を10万円引き上げる改正に合わせた改正となっております。

次に、附則第10条の2法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、わがまち特例の規定であります。新旧対照表では20ページからになりますが、地方税法附則第15条につきましては、固定資産税との課税標準の特例を規定しているものであります。第1項から第19項につきましては、それぞれ全面的な見直しや、対象施設等の追加と、さらには適用期限の延長等の改正が行われ、それに合わせた新設、もしくは改正であります。これらにつきまして、条例で定める割合につきましては、いずれも参酌基準を取るものとしているものであります。

次に、第22項になりますけれども、地方税法附則第15条第47項として、中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に認定先端設備等導入計画にしたがって取得した一定の機械装備等について、固定資産税の課税標準を新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年間は、その価格に零以上1/2以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合を乗じた額とする条文の新設に合わせた新設であります。この条例で定める割合につきましては、「零」とするものであります。

次に、附則第10条の3新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告になりますが、まず第3項から第11項につきましては、地方税法附則におきまして、項ずれが生じたことによる改正であります。第12項につきましては、地方税法附則第15条の11として、高齢者、障害者等の利用条の利便性及び安全性の向上を目的としたバリアフリー改修工事が行われた劇場等の既存建築物について、固定資産税及び都市計画税の減額措置を講ずることとされ、減額対象家屋の納税義務者は、市町村の条例で定めるところにより、改修工事後の3月以内に市町村に申告することの条文が新設されたことから、その申告についての規定を新設したものであります。

次に、附則第11条から附則第15条につきましては、いずれも地方税法附則の土地に対して課する固定資産税及び特別土地保有税の現行の仕組みを3年間延長することとされる改正に合わせた改正であります。

最後に、平成27年改正条例附則第5条につきましては、新旧対照表では39ページになります。

平成27年に改正しました三川町税条例の改正にありまして、そのうち附則第5条町たばこ税に関する経過措置になりますが、平成27年改正地方税法附則第20条の平成27年改正において講じた旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの税率を平成31年9月30日まで適用する改正に合わせた改正であります。

以上でございます。

○議 長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。



○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） この税条例に関して、専決処分をせざるを得ないこの時期に国から来ているということは、これ10月ですから、まだ遅くとも間に合っているわけで、やはり予算の関係もありますので、この時期になったのかなと思いますが、もう少し早めに入ってくるのか、これはできないものか。どのような経過があったのか。もし、その経過が分かればお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 地方税法の改正につきましては、税制改正という形で、年度前または年度後に県を通じていろいろ情報が入ってきます。ただ、地方税法等の改正を受けた税条例の影響、税条例で規定すべき内容等につきましては、やはり2月、3月というふうには、徐々に情報が入ってくる状況でございます。そして、地方税法そのものの可決につきましては、今回3月28日、記憶では28日だったと思うんですけども、可決、そして、すぐに31日施行ということで来るものですから、やはりこのように専決という形を取らせていただくざるを得ないということでもあります。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8番（成田光雄議員） 国の動向によって、そういうふうになっているというのは分からないわけではないですけども、やはりもう少し親切な情報の流し方というものも必要ではないかなと私は思います。

今の税条例の改正の概要について若干伺いますけれども、町としまして、30年の10月、あるいは31年、そして33年辺りですね、今回上がる分を想定した場合、とりあえずたばこ税だけでいいですけども、それはどのぐらいの額が上がるのか。

それから、もう一つは、地方税法に係る、いわゆる町民税の関わりでありますけれども、そちらの関わりで所得に応じた、いわゆる負担割合の多い層というのはどういう層になるのか。

それから、あともう一つは、この2,400万円、2,500万円の所得のある方は、三川町には何人いるのか。

この三つです。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） たばこ税ですけども、先程申し上げましたように、町税としましては1,000本当たりということで表記になっております。たばこそのものからしますと、国と県、そして市町村の持ち分があるわけですけども、それを3年間で1円ずつ上がると、トータルで1本当たり3円上がるというふうになっております。

あと、個人町民税に係る所得層という問いだと思っておりますけれども、大変申し訳ありませんが、その分析したものは手持ちにございませんで、ご了承いただきたいと思っております。さらに、2,500万円を超える所得者数ということですけども、人数までは手元にはございませんけれども、やはりそういった所得の方々も少しいらっしゃると思っておりますけれども、今は手持ちにございませんで、ご容赦いただきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私の方からは1点、税条例改正概要ということでいただいた資料の8ページで、再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の固定資産税のというところで、何種類かの再生可能エネルギーの条目があります。でも、実際、本町では5,000kW以上の水力とか地熱発電、2万kWのバイオマスはなかなかしにくいんですけども、その中で、出力20kW未満の風力を電気に変換する発電所、風力発電です。これは本町でも場所さえあれば可能かなというふうに思っておりました。それで、参酌して3/4ということでもありますけれども、その辺、本町としては、7/12から11/12まで、町で決めることができるというふうなことになっているようです。この辺、本町で再生可能エネルギーを進めるために普及するような税の措置というものは考えなかったのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 今回に関しましては、特に環境担当の方とは協議をしなかったところです。ただ、去年ですけれども、去年が再生可能エネルギーの特例措置ということで、新たに出てきた段階におきましては、環境担当の方と協議をさせていただきました。環境担当の方では、そういった推進をするうえでは、できるだけこの特例の割合を下げさせていただいた方がいいという意見もあったところです。ただ、税担当といたしましては、貴重な税財源でもあります。参酌基準につきましては、参酌基準で地方交付税の算定の方に影響するものですから、どうしてもそういった兼ね合いもございまして、基本的な考え方として、この参酌基準というのを採用させていただいているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） そういう意見もあったんですけども、参酌基準を外れると国からの交付税で少しペナルティが分かりませんが、何かがあるということですが、これは国が進めている、いい再生可能エネルギーなので、実際これを参酌基準から外したということで、どのぐらいの国からのペナルティというか、そういうのがあるかというのは、試算みたいなものは行われたのでしょうか。私はあまり影響ないのかなと思っているんですけども、その辺、お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 基準財政収入額の方で、この参酌基準の75%を見ますよということになってございます。仮に、この参酌基準より特例の割合を大きくしたとしても、そのペナルティ云々ではないんですが、その分、当然に税収が少なくなるということになります。そういった考え方でございます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第36号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第36号「三川町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 次に、日程第6、議第37号「三川町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第37号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」が本年3月22日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたところではありますが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、この3月31日付で専決処分を行ったものであり、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

その主な改正内容といたしましては、看護小規模多機能型居宅介護の開設者として病床を有する診療所を開設している者も認めるとともに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、及び夜間対応型訪問介護を提供する者の範囲を国の基準に合わせて改正したものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから、議第37号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認」の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第37号「三川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条

例の制定についての専決処分の承認」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 （午前10時34分）

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 （午前10時55分）

○議長（小林茂吉議員） お諮りします。日程第7及び日程第8、以上2件を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（小林茂吉議員） 異議なしと認めます。したがって、日程第7及び日程第8、以上2件を一括議題とすることに決定しました。

○議長（小林茂吉議員） 日程第7、議第38号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第1号）」、日程第8、議第39号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただいま一括上程されました、議第38号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第1号）」及び議第39号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」、以上2件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

各会計とも事務事業の執行によりまして、新たに発生し、または財源の調整が必要な款項で補正を要する費目について、補正をお願いいたすものであります。

はじめに、議第38号「平成30年度三川町一般会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,211万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を46億167万円といたすものであります。

まず、歳出について、その主なものを申し上げますと、2款総務費については、企画費における移住世帯向け報償費及び庄内の翼事業負担金を追加補正、6款農林水産業費については、農政対策費における農業次世代人材投資資金給付金を追加補正いたすものであります。

8款土木費については、土木総務費における法定外公共物整備事業費補助金の追加補正、河川総務費における修繕料の追加補正、及び下水道費における下水道事業特別会計繰出金の追加補正であり、9款消費費については、防災費における危機管理専門員の共済費及び雇上賃金の追加補正、並びにコミュニティ助成事業費補助金を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い14款国庫支出金、18款繰越金、及び19款諸収入にそれぞれ所要額を計上いたすものであります。

また、第2表債務負担行為補正につきましては、三川町土地開発公社の土地造成事業に対する債務保証として、限度額を2億8,000万円として追加補正いたすものであります。

次に、議第39号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を3億4,720万円といたすものであります。

まず、歳出であります。2款事業費については、新たに公共下水道に接続する世帯の管路布設等に係る工事費を追加補正いたすものであります。

次に、歳入であります。歳出の補正費目に伴い、1款分担金及び負担金、及び4款繰入

金にそれぞれ所要額を計上いたすものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 2点ほど、お伺いしたいと思います。

5ページにあります、上段、地域づくり活動推進事業の中の移住世帯向け記念品の事業内容についてですが、歳入の県支出金にあります移住世帯向け食の支援事業費補助金と関わりがあるのかないのか含めてお聞きしたいと思います。

6ページ、危機管理専門員雇上とあります。先日の定例懇談会で説明いただきましたが、やはり長期にわたっていただき、地域の実状を知ってから様々な計画を立てることが望ましいのかと思いますが、契約の仕方についてと今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 歳入5ページにおきます地域づくり活動推進事業と歳入の県支出金であります移住世帯向け食の支援事業費補助金との関わりでございますが、こちらの事業につきましては、県と市町村の連携加速事業と言われる一つでありまして、山形らしい移住促進策の展開として、県外移住者への食の支援を、県の補助金を活用して行うものでございます。負担の割合といたしましては、県が1/3、町が1/3、それから、実際に記念品として贈ります米と醤油、味噌がありますが、こちらについては、JA全農山形、それから、山形県醤油味噌工業共同組合が、やはり1/3という負担割合で事業を展開するものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 6ページの危機管理専門員の雇上に関するご質問でございましたが、現在想定しております専門員につきましては、秋田県の横手市の方で、そういった災害対策に関わっていらした方で、知識・経験については申し分のない方を想定しているところでございます。この契約と申しますか、処遇につきましては、会計年度ごとの任用の臨時職員となりますので、基本的には、この補正予算を議決いただいた後に、本人との話し合いとなりますが、30年度については、31年3月31日までが任期となります。この専門員の役割につきましては、特に地域防災計画の見直し、さらにはハザードマップの見直しを30年度予定しておりますが、それ以外にも、災害対策マニュアル、本町においてはなかなか整備できない状況にあります。例えば、河川の増水時のタイムライン、そういったものも、この議場でもいろいろ議員の皆さまからもご指摘をいただいているところでございます。そういった課題がまだまだございますので、31年度以降につきましても、ご本人の実際の勤務の状況を見させていただきまして、職員であれば人事評価制度がございます。臨時職員、非常勤職員につきましても、そういった評価をしながら、次の会計年度の任用というのも当然あり得る話だというふうには考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 県外からの移住者への支援ということだったと思います。県事業ということで、県が、例えば関東から移住者を連れてくるといった場合、どこの町に移住するかといったものを選ぶのかなと思うんですが、三川らしい特色というか、そういったもの、どのようにして発信しているのか、もしあればお聞きしたいと思います。

危機管理専門員の件であります。60歳とお伺いしました。来年以降というか60歳以降、臨時職員においては定年というものはどうなのか分かりませんが、その辺の雇い入れについて、考え方をもう一度お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 県外からの移住世帯の対象ですが、県が連れて来るという場合もあります。その対象としましては、直接町が相談を受けて県外から移住された方も対象となります。ただし、あくまでも、会社の転勤とか就職、あるいは進学、そういった方は対象にはなりません。あくまでも、やはり移住を求めてくるような方で、公共的な窓口において予め相談があった方が対象となるということでございます。町としましては、庄内管内の件も含めた2市3町、それから、県も含めた中で、庄内地域移住交流推進協議会を組織して庄内全体の情報発信も首都圏向けに行っているところでありますし、そういった中で、本町を希望する方も、この事業に該当すれば活用できるものと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 一般的な職員につきましては60歳定年でございますので、本町においては、臨時職員、非常勤職員においても、基本的にはその60歳をもって定年というような考えをしております。ただし、一般職につきましても、再任用制度がございます。知識、経験を生かして職務をしていただける方につきましては、例えば、現在保育園・幼稚園の園長もそうでございますが、基本的には65歳までというような形でしているところでございます。そういった面では、専門員につきましても、先程申し上げたとおり勤務していただいている話になるかと思いますが、60歳以降についても、職員の再任用に準じた形で臨時職員を雇用していくことができるのかなと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 私の方から3点ほど質問させていただきます。

まず初めに、歳出の方から。5ページ、総務費の庄内の翼事業負担金、こちら補正で出てきたということで、補正で出てきて、このタイミングで負担金が発生しているという内容の説明をお願いします。

また、その下、8款土木費、河川総務費の修繕料、この中身の方をお願いします。

次のページ、6ページになりますが、先程も同僚議員質問いたしましたが、危機管理専門員ということで、説明の中では、防災のハザードマップであったり、地域防災計画の方の策定に関わってもらうという説明でありました。まだ本人の能力としては未知数な部分がありますが、その本人ありきで計画を進めていくのかどうかというところを、まず一点お伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 庄内の翼事業につきましては、庄内空港の利用促進を図るとともに、庄内とゆかりの深い鹿児島市との相互交流を目指すものとしたしまして、庄内の翼実行委員会を今後組織するというので、現在進められております。2市3町のほかに、庄内空港利用振興協議会、それから、鶴岡市・酒田市の商工会議所等が実行委員会の中に加わって、今後具体的なスケジュール等が示されてきますが、現在の予定としましては、10月に鹿児島市との交流を目的としまして、チャーター便を庄内空港から発進するという予定でおります。それに今2市3町と庄内空港利用振興協議会がそれぞれ一部助成を行うという予定でおります。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ご質問がございました5ページの8款土木費1目河川総務費の中の修繕料でございます。この修繕につきましては、本町内における歌枕排水機場の施設の修繕でございます。その内容といたしましては、歌枕排水機場のポンプを動かす際に、停電したときに操作盤を動かすための電源装置でございます。現在、バッテリーにより動かすことができるような施設になっております。この使用年限が経過したことに伴い、バッテリーの交換、修繕を行うものとなっております。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 6ページの危機管理専門員の今回の補正予算の上程でございますが、基本的にはご本人に、この6月補正の議決を条件として打診をしているところでございます。この賃金そのものも、本人の経歴等を勘案いたしまして積算をしておりますので、基本的には、現在交渉しておりますこの方について専門員を見込んでいるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、まず一番最初の庄内の都事業の件ですが、庄内空港利用振興協議会の方が一部助成が入っているという説明でした。その中で、県としてもどのような関わり方になっているのか。この事業に対しての県の関わり方があれば説明いただきたいというふうに思います。

2点目の歌枕の排水機場の発電機の方ですが、同様の事案といたしますか、他の施設の方もそのように修繕といたしますか、交換の方が必要になってきているのではないかと思います。これが、診断がどの時期にされたのかというのは分かりませんが、これから7月・8月のゲリラ豪雨の危険がある時期にかかってくるということで、その辺も考慮して交換の方、時期を見定めていただきたいというふうに思いますし、できるだけ使用するという考え方は分かりませんが、危機管理の面からいって、定期的に交換するという考え方もあると思います。その辺の考え方を伺います。

最後、防災費の危機管理専門員ですが、危機管理専門員ありきで計画を策定していくのか。例えば、一応30年3月31日までの契約だというお話でしたが、その間に計画の方が進まなくても、その方とは状況を見て契約を結ばないのかどうか。それとも、その方の計画をメインに置いて、その方が計画のメインに置かれて策定に進んでいくのかどうかということ

お伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 庄内の翼事業に関わる県の関わりですが、今のところ実行委員会の中に直接山形県の名前はないところでありますが、庄内空港利用振興協議会の運営については県の方も大きく関わっておりますので、そういった資金等の部分については、県の補助金等もその振興協議会全体の中には含まれているものと理解しております。

○議 長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 歌枕排水機場関連の施設の関係でございます。施設の方の保守点検、メンテナンスという点であろうかと思っております。この施設につきましては、電気保安協会の方と業務委託を結んでおりまして、その中において、電気施設の設備の状況を確認しております。今回バッテリー関係については、メーカーの指定されている経過年数を過ぎ、若干使えるものの早期の更新をとということでご指摘いただいております。その段階において、バッテリーなものですから、比重を確認し、使用できる段階まで使用するというスタンスで使用しております。

このような施設、町内にいくらかあるかということですが、他におきましては、国で管理しております成田排水機場、この施設は国の方で管理をいたしております。また、大山川に流します沖堰・尾花両排水機場、これも同様のシステムのスタイルとなっております。こちらの方も発電装置等ございますので、電気保安協会と業務委託を結び、その中において更新手続き等をするような形となっております。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 想定しております危機管理専門員につきましては、平成30年度の当初予算において、地域防災計画、ハザードマップの見直しをするということで予算の議決をいただいております。この方がいるからということで防災計画の見直しをするわけでもなく、ハザードマップの見直しをするわけでもございません。これまで改定する期間が長かったものですから、特に昨今の異常気象等を踏まえると、早めにその改定をし、実態に見合った防災計画を作るべきだという想定のもとに、この計画を立てたものでございます。基本的には、業務委託でその策定を行うつもりでございました。ただ、実際を見ますと、業務委託をした場合については、全国同様の防災計画になってしまって、ある程度地域の実状を踏まえたものがなかなかできにくい。

そういった中で、今回この専門員につきましては、自衛隊の山形県本部の方で紹介をいただいたところでございますが、国の特別交付税を用いて財源措置がなされる。ただし、この場合については、地域防災マネージャーの資格を持っている必要がある。経験も必要だと。そういった方がいらっしゃるというお話がありましたので、では、その方に、ぜひこの防災計画の策定の見直しのお力を貸していただきたいと。メインだというふうには考えておりません。危機管理係がメインになって策定をしております。さらには、これは町の防災会議に諮問をいたしまして、その改定内容を協議していただきますし、さらには、県への協議も必要となっております。先程議員からは、3月31日までに改定を終えるという話がござ



いましたが、私どもとしては、30年度予算の中で業務委託を用い、さらには、今回補正予算において、専門員を配置して防災計画の見直しを進めていく考えでございます。

ただ、協議の中では、防災会議、あるいは県との協議の中で、30年度内にできない可能性はございますが、ハザードマップの見直しは当然いたしますし、その中で、先程申し上げたとおり、専門員については、この地域防災計画の見直しだけではなく、防災計画に対するマニュアル、実際の活動マニュアル、そういったものも今後は、さらに見直しをした防災計画に基づいて作っていかねばなりません。そういった経験をすでに、他県・他市でございますが、していらっしゃる方ですので、そういった経験を踏まえて、私どもとしても、この方を紹介、本人からもご応募いただきましたので、実際に面接をし、知識・経験については私どもの方に力を貸していただける方だということで、今回は、臨時職員であります専門員という役職を設けたわけでございます。

この議決をいただきましたら、ご本人と交渉いたしまして、今年度については会計年度内、さらには、先程申し上げましたとおり、勤務評価もしてまいります。そういったものでは、31年度以降についても、状況によってはお願いしていきたいというふうには考えているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 5ページの6款農林水産業費、農業次世代人材投資資金給付金300万ですが、確か当初の予算の中では600万という予算計上がありまして、合わせますと900万ですので、1人150万の次世代資金ということになりますと、6の方が今年度新しく新規就農という形になったというふうに解釈できますが、新規就農する場合に、確か三つのタイプがありまして、全く外部から、Iターンとかという格好で新規就農する場合と、親の経営をそのまま生前贈与を受けまして経営をする場合と、それから、親元でも全く新しい経営を立ち上げるという確か三つのタイプがありますが、そのタイプ別はどのような格好になっているのかお伺いしたいと思います。

それから、コミュニティ助成金について、どちらでどのような事業をなされるのかをお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問の農業次世代人材投資資金給付金でございますが、ご質問の中で、当初予算が600万ということでしたが、実はその投資資金については、そのうちの300万になってございます。もう一つの300万については、農地中間管理事業の関係の予算でございます。今回その300万に対しまして、補正として300万をお願いしているところですが、この300万については、お話のとおり2名が対象になってございます。当初が2名、新たに2名ということで、4名分という形になりますが、そのタイプ別でございます。これについては、新たな2名の方については、双方等も親御さんは農業を営んでおられますので、親元就農という形にはなりますが、一緒に農業をするのではなく、いわゆる親元での新規の就農ということでの形態になってございます。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 6 ページの防災費、コミュニティ助成事業費補助金に対する質問でございますが、これについては、いわゆる宝くじの助成事業でございます。防災費、防災関係の対象事業となりまして、今回対馬自主防災会がこの対象となりまして、内容としては、発電機、投光器、それから、小さなプレハブのようなものですが防災倉庫、メガホンだとか、こういったものが総事業費で111万9,000円ほどになりますが、そのうち110万円が助成となるものでございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） では、とにかく4人が新規就農という格好で、今2人の話はありましたが、もうあと2人についてと、それから、所得が増えますと減額されるという仕組みがあるわけですが、その辺のところで、実績がある方もおられますので、所得が減額になっているという状況があるのかどうかを一つお伺いしたいと思います。

それから、コミュニティ助成事業の宝くじの補助金ですが、なかなか申請しても該当しないというのはあると思いますが、そういう現実も聞いておりますが、現在申請中のものというのとはどのようなものがあるのか、分かればお願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 先程説明の2名の方以外の2名についても、新規就農という形での交付を受けております。ただ、そのうちの1名につきましては、平成27年度から交付を受けておまして、その農業収入の中で、先程言われましたとおり所得がありましたので、その所得に応じて交付金が減額になっております。ただ、30年度については、4年目になりますが、とりあえず150万円という満額を予算計上しているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 防災一般、コミュニティ助成事業についての県の窓口は今一つなわけですが、昨年度要望して、30年度該当にならなかった一般コミュニティの町内会としましては、助川町内会、成田新田町内会、三本木町内会、この三つの町内会が、いずれも一般コミュニティの要望を上げたけれども、今年度該当にならなかった。内容については把握しておりません。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 私の方からは2点お伺いしたいと思います。

5ページの8款土木費、法定外公共物整備事業費補助金ということで、どこの何に補助金を出すのか教えてください。

それから、下水道特別会計の歳出の方で、管路布設等工事請負費ということで、400万ですが、今、本町あちこち住宅も出ていますが、この管路布設はどこの場所なのか教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 初めに、5ページの土木費、土木総務費の法定外公共物整備事業費補助金でございます。こちらの対象町内会といたしましては、三本木町内会になるところでございます。費目につきましては、水路という形で補助を行うところとなっております。

ます。

また、三川町下水道特別会計補正予算の内容で、工事費の場所についてでございます。今現在、事前相談を受けております場所といたしましては、町内多種に富んでおります。横山について、2カ所ほど今現在申請が来ているところです。また、袖東地内においても、3カ所ほど申請が入っているところとなっております。対馬、三本木、袖東、ここら辺がでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 法定外公共物ということで、三本木地内の水路ということでした。よその町内会でもいろいろ計画されているというふうに思っておりますが、この辺は、申請すればほとんどすぐ進めるような体制になっているのか。今どうなっているか、今後の予定をお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 三川町法定外公共物整備事業についてでございますが、この事業におきましては、補助金交付要綱がございます。この要綱に合致するものについて、申請があった内容を確認し、その内容によって予算を確保しながら事業を進めていくところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 他にありますか。

9番 梅津 博議員。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） それでは、私の方から。

まず3ページにあります債務負担行為補正ということで、どなたもお聞きにならなかったのをお聞きしますが、土地開発公社に対する債務保証ということで、内容については、みかわ産業団地の第3期の事業ということで行ってはおります。改めて伺いたいのですが、ここで全農の倉庫の建設というようなあらましの内容は伺っているんですが、その具体的な内容について伺いたいと思いますし、今後の建設スケジュールについても伺いたい。この債務負担行為が、平成30年度から償還期間満了までということになりますが、これが満了する時期というのは、今の時点でどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

それから、歳出5ページ、同僚議員からもありましたが、地域づくり活動推進事業、移住世帯向け記念品、今回12万9,000円の補正計上ですが、件数として、どれぐらいの件数を見込んでの金額なのか。1件当たりの単価、内容について、どのような内容なのか分かる範囲で説明をお願いします。

それから、これもありましたが、6ページの9款消防費、非常勤・臨時職員分社会保険料等であります。いろいろ説明ありまして、内容的には大体理解しましたが、この方の採用によって様々な防災計画、あるいはハザードマップ等の具体的な名前も出ました。そういった防災関係の計画づくりを進めていくということでもあります。今までですと、当然そういった専門的な分野でありますので、他に、外部に業務委託ということで、いろいろしてきたわけでございますが、今回この方の採用によって、そういった外部への業務委託に関しては全く

いらなくなるのか。その辺の見直しについても説明を求めます。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 債務保証関係で、土地開発公社の部分での回答になってしまいましたが、スケジュールといたしましては、先月の5月25日、町の農業委員会、総会において、農地転用の協議をしていただいて、その後、今月の20日には県の農業会議へ諮問されて、そういった手続きが現在進められているところでありますし、今後地権者からの用地取得、それから、都市計画法による開発行為の許可を受けて、実際に工事に着手といった流れとなります。分譲時期等については、相手があることですが、本町において、来年の秋には施設を稼働させたいといった希望もあるみたいですので、分譲時期については本年内、12月までには工場を完成して、相手方に分譲したいと考えているところであります。

それから、施設の規模等については、詳しい資料等については相手方からもいただいておりませんので、差し控えたいと思います。

次に、一般会計補正予算の5ページの地域づくり活動推進事業の12万9,000円の内訳ということでありましたが、県の方では、山形県内全体で300世帯を想定しているというふうになっておりますが、先程申し上げました基準に見合うものとなりますと、本町内で、平成29年度においては、それに該当する方はありませんでした。したがって、本年度においても、実数としては少ないものと思いますが、予算上は5件、5世帯の予算を確保したところでございます。実際に記念品として差し上げるのは、お米と味噌、醤油ということになりまして、これも、米の場合は「つや姫」と「はえぬき」から選択することになるんですが、予算上は、本町としましては「つや姫」を選択しております。したがって、年間の1世帯当たりの米が60kg、それから、味噌、醤油がそれぞれ、味噌が3kgで醤油が3リットルといった内容なんですが、金額的には米の方が、全農と山形県醤油味噌工業共同組合から1/3の額を差し引いた額で本町の方に請求がまいりますので、県の補助金を含んだ額を予算措置しているわけですが、米の部分が2万3,934円、これは1世帯当たりです。それから、味噌、醤油合わせて1世帯当たり1,800円、これの5世帯分ということで、掛け算しますと12万8,670円となることから、この所要の予算を計上しているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 町の地域防災計画につきましては、国・県の防災計画に基づいて計画を進めているものでございます。国・県におきましては、特に国については、過去の熊本地震だったり、全国各地の風水害、そういったものがあるたびに防災計画の見直しを行っております。かたや、本町においては、これまで地域防災計画の本編に加えて、地震対策編と風水害対策、そういったものの防災計画の見直しを行ってまいりましたが、全体的な計画の見直しを行っていなかったために、国・県の表現、あるいは方法との乖離がございまして、そういった国・県の計画に基づくものの修正については業務委託、30年度当初予算で見えておりますので、これについては業務委託を行い、その修正を行う必要があるかと思っております。それ以外に、実際の三川町に対応した防災計画のあり方について、例えば、国・県の計画に地域性を加えるというような形であろうかと思っておりますが、そういった意味での計画の

見直しを行いたいと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 債務保証に関する再答弁をお願いします。

黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 償還の完了時期の部分としましては、先程分譲引き渡しを年内にということでありましたので、年内に相手方からの土地代金についても納入していただく予定としております。

○議 長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9 番（梅津 博議員） これ土地開発公社の分野なので答弁できるかどうか分からないんですが、私の持っている資料の中には、分譲計画というもののの中に、面積としては3万2,000平米ぐらいなんですが、公共用地ということで、道路、町道の関係があるんですが、あそこの産業団地、今回でほぼ全部分譲するということになるわけですが、将来的なことも考えて、その町道のあり方といいますか、利用の仕方についてはどのような協議がなされているのか。将来にわたって、あそこの産業団地が拡充されていくとなれば、ある程度大きめの町道が必要なのかなと私は思うんですが、そういった部分については、土地開発公社なり、町の方ではどのように考えて今回の金額の算定に至ったのか。その辺、伺いたいと思います。

それから、防災の専門員の関係なんですが、業務委託は予定通りやりますということで、地域特性、三川町の特徴といいますか、特性に従った、よりきめの細かい計画づくりというような意味合いでの仕事をするんだということでありました。この内容からして、では400万以上の経費が発生する中で、この方を雇用して防災計画を作っていくという意味合いといいますか、価値といいますか、そういったものの判断をどこに置くのかということでもあります。では、今までどおり業務委託というものがあがりながら、そこで町の防災計画なりは作れるというような判断であれば、この方を雇用して行う意味合いといいますか、それをどこに置くのかということでもあります。横手市での活動については伺ったわけですが、具体的に、この方を置いて、本町にとってどのような利点が発生するのかと。この辺について少し伺いたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 工業団地内における道路計画につきましては、内部でも検討しているところであります。天神堂工業団地とみかわ産業団地の間にある青山天神堂線、それから、今回新たに整備する、2期と3期の間の青山天神堂B線といった、県道と県道を結ぶ基幹道路的な部分については、やはり全体の分譲等を考えますと、町の方で、公共的な部分で、今後進めることが望ましいのではないかと。今回の、例えば土地開発公社予算の方には、そういった道路整備の根本的な部分については、全体の部分が入っていないところであります。そういった部分については、今後の拡張計画と合わせて、道路全体の計画を、やはり検討していく必要があるかと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 価値判断、意味合いということでございました。先程来の答弁について、私自身も防災計画の出来栄えについて随分ハードルを上げるような言い方をしてし

まったなと思っておりますが、そういった意味では、これまで危機管理係が、ここ数年、職員1名と臨時職員1名で業務に当たってまいりました。ただ、先程申し上げたとおり、いろんな防災に関わる事象がたくさん出ている中では、やはり職員が不足しているという面はこれまででありましたので、30年度においては、正職員2名体制といたしました。これも、やはり防災計画が30年度見直しをすると、ここ5年ほど行っていなかった内容に取り組むということで、職員体制を充実させたいという思いで増員もしてまいりました。ただ、やはりこの2名でも業務委託を行い、先程申し上げたとおり、国・県の防災計画とのすり合わせだけでいいのだろうかというような思いをもっている中で、こういった経験をもっているしやる方を活用する、特別交付税を活用する事業がございましたので、この方に入っていて、先程来申し上げている町独自の内容を加味することができればというような言い方をさせていただきました。

そういった意味では、業務委託だけでできた防災計画と、そういった知見を活用した専門員を含めた防災計画二つを見比べることはできないわけですので、これから作るもので、その価値判断という意味では、現場が、あるいは防災に従事する方々が、その計画に基づいて適切に行動できるかどうかだというふうには考えておりますので、結果としては今すぐ見えるものではなく、その防災計画の見直しは、今後の活動の中で当然さらに見直しが必要になってまいりますので、議員がおっしゃる価値判断、専門員が入ったことによる効果そのものを現時点で申し上げることはできないのかなというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 確認であります。今まで出ていました5ページの庄内の翼事業であります。これ今鹿児島県とゆかりのあるということですが、今おそらくNHKの大河ドラマの関係かと思えます。それで、参加者はすでに決まっているのか。例えば、その中で、役職的に三川の人も参加するのか。そういうものの助成という考えで良いのか。例えば、各2市3町フリーで考えれば、南洲神社の関係者とか、そういうことありますが、チャーター便ですので、何人程度で、どういう関係者が鹿児島を訪れるのか伺いたいと思えます。

そして、今まで出ています6ページの危機管理専門員ですが、当然危機管理係に配属になると思われま。そうした場合、今後消防の性能検査、操法大会、そして5月19日のような大雨の場合の待機、状況判断のために職員は活動しているわけですが、そういう活動もこの専門員は携わっていくのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 庄内の翼事業の準備委員会における現段階の資料によれば、全体の参加人数を約240名と想定しております。それについては、今後7月上旬に募集広報等を発信して参加者を募るということでありま。

それから、負担金ですが、これは、本町で予算化したものについては、本町から参加した方に対しての助成と。航空運賃に対する助成ということで、あくまでもそれぞれの2市3町で、住民が参加された人数に応じて、その実行委員会に航空賃の助成費として負担金を払うといった考え方でありま。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 専門員につきましては、危機管理係の方に配置するものでございまして、町の消防・防災業務の方に従事していただくことになろうかと思っております。ただ、イベントとか、災害時は当然のように対応していただこうと思っておりますし、イベント関係については、その人間的なものも含めて、必要に応じてその判断をしまいたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 専門員ですが、今イベントという言葉がありました、消防の活動、今勤めておりますので、土日に行事が主に組まれております。この方、臨時職員ということで、では土日は出勤しないで、業務に当たらないでという解釈でよろしいのか。災害時は別にしてです。

あともう一つ、庄内の翼事業、例えば、これから募集して240人を超えた場合、どういう選定基準で、どこでこの選定をしていくのか。そして、一般募集で、今回補正組みましたが、増えた場合、また補正額を増やしていくのか、逆に、この額の中で、人数で割っていくのか伺います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 消防団活動につきましては、近々あるものとしては、例えば消防機材の性能検査だとか、その後操法大会とかございます。先程の他の議員の質問にもありましたとおり、地域の実状をやはり見ていただく必要はありますので、例えば、性能検査において、一緒にその状況を見ていただく必要はあろうかと思っておりますが、操法大会、1日ばかりで行っているわけでございますが、それに全部出る必要はあるのか。そういったところは、土日が特に多いわけでございますので、臨時職員という立場もございまして、ただ、臨時職員の場合でも、週の労働時間、労働基準法でも定められていますし、そういったものを踏まえながら、必要に応じて三川町を知っていただくというような観点をもって判断していきたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 全体の人数を超えた場合等のお話ありましたが、この募集の仕方は、これから実行委員会等でまた協議になると思いますが、先着とか、そういったこともありますし、あるいは、逆に足りなかった場合とか、そういったことも想定されます。

それから、本町の枠としましては、庄内空港利用振興協議会の負担と本町の負担とを合わせて2万円という1人当たりの額なんです、庄内空港利用振興協議会が5,000円で、本町が1万5,000円ということで予算化しておりますので、本町の枠としましては10名というふうになっております。これが、仮に募集人数を実際に取りまとめた後、想定を超えた人数が来た場合については、早くても10月中旬以降ということで聞いておりますので、その辺は実行委員会等で協議しながら最終的には判断されるかと思っておりますが、やはりそれぞれの市町村の負担金でそういった調整が必要になってくるのではないかなと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 先程の債務負担行為の関係であります。これ聞けるかどうか分かりませんが、もしお答えできればお願いしたいと思います。

これは分譲までの債務負担行為になるかと思いますが、いろいろ、全農の倉庫の防災対策、いわゆる火災の場合の対応というのは、町は関係しなくてもいい、あるいは全農ですべて行えばいいのか、この消防法の関係、私つまびらかに分かりませんので、実際この図面を見ますと、確か2ヵ所に防火水槽みたいなものがあるようですが、その関連で、そこに引く配管工事はどのようになっているのか。あるいは、中の消火設備はどうなるのか。これは別に全農の問題であるから関係ないんだといえばそれまでであります。その辺、できれば防火水槽の配管工事はあるのかないのか、そこまで関わっていいのかどうか、関わらなくてもいいのかどうか、その辺、少し教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 今の造成計画において、都市計画法の基準によって造成計画を組んでいるところでありますが、造成段階で必要な防火水槽については、半径100メートルをカバーするというので、最低2ヵ所必要だという配置をしているところであります。それについては、貯留式となっております。防火水槽そのものに配管、給水管を引くといったことは考えておりません。これは第2期においても同様の形で行っております。ただ、別に事業所用として給水設備は給水管を建物内にやはり給水は行いますが、土地開発公社の工事としましては、分譲地の出入りの部分までの給水工事という形を考えております。

あと、建物自体に、またやはり消防法の規定があるようございまして、それは建築基準法によって、さらに建築主がその基準に則って消防の設備を整えるものと理解しております。

○議長（小林茂吉議員） 8番 成田光雄議員。

○8 番（成田光雄議員） 今ので理解できました。ただ、庄内全体の米、何十万俵ですか、それが火災になったとき、そういうふうになることはあってはならないんですが、そういう場合に、水が配管されていないというその事実になった場合、町に責任がなければ別にいいんですが、それはそれで良ければいいんですが、実際は貯留型で、結局配管から来るというわけではないわけで、あと問題は中が自分の方ですということなので、別に町が心配する必要はないんですが、周りの見る目というのはそうではないのであって、あそこがいろんなそういう災害に遭った場合なんかは、配管されていないという事実がどう受けとられるかというのは、非常に不安なところ、私はあるんです。ですから、それで問題なければいいのですが、通常であれば、脇に消火栓の水補給のものがあって、足しながら行っていくわけです。そういうこともできますので、庄内では唯一全農の倉庫というふうになりますので、その辺、盤石にした方がいいのではないかなと私は思うんです。問題がなければいいです。もし何かこれにコメントあれば。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 法基準上は満たす内容となっております。先程言いました建築そのものにも、やはり消防の、そういった何か所かは義務付けられておりまして、それには当然事務所用としての給水設備は当然整いますので、両面



そういった消防設備が整備される予定になっております。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議 長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議 長（小林茂吉議員） これから、採決します。平成30年度一般会計及び特別会計補正予算2件を一括して審議いたしました。採決は区分して行います。

最初に、議第38号「平成30年度三川町一般会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第38号「平成30年度三川町一般会計補正予算(第1号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 次に、議第39号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立 8 名 不起立 0 名）

○議 長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第39号「平成30年度三川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」の件は、原案のとおり可決されました。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会いたします。

（午前11時55分）

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

平成30年6月8日

三川町議会議長

三川町議会議員 2番

三川町議会議員 3番

平成30年第4回三川町議会定例会会議録

1. 平成30年6月8日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員	10番 小林茂吉議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 田中晃議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	遠藤淳士 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	黒田浩 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業員会事務局長	加藤直吉 建設環境課長
佐藤亮 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹	
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
-------------	---------	---------

6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 3 日      6月8日(金)      午前9時30分開議

    日程第 1      一般質問      5名

○ 散 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

一般質問は、5名の議員から通告がありましたので、通告順に行うことといたします。

なお、一般質問は、議会運営規程第86条第1項の規定により、答弁時間も含めて質問者一人につき、1時間以内といたします。ただし、反問及び反問に対する答弁に要する時間は除きます。

したがって、質問者は、簡潔に要点を、また、答弁者は、明快、簡潔に各々その要点を得るよう、特にご留意を願います。

最初に、5番 町野昌弘議員、登壇願います。5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員）

1. 子育て支援について

1. 本町の子育て支援センターは、子どもをのびのび遊ばせるには狭く利用時間も短いので利用しにくいとの声を多く聞きます。利用しやすいように改善するべきと思いますが、町の考えを伺います。

2. 町が学童保育に提供している施設（三川町児童交流センター）の老朽化が進んでいると聞いています。既存の公共施設を使うなど早めの対応が必要なのではないでしょうか、町の考えを伺います。

2. 町の土地利用デザインについて

1. みかわ産業団地の最後に残っていた場所には、入って来る企業も決まり、町の発展に明るい話だと思います。

本町の地理的優位性を見込んで、今後も町に来たいと考える企業が予想されると思いますが、そうした需要に応えるには場所が無いと認識しています。

町として準備をしておく必要があると考えますが、町の考えを伺います。

3. 町の安全安心な生活環境について

1. 不幸な事に新潟で小学2年生の子どもが帰宅途中に無残な事件に遭われました。このような事はあってはなりません、本町で起こらないとは言い切れないと思います。

このような事が起こらない対策が必要だと考えますが、町の考えを伺います。

4. 重度障害者に対する町の支援について 1. 本町にも生まれながらにして障害を持った方や、不慮の事故で障害を持たれた方がおられます。その中でも特に重度の障害のある方やその家族の苦労・将来への不安は大きいと思います。その方々の入所施設の拡充や通所経費の支援等、国や県の他に町でも支援を充実させるべきと思いますが、町の考えを伺います。

平成30年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、子育て支援について伺います。

本町の子育て支援センターは、子どもをのびのび遊ばせるには狭く利用時間も短いので利用しにくいとの声を多く聞きます。利用しやすいように改善するべきと思いますが、町の考えを伺います。

次に、町が学童保育に提供している施設（三川町児童交流センター）の老朽化が進んでいると聞いています。既存の公共施設を使うなど早めの対応が必要なのではないでしょうか。町の考えを伺います。

2番目に、町の土地利用デザインについて伺います。

みかわ産業団地の最後に残っていた場所には、入って来る企業も決まり、町の発展に明るい話だと思います。本町の地理的優位性を見込んで、今後も町に来たいと考える企業が予想されると思いますが、そうした需要に応えるには場所が無いと認識しています。町として準備をしておく必要があると考えますが、町の考えを伺います。

3番目に、町の安全安心な生活環境について伺います。

不幸な事に新潟で小学2年生の子どもが帰宅途中に無残な事件に遭われました。このような事はあってはなりません、本町で起こらないとは言い切れないと思います。このような事が起こらない対策が必要だと考えますが、町の考えを伺います。

最後に、重度障害者に対する町の支援について伺います。

本町にも生まれながらにして障害を持った方や、不慮の事故で障害を持たれた方がおられます。その中でも特に重度の障害のある方やその家族の苦労・将来への不安は大きいと思います。その方々の入所施設の拡充や通所経費の支援等、国や県の他に町でも支援を充実させるべきと思いますが、町の考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 町野昌弘議員にご答弁申し上げます。

なお、質問事項3の町の安全安心な生活環境につきましては、教育委員会よりご答弁申し上げます。

はじめに、子育て支援について、1点目の子育て支援センターに関するご質問ですが、本町では、みかわ保育園の和室1室を「子育て支援センター」として位置付け、各種事

業を展開しているところであります。議員のご質問のとおり、この和室は約51㎡、32畳ほどの広さであり、10組の親子が参加すると手狭に感じるような状況にあります。

こうしたことから、子育て支援センター事業の一部については、会場を三川町社会福祉センター「子ども広場」や三川町公民館「多目的ホール」に移して実施し、子どもたちがのびのびと遊ぶことができるよう配慮しているところであります。

なお、利用時間が短い点につきましては、今後の課題と捉えておりますが、現時点の職員体制においては各種事業の準備時間を考慮し、半日開催といたしているところであります。

2点目の三川町児童交流センターに関するご質問であります。この施設は押切保育園として昭和48年に竣工した建物であり、45年が経過した木造建築であります。平成15年から三川町児童交流センターとして使用しておりますが、老朽化が著しく進行しており、今冬の大雪によりさらに傷みが進んだ状態にあります。

こうした状況を踏まえ、子育て支援センター及び児童交流センターにつきましては、町の喫緊の課題として捉え、以前から狭隘、そして老朽化という課題への対応策を協議してきたところであります。その過程で既存公共施設の利用も選択肢として検討いたしました。立地や面積的な課題が支障となったことから、新たな施設を建設する方針を決定し、複合施設としての子育て交流施設整備事業を進めてきたところであります。町といたしましては、課題解決のため一刻も早い新施設の建設に取り組みたい考えであります。

次に、町の土地利用デザインにつきまして、ご答弁申し上げます。

本町におきましては、適正で秩序ある土地利用の推進を基本としながら、地理的条件の優位性や道路網等の社会基盤の整備に伴い、民間による商業集積や工業団地、産業団地の開発が進められてきたところであります。

ご質問にありました「みかわ産業団地」につきましては、本年内には計画区域内最後となる第3期分譲地が進出予定企業に引き渡される運びとなっているところであります。

競争力に優れた企業の誘致は、税収面だけでなく雇用面でも大きな効果を上げることが期待され、特に若い世代の町外流出に歯止めをかけるための雇用の受け皿として、今後とも積極的に推進していく必要があると考えているところであります。

このようなことを踏まえ、本町といたしましては、企業の立地ニーズの把握に努めるとともに、農用地との土地利用調整を図るための各関係機関、関係者等との協議を進めながら、現在の「みかわ産業団地」の拡張を目指した土地利用に係る新たな実施計画の策定に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。

4点目の重度障害者に対する支援に関するご質問であります。本町におきましては、障害のある方に関する施策の基本計画である「三川町障害者計画」、そして、障害福祉サービスの見込量などを定めた「三川町障害福祉計画」「三川町障害児福祉計画」を策定し、障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、共に暮らし支え合う地域社会の実現に取り組んでいるところであります。

これらの計画で対象としている障害は、身体障害のみならず知的障害、精神障害、難病の方や児童であり、まさに、障害の種別や程度によって、個々の方々が抱える課題や求める支

援は多岐にわたるものであります。

そのような中、本町におきましても、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく事業や補助事業に取り組むとともに、町独自事業としての自動車用燃料費の助成や障害福祉サービス通所事業所への交通費の助成等の支援にも努めているところであります。

今後とも、障害を抱える方や、その保護者の思いを受け止めながら、国や県、相談支援事業所や各種障害福祉サービス事業所との連携のもと、施設を含むサービスの充実に努めてまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 鈴木教育長。

○説明員（鈴木孝純教育長） 町野議員のご質問にご答弁申し上げます。

質問事項3の、町の安全安心な生活環境に関するご質問であります。まずもって、新潟県で起きた残忍な事件を遺憾に感じるとともに、ご遺族に哀悼の意を表するところであります。

本町における児童生徒の安全安心な生活環境づくりにつきましては、地域住民の方々からご協力をいただきながら、「三川町安全みつめたい」の編成と「三川町子ども110番連絡所」の設置に取り組み、見守り活動を展開しております。また、低学年の下校時には防災行政無線で見守りを呼びかけるとともに、通学路での安全指導を行う地域学校安全指導員を配置し、年間80回の見守り活動も実施しているところであります。

さらには、通学においては集団登校・集団下校を基本としておりますが、一人での通学とならざるを得ない場合には、スクールワゴン車を運行して対応しているところであります。

今後とも、通学時の児童生徒の安全対策につきましては、子どもたちを守る方法や体制を随時点検しながら、地域の方々との連携のもと強化してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） それでは、再質問させていただきます。

まず初めに、子育て支援について伺います。

1番目の子育て支援センターの利用時間、また、狭いというところで、多目的広場や他の場所を使っているということでありました。まず最初にお聞きしたいのですが、今現在、利用時間というものは11時半で終わられるというふうなことで聞いております。なぜ11時半で終えているのか。その辺、町当局の理由、11時半で終わっている理由というものはどうなのか、まず初めにお知らせください。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ただいまご質問ありました子育て支援センターの利用時間についてであります。ご質問のとおり、利用時間については朝9時から11時半までというふうにしていただいております。こちらにつきましては、専門員が事業に当たっているわけですが、事業終了後、会場の片付け及び12時からの給食に備えての準備があるというこ



とで、11時半というようなことでこれまで実施をしてきたところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 職員の片付けということで、併設されているのでいろいろ準備があるというふうなことでありました。昨今、議会でも「おぢやのみ会議」というものを行いまして、子育て支援センターについての話をいろいろ聞く機会がありました。それ以前に、私は個人的な会合の中でも、「11時半に終わっては子どもが食事もとれない」と。ちょうど子どもというのは、お昼やはりそこで食べていきたいというところで、決まりだからということで、11時半に無理やり帰らせられているというふうな状況があるということで、大変不合理だなというふうに感じておりました。この辺、町当局は、この11時半で終えるということとはどのような認識で、今職員の体制もあります、町民の意見ということで認識されていたのでしょうか。その辺、お伺いします。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 利用時間が11時半で終了していることに対して、「延長できないか」という要望があることは、子育て支援センターを通じて聞いておりました。ただ、こちらの子育て支援センターにつきましては、町長の答弁にもありましたが、和室を使っております。この和室につきましては、子育て支援センター事業のほか、会議室としても使用しているようなことから、飲食はできるだけ避けていただくような対応をとっていたところではありますが、そういった利用者からの要望があるということから、園及び子育て支援センターの方と協議をしたところ、そういった要望に応える方向で検討をしているところでありまして、11時半の終了後、個人の責任という部分にはなりますが、しっかりと片付けをしていただいて、汚さないような配慮をして使っていただく方向で検討を進めているところで

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 町当局も、その町民の声というものが届いているようで、前向きに検討されているという答弁でございました。やはり、その子どもたちを預ける親としては、遠くから来るお子さんもおります。そこで弁当を持ってきてゆっくり食べて、お昼寝させて帰りたいというのが気持ちだと思います。今の答弁で「前向きに検討していく」ということでありますので、期待したいと思います。

それでは、次の学童保育の交流センターの老朽化です。

今、最初の答弁では、老朽化が進んでいるというのは町当局も認識されているということでありました。それで、いろいろ検討した結果、新たな施設ということで提案されているのは分かりますが、これも今「おぢやのみ会議」や、いろんな席で町民の子育て世代の方といろいろお話する中、今日の今日、今すぐ、明日でも危ないんだというふうな認識で親御さんは見ているというふうなことでありました。町当局は、老朽化は認めています、その辺、喫緊に直さなければいけないか、また、他の場所に移らなければいけないかというふうなところで、今現在認識が町民とは少し違うのではないかなというふうに思っていますが、まず初めに、町当局は、今提供しております児童交流センターの老朽化について、今現在は何の

ように認識しているのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 児童交流センターにつきましては、町長の答弁にもありましたとおり、建築後45年ほど経過している木造の平屋建ての建物であります。こちらの建物につきましては、以前から老朽化が激しく、毎年修繕費をかけ修繕をしてきたところであります。そういった状況のもと、その老朽化対策として検討した結果、新施設を造るということで、町の方としては決定し事業を進めているところでありまして、早急にそちらの整備に取り掛かりたいという考えであります。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 新施設に早急に取り掛かりたいということですが、新施設、いくら頑張ってももう1年半、いろんな条件あれば2年、3年かかるわけであります。町民、今利用されている方々は、今にも壊れるんだというふうな意識で話されていて、それを聞いた、来年から通わせようかなと思っていた父兄さんも「やめようかな」とか「どうすればいいかな」というふうに変迷っておりました。新しい施設というものは、確かに方法としては一つあるんでしょうが、今町に存在している既存の施設そのものを使って、まず早急に対応していくべきかなというふうに思います。先程の答弁も、いろいろ検討した結果、今新しい施設ということでありましたが、町としては、今まで町内の施設、どこの施設を検討されて、どういう結果を得られたのか、まずお知らせください。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） これまで学童保育を行う場所として検討した場所としましては、各小学校、それから特別養護老人ホームの隣に併設されておりますふれあい館、町民体育館、福祉センター、農村センターなどを検討したところであります。各学校につきましては、体育館が利用できるのではないかなというようなことから、会議室なり、そういった場所も使用できるかどうかなどを検討しましたが、面積的な問題などで、こちらの使用は困難であろうというようなことで諦めたところであります。他の場所につきましても、遊べるような場所がありますが、子どもたちが学習するような場所、もしくは保育として部屋にとどまる場所というのが不足していることから断念してきたところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 町内にある施設で、社会福祉センターにある子ども広場は、それなりの面積もあるし、学童が使う時間空いていのではないかなというふうに思います。この辺、子ども広場というものはもう少し検討できなかったのか。また、なの花荘にあるふれあい館、これも、全部は見えていませんが、ほとんどあまり利用されていないのかななんて思っていました。それと、あそこであれば、老人というか、お年寄り子どもとのふれあいの場もできるかなというところで、この辺の断念された理由、もう一回お願いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ただいま申し上げました、まず初め、福祉センターについてであります。子ども広場がありまして、確かに遊ぶ場所ではありますが、こちらにつきましては

も、現在学童保育所に通っている児童の数は、登録で84名ほど、常時利用ということになりますと70名前後になる状況ではありますが、こういった大勢の子どもたちが入れるかどうかという観点からしますと、子ども広場自体も若干狭さがあり、また、保育室となる部屋自体が、社会福祉センターの一般町民の利用などにかぶることから、こちらに移動すること自体は非常に困難であろうという判断に至ったところでもあります。

また、ふれあい館につきましても、同様に、遊び場としては十分な広さはあると思いますが、こちらに併設されている会議室、こちらも部屋の広さ自体が狭く、また、災害時等には消防団活動などでも使う可能性があるというようなことで、こちらも断念したところでもあります。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） ふれあい館の方が、災害時消防で使うということでしたが、災害時は当然学童も避難していませんので、それがふれあい館を使わない理由としてはどうなのかなというふうにしつ疑問が残りました。

それで、本町には、全部「帯に短し襷に長し」ですか、ぴたっとくるものというのは、確かに存在は難しいのかもしれませんが、もっと他に、あそこも少し狭いかな、アスレなの花にはトレーニングルームがあります。トレーニングルームを他に移すとか、田田の宿研修センター、昔の高齢者若者センターですね、あそこも日中はあまり使っていないのではないかなというふうに思われます。

また、これは本町の施設ではありませんが、三川の商工会館の2階は、ほとんどのように空いています。この辺、借りるなりする方法。また、私は一番可能性として今思っているのが、県営アパート、県のアパートありますね、駐在所の後ろというか、あそこが今ほとんど使っていません。3階建てで、玄関入ると、外側ですが、右側は1階建てで、当然アパートですので、そのままそっくりは使えないのは分かりますが、少し工夫をすれば、あそこは使えるのではないかなと。県もできれば、未確認情報ですが、一時はあそこの建物を三川町に買ってくれないかというふうな打診もされたというふうに聞いています。買わなくても、県から借り上げるのもいいんですが、その辺もっと、今すぐ必要だということでもありますので、その辺の利用も検討すべきかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ただいま町野議員から提案がありました各施設についてですが、町野議員もご存知のとおり、やはり面積的な部分が不足しているということをご理解いただいていると思います。学童保育につきましては、三川町では学童保育運営協議会、こちらの方が運営を行っているわけなんですけど、仮に複数箇所に分けたとしますと、その運営の課題というのが出てきます。現在運営協議会では、専任の指導員が3名、非常勤の職員2名、パート1名というような状態で学童保育を運営しているような状態ではありますが、この指導員自体もっと増やしたいという希望があるようですが、なかなか人を確保することができないという課題がありますので、複数箇所に分けた場合、そういった人的な部分が今度はネックとなり、なかなか場所を移動することに二の足を踏んでしまうという状況になっていると

思います。

また、県営アパートということで今提案ありましたが、こちらの方につきましては、これまで検討した経過はありません。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 県営アパートが検討されていなかったということであります。あそこであれば、私素人目に、部屋もたくさんあるし、広場も作れるのではないかと。県としても利用をしてもらえればありがたいというようなスタンスかなというふうに思っております。その辺、検討されていくべきかなというふうに思います。

それでは、次の町の土地利用デザインについて伺います。

1回目の答弁で、町も、税収もそうですし、これから雇用の面でも本町の置かれている場所は大変恵まれているということで、今後も進めていくと、新たな準備、計画を考えているということでありました。ぜひ、これは進めてもらいたいと思いますが、今現在どの辺をどういうふうにしていこうかというふうな考えがあれば教えてください。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 本町が今現在持っている計画の中では、すでに、総合計画においても、既存工業団地の拡張に向けて整備を行っていくといったことになっておりますし、さらに、三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、みかわ産業団地の拡張に取り組むということで計画を策定しておりますので、まずは、このみかわ産業団地の拡張を目指した取り組みを今後計画してまいりたいと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） やはり場所的には、今あるみかわ産業団地の近くが私もいいと思います。そこに、これから、今日、明日でも「来たい」というふうな企業が現れた場合、今現在のままで、その企業を誘致し進めることというのは、いろんな法律の関係でできないのかなというふうに思っていますが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 仮定の話になりますが、進出したいという企業が現れて、早期の進出を望むということであれば、個別にそういった企業が民間で自ら手続きをとって、そういった工業団地、宅地開発といったこともできなくはないわけでありますが、やはり時間等がかかりますし、いろいろな制約が出てまいりますので、まずはそういった企業が来た場合は、どの程度でそういった立地を望んでいるかといったことをお聞きして、その状況によって、直接そういった開発することが可能な業者かどうか。でなければ、本町がこれから実施する計画の策定後に立地が可能かどうか、そういった時期的なものも合わせてお話していきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 小さい面積であれば、空き地なり見つけて進出も可能かというふうに思いますが、やはりここの立地場所、地形的なものを利用すると、倉庫、工場、そういうものが多いのではないかなというふうに思います。そこで、やはりそういう大きいものが本

町に来ようとした場合、どうしても今既存の農地を利用して誘致するしかないのかなというふうに思いますが、今の答弁だと、企業が個別に当たってくださいということではありますが、農地を外すには、個企業がいろいろ行っても、なかなか難しいのではないかと。やはり町が率先して、その辺の来やすいような整備なりを整えて、誘致に向けて前向きに向かっていくべきかなというふうに思います。その辺は、どう考えているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 現在のみかわ産業団地も、農村地域工業等導入促進法に基づく町の実施計画を策定して整備を進めてきたことですので、みかわ産業団地の拡張についても、基本的には、新しい法律であります農村産業法に基づく整備計画を今後町で策定して、計画的な整備を行っていきたいと考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 新しいもので策定していくということで、その辺、来やすいように今後向かっていくということのようでもありますので、そういうふうな企業というのは、やはり来るのはチャンスでありますので、「今ちょっと待ってください」と言うと、やはりよそに行かれてしまうということで、本町としてもチャンスを失うということになりかねないと思いますので、その辺の整備というものは、前々に町として進めていってほしいなというふうに思っております。

続きまして、3番目の町の安全安心な生活環境ということで、ただいま教育長の方からは、やはり私と同じ、そういうことはあってはならないというふうなことで、町も同じ考えだなというふうに思っています。町としては、現在地域住民の見守り、また防災無線で注意喚起しているということで、私もここ数日間、午後2時半頃になると「低学年がこれから帰ります。町民の見守り、よろしくお願ひします」ということで放送されているのを聞いて、「いいな」と。私も時間少しあったものですから、回って見ていたら、皆さん元気よく帰っておられたということであります。大変そのことはいいことでありますし、これからも引き続き支援していただきたいというふうに思いますが、やはり学校であり、今のこの事件が起きたからといって過敏に「危ないからああして」、子どもに注意するのも、さすがに過剰反応しすぎても、またおかしなことになってしまうのかなというふうに考えています。

そこで、今の見守り隊はもちろんそうありますが、本町には「青パト」と言っても、防犯用のパトロールカーがありますが、あれもやはり見守りとして活躍されているのかなというふうに思いますが、あの青パトの見守り状況というのは、毎日そういう時間帯に出ているのか。その辺の今の見守り状況を、まず初めにお知らせください。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ご質問にありました「青色回転灯付防犯パトロール車」ということでございますが、定期的な巡回はしていない状況でございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） せっかくそういうパトロールカーがあるので、定期的な見回りはしていないというふうなことでありますが、その辺は、もっと積極的に見守りすべきかなと

いうふうに思います。なぜ積極的な、定期的な見守りができなかったのか、もう一度お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） この防犯パトロール車を運行するにあたりましては、許可証と申しますか、パトロール実施者証を、鶴岡警察署の方で講習会を受けて行う必要があります。基本的には、職員が、総務課危機管理係以外でもそういった講習を受けまして資格を持っておりますが、基本的には、毎日定時で巡回する人員体制が整っていないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 人員不足というふうなことで言われると、「そうですか」と言うしありませんが、町民には、見守りということで、スピーカーで呼びかけて、町職員が、本当に全員がその時間帯、1時間なり30分誰もいないのかというと、調整の仕方では何とかなるのではないかとこのように思います。やはり積極性に欠けるかなというふうに思います。というのは、青色回転灯付防犯パトロール車は警察で講習を受けないと点けて走れないというふうな規定があるようではありますが、その辺、職員が足りないのではなくて、そういう講習を受けた職員が足りないのではないかなというふうに考えますが、町職員に積極的にその講習を受けさせて見守りをもっと充実させるべきかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 春夏秋冬、県の交通安全県民運動、あるいは、こういった安心安全のための県民運動等を季節ごとに行っております。そういった時期に重点的にこの防犯パトロールは行っておりますので、そういった体制を今後も継続していきたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 春秋ではなく、普段からあそこにパトロールカーがあって、そういう見守り用にあるわけですので、そこだけではなく、どうして普段からもっと積極的に活用して見守りができないかを聞いているので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 現時点で、先程も申し上げましたが、重点的に運動する機会においては、そういった防犯パトロールを行っております。それ以外にも、教育委員会の方で、地域の安全を見守るための巡視活動を民間の方をお願いをして行っているわけでございます。そういった教育委員会との体制の中で連携してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 教育委員会と連携して見守りを強化していくということであれば、今後に期待したいと思います。

そこで、また一つ、その青パトに関してであります。今現在外から見る限り、あそこにはドライブレコーダーというものが付いていないというふうに見受けられます。以前もお話したことありますが、防犯カメラというのは、やはり犯罪の抑止にはそれなりの効果がある

というふうに思われます。そこで、青パト、もしくは建設課で持っている河川道路維持パトロールに供されて町内をくまなく回っている車に、そういうドライブレコーダー、それでもできれば前だけではなくて今全方向が撮れるというふうなものも意外と安価であるというふうに認識しておりますが、その辺も使って町の安全に繋げるべきかなというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 防犯カメラ、あるいはドライブレコーダーにつきましては、過去にもご指摘がありまして、現在スクールバスの方にはドライブレコーダーを付けて運営をしているところでございます。庁用車については、今のところ、そういった考えはもっていないところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 今もっていないのは、もっていないからたぶん付いていないんでしょうが、今後付けたらどうですかという意見を言ったんですが、今後のことについてはどうお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） ご指摘のようなこともございますので、課題として受けとめさせていただきますと思います。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） それと、今もう少し防犯カメラの方を聞きたいと思います。この間の新潟の事件でも、やはり不審な車を見つけたというのが防犯カメラでありました。それで、ドライブレコーダーは町が付ければいいわけではありますが、その通学路、また公園などを見られる防犯カメラを、個人または民間の方が付けるというものに町としての補助を出して、積極的に安全な町を作っていくべきかなというふうに思います。よそでは、ネットで少し調べただけでもたくさん出てきます。設置の1/3、1/2、または大概是5万円が上限というふうなところであったようであります。本町も、財政も厳しいということであれば、通学路または公園を監視できる防犯カメラに限ってとか、そういう条件を付けてでもいいのでありますが、そういうふうな、町民・民間の防犯カメラへの支援も必要かなと私は思いますが、町はどのように考えますか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 通学路、公園への防犯カメラを民間で設置する場合についての補助ができないかということでございました。基本的には、先程通学路の話については、集団登下校しておりますので、その通学路への防犯カメラの必要性についてはまだもっていないところでございますが、実質的にその延長が長い、それから、私どもの場合は市街地ではなく、いわゆる水田の中を歩く通学路が非常に多いわけでございますので、そういったところへの防犯カメラの必要性というのが、やはり課題なのかなというふうには思います。それに対する、公園等も含めて、民間の設置者に対しては、以前の議会でもお答えいたしました。個人財産となるものでございますので、その財産への補助というのは考えていないと

ころでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 確かに、その物自体は個人の財産ですが、それから得られるデータ、情報というものは、やはり犯罪抑止のために使えるとあれば、これは町の皆さんが安全に暮らせる共有の財産ではないかなというふうに考えます。そういう意味からも、物体ではなくて、その情報を町が共有するという意味で補助は考えるべきかなというふうに思いますが、もう一度その見解をお伺いしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 防犯カメラの効能につきましては、今おっしゃられたとおり、安全に暮らせる町づくりのためというような視点が本当にあるのかなという面はございます。例えば、以前提案いただいたスーパー防犯カメラのように、公園に設置して、緊急通報装置も備えたものであれば、犯罪抑止と申しますか、犯罪を軽減するためのものとしては可能だと思います。やはり見えていますと、事件が起きた場合について、後で検証するためのカメラという面が非常に多く、それがあからといって犯罪者がその通学路を通らないかとなると、また違う問題のようにも感じています。そういった面では、その効果のほどが、やはり捉え方として難しい面がありますので、どの程度のものについては補助をするのか、公共性が高いのかというような課題があるかと思えます。特に見ていると、防犯上で、その商店が被害に遭わないために、あるいは被害に遭った場合について、後で検証するために付けるものが多くの防犯カメラというふうに考えておりますので、そういった面では大きな、難しい課題はあるのかなというふうに考えます。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） 商店や個人であれば、やはり個人の防犯用に使用するのがメインであります。そこを条件付けて、通路が映る、また公園が監視できるものについて検討するとか、そういうふうな考え方はいろいろあるかと思えます。今後検討していただければというふうに思っております。

では、最後の重度障害者に対する町の支援ということで、町は福祉計画を立てて支援しているということでありました。そこで、障害を持たれている方は、やはり普通の生活が大変なので障害者ということではいろいろ支援を受けているわけではあります。今ガソリン代ということではあります。これが、学生のうちは支払いができたが、学校を卒業したと同時にその支援を打ち切られたというふうなお話を聞いたことがあります。その辺、今支援されている自動車の燃料、交通費の支給状況、町の状況というものはどんな状況になっているのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 三川町では、町独自の事業ということで、重度の身体障害者手帳をお持ちの18歳以上の方には、自動車の燃料費ということでガソリン代を支給しておりますし、また、18歳未満の重度の身体障害者手帳をお持ちのお子さんのご家族の方に対しても、ガソリン代ということで支給している事業はあるところでございます。これらに



については、申請をいただいて支給決定をし、年2回であります、半年分ずつの申請をいただいて支給をしているというところがございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 18歳未満は車も乗れないということで、ご家族に対しての支援で、18歳以上は車の免許が取れるからというふうなことでありましょけれども、実際は、重度の障害となると車の免許もなかなか取れないということで、18歳以上だから自分で通えるだろうというふうな考えかなというふうに思いますが、実際問題は、18歳超えても家族が通院・通所に連れていかなければいけないというふうなのが現実かというふうに思っております。その辺の手当というのは検討されなかったのか、もう一度お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 確かに、今現在町の方で整備しております事業の内容から見ますと、18歳を超えて、重度障害者のためにご自分で車を運転することができないという方をご家族が連れていくと、その障害者の方の用務で移動するというところの支援というところはないという状況でありました。町の中には、知的障害者の親の会の組織であります「手をつなぐ育成会」の方々だとか、障害児の親御さんが組織している「ドレミの会」とか、そういう団体があります。そういう方々から意見をお聞きする機会というものがございまして、この部分につきましては、まず町としても、18歳を超えて、そしてご自分で運転することができずにご家族が障害を持っている方のために車で移動するという場合の自動車用燃料費につきましては、課題だと受けとめておりますので、その実現というようなところには、これから図っていきたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5番（町野昌弘議員） 実現に向けてこれから考えていくということでありました。そういう方がおります。18歳だからということで、ただその年齢だけで切り捨てるのではなく、実状に合った対応が必要かなというふうに思います。また、障害者というのは、私も調べましたが、いろんな種類が、精神的なものから身体的なもの、いろいろあって、それらに対応する施設というものは、やはり一つ二つではなく、いろいろあるみたいでありました。それらすべてに対応して、本町がフルスペックで全部の施設を揃えてくださいというのは無理な話でありまして、やはり他の町外の施設、その症状に合ったところに通わなければいけないというふうなことになろうかと思えます。

そこで、よその市町村に行った場合、今のガソリン代でも少しは軽減なるんですが、町と契約していないというか、よその町へ行くと、三川町は、受け入れはするんですが、施設によって車・送迎用のバスがあるんですが、地域外なので本町はそのバスに乗ってこれられないというふうな実状があるようでありました。この辺は、本町も庄内南部・北部定住自立圏ということで、いろんな施設を庄内全域でカバーして利用していこうというふうな考えで取り組んでいるというふうに思っていますが、具体的に言わないと分からないかもしれませんが、その辺の連携、町外施設の連携というものはどのようになっているんでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 障害者の方の福祉サービスの利用というところにつきましては、国で制定しております障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づいて実施しているところであります。三川町の方は、三川町をエリアとする事業所であれば利用することができるわけです。支援相談所の方が、その方の状況だとか希望を聞きながら計画を立てて、どの事業所がその方の希望に沿ったものであるかというところを組みながら計画を立てて、それによってサービスを利用していくという形になります。

それで、その事業所を選ぶときに、三川町まで送迎をしていただけるかどうかというところも、事業所を選ぶときの大きなポイントになっているというところは事実のようでございます。ただ、そうしますと、なかなか集中したり、やはりその事業所の内容によって、ここに通いたいけれども、送迎は三川町までは無理ですというようなところも実際はあるということで、先程申しました自動車用燃料費の事業を拡大するというところで、その辺のご支援にも広げていきたいと思っているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 5番 町野昌弘議員。

○5 番（町野昌弘議員） いろいろな条件があつて難しいところはありますが、今の燃料費とか、そういうもので本町ができることをして、政策に取り組んでいただければというふうに思つて私の質問を終わらせていただきます。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、5番 町野昌弘議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前10時30分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午前10時50分)

次に、2番 志田徳久議員、登壇願います。2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員）

1. 健康福祉について	1. 「ピロリ菌」の無料検査を今まで2回議会で提言、質問しましたが今後の考えは。  2. 介護保険制度が始まった当時に比べ、保険料が2倍になりました。高齢化の進行で今後も上昇すると予想されます。介護サービスの拡大か、健康寿命の推進等による保険料の抑制か、今後の政策は。  3. 「人間ドック」等の健康診断推進の方策は。
2. 観光振興について	1. 町内にある施設の案内看板等を充実するべきと思うがその考えは。  2. 庄内一円を自転車で巡る「サイクリングイベント」の開催が進められていますが、その対応策は。

	<p>3. 三川産米での日本酒が開発、販売されたが平成30、31年度は、地元で育種された「イ号」での酒が予定されています。</p> <p>酒の名前を一般募集して、住民を巻き込んだ手法で行うべきと思うがその考えは。</p>
3. 地域社会について	<p>1. 地域を支えてきた農業従事者の減少で、地域の伝統行事や各組織の弱体化が心配されます。</p> <p>その対策は。</p> <p>2. 住宅開発等により、若者の転入が進んでいますが、入居者が心配している保育園、放課後等の子育ての対応策の考えは。</p> <p>3. 町の情報を知らせる方法は、いろいろあるが住民がそれを知っているかが重要です。</p> <p>その対策は。</p>
4. 高齢者対策について	<p>1. 高齢者の重大事故を、未然に防ぐ予防策として運転免許証の自主返納もありますが、身分証にもなる「運転経歴証明書」の発行状況とそれ以外での身分証明の方法は。</p>

第4回議会定例会において、通告に従い質問いたします。

最初に健康福祉についてです。

初めに、「ピロリ菌」の無料検査を私は今まで2回議会で提言し、質問いたしましたが今後の考えを伺います。

介護保険制度が始まった当時に比べ、保険料が今2倍になりました。高齢化の進行で今後も上昇すると予想されます。介護サービスの拡大か、健康寿命の推進等による保険料の抑制か、今後の政策を伺います。

そして、「人間ドック」等の健康診断推進の方策を伺います。

次に、観光振興についてであります。

町内にある施設の案内看板等を充実するべきと思いますが、その考えを伺います。

今、庄内一円を自転車で巡る「サイクリングイベント」の開催が進められていますが、その対応策を伺います。

次に、三川産米での日本酒が開発、販売されましたが、平成30・31年度は地元で育種された「イ号」での酒が予定されています。酒の名前を一般募集して、住民を巻き込んだ

手法で行うべきと思うがその考えを伺います。

次に、地域社会についてであります。

今まで地域を支えてきた農業従事者の減少で、地域の伝統行事や各組織の弱体化が心配されます。その対策を伺います。

住宅開発等により、若者の転入が進んでおりますが、入居者が心配している保育園、放課後等の子育ての対応策の考えを伺います。

町の情報を知らせる方法はいろいろありますが、住民がそれを知っているかが重要です。その対策を伺います。

最後に、高齢者対策についてであります。

高齢者の重大交通事故を未然に防ぐ予防する策として、運転免許証の自主返納もあります。身分証にもなる「運転経歴証明書」の発行状況とそれ以外での身分証明の方法を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 志田徳久議員にご答弁申し上げます。

初めに、健康福祉に関しまして、1点目の「ピロリ菌」の無料検査についてのご質問であります。現在、本町においては、セット健診や人間ドックの受診の際に、全額自己負担でありますが、本人の希望により検査を受けることができる体制を整えております。この「ピロリ菌」検査は、ピロリ菌がいるかどうかを調べ、陽性の場合には除菌を行うことで胃がんの発症リスクを下げるというものであります。しかしながら、国のガイドラインでは、有効性が確立されていないとして自治体が提供するがん検診とはしていないことから、本町では希望者が自身の判断で受けることができるオプション検査としているところであります。また、県内でも助成している自治体は少数であることから、その助成については、現時点においては、考えていないところであります。なお、鶴岡市では、昨年度より中学2年生の同意のあった生徒を対象にピロリ菌検査を実施しておりますが、その検証には長い年月を要するところであり、本町といたしましては、鶴岡地区医師会との連携を図りながら引き続き検討してまいりたいと考えているところであります。まずは、胃がん健診受診率向上、結果相談会での指導、要精検の方には精密検査を必ず受けていただく取り組みに引き続き努めてまいります。

次に、2点目の高齢者の介護保険施策に関するご質問であります。今年度を初年度とする第7期「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」がスタートし、この計画においては、介護を必要とする方が安心して質の高いサービスを受けられるよう適正な介護保険制度の運営に努めるとともに、住み慣れた地域で充実した生活を送るための介護予防や健康づくり事業の充実を図ることとしております。ご質問のとおり、介護保険制度発足時から見ますと、介護保険サービスの種類や提供できる量は格段に充実し、それに伴い第1号被保険者の介護保険料も2倍を超えた状況になっております。そして、納入いただく保険料の算定に当たっては、本人の収入や世帯の課税状況により段階を設けているところではあります。高齢者の負担を考えた場合、必要なサービスは確保しながらも、介護保険料はできる限り低く抑える努力も大切なことであります。そのようなことから、介護予防や健康づくり事業を積

極的に展開していくことが重要なことであり、今後とも、社会福祉協議会や介護保険事業所、地域の方々と連携しながら、さらなる健康寿命の延伸の取り組みを充実させてまいりたいと考えております。

3点目の健康診断推進に関するご質問ですが、町内会公民館等を会場に集団健診やがん検診を実施しているほか、40歳から74歳までの方々には医療機関での人間ドックを受けられるよう整備しており、働き世代の方々が1日で幅広い健診を受けられる環境づくりに努めてきたところであります。さらに、今年度より、75歳以上の後期高齢者の方々にも人間ドック受診の環境を整備したところであり、受診機関は庄内地区健康管理センター1ヶ所ではありますが、100名ほどの申し込みとなっている状況であります。今後とも、早期発見・早期治療をめざした各種健康診断やがん検診の推進に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、観光振興について、1点目の町内にある観光施設の案内看板に関するご質問ですが、観光振興の視点で対象となる施設といたしましては、「いろり火の里」や道の駅「庄内みかわ」マイデル、アトク先生の館、また集客の視点では三川西部地区大規模商業施設等が考えられるところであります。案内看板の設置や各種広報媒体での周知等については、それぞれにおいて行われているものと承知しているところであり、ご質問の案内看板等の充実ということにつきましては、山形県屋外広告物条例に則し適切に対応してまいりたいと考えているところであります。

2点目の庄内一円を会場にした「サイクリングイベント」の開催に向けた対応についてのご質問ですが、過日、イベント関係者から、庄内地方の魅力の発信と交流人口の拡大を目的にしたサイクリングイベントを計画しているという説明と協力の要請を受けたところであります。このイベントは、民間主体の実行委員会が主催し、本年9月の開催を予定しているものであり、町といたしましてもイベントの成功に向け、その要請に応えてまいりたいと考えております。

3点目の地元で育種された「イ号」での日本酒の命名に関するご質問ですが、「イ号」による日本酒に先行して開発・販売されております、山形95号を酒米とした「純米酒穂のかおり」は、おかげさまで1,000本の限定販売の開始から1ヶ月足らずで、700本以上の売り上げがあり、来年の新酒販売が今から期待されているところであります。こうした状況を踏まえたうえで、大正時代に町内の篤農家により育種された「イ号」による新酒の命名につきましては、ご質問の主旨も理解できるところでありますので、より多くの町民の方に知っていただき、また、ご愛飲いただけるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、地域社会について、1点目の地域の農業従事者の減少による地域組織の弱体化等対策に関するご質問ですが、確かに、社会構造の変化に伴い本町における農業従事者は年々減少しており、また、農業従事者という観点のみならず、少子高齢化社会の中では若年層の人口が減り、それに伴い全体の人口も縮減し続けており、地域・町を含めた日本全体の共通の問題となっているところであります。

特に、人口減少対策として、町では「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、

その推進にあたっているところであり、各種施策の展開によって急激な人口減少の克服に努め、次世代への継承と永続的な社会基盤の構築を図っていくものであります。

これは、地域においても同様であり、急激な変化に対応できるよう各種行事や組織の見直しについても、今後の課題と捉えているところであり、これからの地域の担い手をいかに確保していくべきかという課題を共有し、地域・町が一体となって、共に解決に向けて知恵を出していく必要があると考えているところでもあります。

次に、住宅開発等に伴う保育園、放課後等の子育て対応策についてのご質問についてですが、まず初めに保育園に関して申し上げます。

本町においては、民間による住宅地造成やアパート建設が活発化してきている中、子育て世代の転入者が増加してきており、ここ数年の出生数の推移についても70人前後を維持している状況にあります。今後さらに宅地開発が進んだ場合、さらなる保育需要の増加が見込まれるところではありますが、みかわ保育園といのこ保育園の施設規模におきましては、基準を満たすよう、誕生日を迎えた園児を上クラスに変更することや空き室を利用する等、運営上の工夫をしながら保育需要に対応しているところでもあります。

しかしながら、近年は3歳未満児の保育需要が高まっており、0歳児の入園も増加傾向にあることから、園児の増加に伴う保育士の確保が大きな課題となっております。このことは全国的な課題ではありますが、町といたしましても臨時保育士の処遇改善等に取り組むとともに、入園児動向を精査しながら確保対策に努めてまいりたいと考えております。

次に、児童の放課後対策について申し上げます。共働き家庭等における児童の放課後の安全・安心な居場所を確保するための施設として学童保育所があります。ご承知のとおり本町においては、入所児童の保護者と地域の関係者で組織する「みかわ学童保育所運営協議会」が学童保育所を開設し運営にあたっているところでもあります。町といたしましては、この運営協議会に対し学童保育所として使用している施設を無償貸与し、運営費につきましても国の基準により算定された運営経費に町が補助を上乗せし支援しているところでもあります。

また、休日につきましては、すべての子どもを対象とした居場所づくりとして、学校開放やわくわく体験塾などの放課後子ども教室推進事業を地域の方々の参画を得て実施しているところであり、子育て世代の新規転入者の方々からもこれら事業を活用していただけるよう、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の町情報の周知についてであります。情報の種類によって、情報を伝えたい対象者、周知の方法も異なってくるものと理解しております。

近年は情報通信技術の進展により、従来の紙媒体に加え、電子情報による発信も行っているところであり、情報の種類によっては複数の媒体を用いるなど、より広く住民に周知できるよう努めているところでもあります。

次に、運転経歴証明書の発行状況と、身分証明の方法に関するご質問ですが、運転経歴証明書の発行状況につきましては、今年1月から5月末までに免許証を自主返納された13名のうち、11名の方が取得されております。

また、運転経歴証明書以外での身分証明の方法につきましては、運転免許証に代わる顔写

真付きの身分証明書ということであれば、マイナンバーカードやパスポートなどが考えられるところであります。

以上、答弁といたします。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 初めにピロリ菌の無料検診であります。

私は平成26年6月議会で、酒田市と酒田医師会の対応を取り上げ、町の考えを伺いました。そして、平成28年12月議会では、鶴岡市の対応を例に町の考えを伺いました。この平成28年12月では、やはり鶴岡市の例を取りながら、町でも積極的に行う答弁をいただいたところでありますが、その後、何ら進展がなかったので3回目の質問を行ったわけであります。

知っているとおりのピロリ菌検査は、普通言われていることは、一生に一度受ければ、この結果が分かるということでありますので、我々の世代は昔に井戸水を飲んでいたので、いるという例が多くありますが、ただ、今は子どもたちにもピロリ菌がいる例もありますので、やはり一生に一度の無料検診を受ければ、将来的には、例えば胃がん等にかかるリスクが少ないわけですので、ピロリ菌がいると分かれば、今の状態では1週間くらいをかけてピロリ菌を殺すという方法で対応できております。3日目だめなら2回目という対応もあります。将来胃がんになった場合、逆に国民健康保険等の医療費がかさむという結果にもなります。実際、最近も胃がんで亡くなった人もおります。そういうものを含め考えれば、やはり無料の検診を進めるべきと思いますが、再度お答え願います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） ピロリ菌検査につきましては、酒田市は助成をしておりますし、また、節目年齢の方につきましては、クーポン券を発行いたしまして無料で受けることができるということを知っておりますし、鶴岡市においても、中学2年生のお子さんを対象に、保護者の方から同意が得られた方を対象にした検査を平成29年度から実施しているというところは、承知をしているところであります。

本町におきましては、国の示すガイドラインにおいて、このピロリ菌検査によって除菌をすることで、死亡率減少効果があるという研究がまだ不足しているという国のガイドラインに基づいて、今現在はしていないというところでありますし、また、酒田市や鶴岡市の取り組みが、胃がんにかかるという罹患率の減少だとか死亡率の減少に繋がるかということにつきましては、まだ20年、30年という長い年月で見なければならぬというものですので、今現在実施しますというようなところは考えていないところであります。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 最初、酒田市の医師会では、秋田県と山形県が胃がんで亡くなるのが全国でも上のクラスということで、こういう対応を取ったわけであります。そして、鶴岡医師会とも話し合っていたという答弁がありましたし、今後、鶴岡市の医師会等はどういう考えでいくのか。すでに鶴岡市は行っているわけですので、やはり前回より町の対応が後退しているなということであります。全国の基準は基準ですが、やはりこの地域は胃がん

で亡くなっている人が統計的に多いから酒田市等がそういう対応を取っているわけですので、それを何十年後の結果が分からないからということでは、何ら政策ではないと私は思いますが、もう一度お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 町でも全額自己負担で実施できるようにはしているところでありまして、それは、ピロリ菌の検査の効能だとか、どういう効果があるのかとか、そういうことを理解していただいて、自己判断のもとで受けていただくというオプション検査にしているところではありますが、実際、国民健康保険の方が受けるという場合は、2,376円の自己負担になっているところでもあります。

すべての方といいますか、健康管理センターのチラシでも、そのオプション検査のお知らせをしているんですけども、この検査をおすすめする方というところに、胃の調子がすっきりしない方とか、胃潰瘍や胃炎を繰り返している方などということ載っております。町といたしましては、胃の状態がどういう方にも無料で受けることができますよという町の施策でのがん検診の中に含めるというようなところは、今現在については考えていない。また、県内でも助成をしているという自治体は、四つの自治体でございましたので、それらの状況も踏まえながら考えていかねばならないと思っているところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 確かに、人間ドックのオプションにありますけれども、私も受けてピロリ菌の除去をした立場の者であります。やはり、それは安心に繋がっておりますし、今後の対応として、鶴岡市医師会と話し合っていきたいという先程の答弁がありました。医師会とはどういう立場で対応を取っていくのか。

そして、私も人間ドックの検査を受けたときは、胃の異常がなくても受けたわけでありまして。ある時、健康な人が胃の具合が悪くなって、すでに進行していたという状況で、それで知っている人が亡くなったこともあります。やはりそういうことを防ぐためにも、健康な人であっても受けるような環境づくりをするべきと思いますが、いま一度、鶴岡市の医師会との話し合いの方向性も含めてお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 昨年度に実施しました鶴岡市の中学2年生の子どもについての結果ということにつきましては、鶴岡市のホームページにどのくらいの子どもが受けて、除菌までに至った子どもが何人で、完全に除菌された子どもが何人というようなデータが出ていましたけれども、それは、データというようなところで、その評価につきましてはまだ出ていないというところでもあります。三川町としては、その評価というものも踏まえながら考えていくべきと思っているところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 鶴岡市の評価が出たらの対応を見守りたいと思います。

次に、介護保険制度です。先程言ったとおりサービスが増えれば保険料が増えるということ。健康寿命対策を取れば保険料が少なくなって済むということでもあります。やはりいろん



な支援を受けている方は、この支援を続けて充実して欲しいという考え方は当然あります。まだ、そういう支援を受けていない方にとっては、保険料を安くしたいということ。そのサービス量の割合で、自治体や本人の負担も率が増えていくと。要は、パイが大きくなれば、その分の負担が増えるということでもあります。

そこで、前に国では関東圏、つまり東京圏。神奈川県、千葉県、埼玉県、東京都等を介護の移住、高齢者の移住という構想を国が発表いたしました。サービスの拡充ということで、こういう施設の建設とか、そういう東京圏からの受け入れの考えはどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 実は、関東圏からの移住と介護サービスを受けるための移住というようなところは、私としてはまったく考えたことがなかったわけでありませけれども、介護保険では「住所地特例」というような制度があります。例えば、三川町の施設に他市町村から転入をして入所する。あるいは、居住系サービスを利用するという場合は、前住所地主義というところがありまして、介護保険の保険者は、前の住所地の市町村が保険者となるというような制度があります。

三川町のサービスを充実させて、移住によってというようなところは、まず考えていないところでもあります。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 今後やはり国の政策等、あるいは人口のバランス等もあろうかと思われませんが、こういう負担だけを地方に持って行くというような、受け入れて困るというような発想だけでなく、また違う発想も持って向かうべきところもあろうかと思われま。こういうことが広まった場合の対応策も今後見ていきたいと思いま。

あと、先程のピロリ菌でも関連いたしましたけれども、人間ドックの推進ということでありませますが、実際に前も言いましたけれども、国民健康保険に入っている方が受けるわけでありませが、職場で正社員ではない臨時社員という場合は、なかなか社会保険の適用を受けていない方がおいま。それが、逆に国民健康保険の診察のときに会社を休むことができないということでありませ、検診の機会を失っているという状況の人もあるわけでありませ。やはりこういう人たちにも健康診断の重要性を説く。あるいは、制度的なものもあろうかと思いまますが、この対応策を伺いま。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 人間ドックの受診につきまは、国民健康保険に入っていない方にも申し込みができるようにはなっておりませし、また、がん検診の中でも、胃、大腸、呼吸器の検診につきまは、休日のがん検診だとか、あと、婦人科検診につきまは、夕方のがん検診というようなところも昨年度から少し設けているところでありませので、そういう平日の日中に受けることができないという方については、少しずつ門戸を広げているところでありませ。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 時間があたら、また福祉について伺いま。

次に、観光振興であります。

私は町内施設の案内看板等を充実すべきということがありましたけれども、条例等という、前に同僚議員が看板のことについて、いろいろと質問した経緯がありますが、私は違う観点から質問いたします。私自身も実際に経験したことでありますが、道の駅等におりますとき、内陸から来た人でしたけれども、「風呂はどこにあるんですか」ということで、私がそのまま田田まで案内した経緯もあります。やはり田田の湯というものが、民間の大きい銭湯では大きく「湯」と書いてすぐに分かるようにしているわけですので、そういうものが私は必要と思います。あと、アトク先生の館にしても、何か目立つ大きい案内図を書くとか、そういうものが必要と思われるので、その考えを伺います。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 道の駅の方から田田の方への案内等が不足しているのではないかとサイン看板の関係でありますけれども、これについては、他の類似施設等を見ますと、やはり道路側から見えるような形で看板等を掲示しているようなものもありますので、そういった形で、ある程度自動車で来た方から見えるような場所に、そういった看板の設置についても、やはり今後考えていく必要があると思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤教育課長。

○説明員（佐藤 亮教育課長） 三川町文化交流館アトク先生の館につきましては、現在、町道側から集落に入る場所に看板を設置している状況であります。以前、映画上映などにより来場者が相当増えた時期もありましたが、現在はそういった状況も落ち着いている状況であり、現在の看板設置状況で今のところは事足りているのかなというふうに認識しているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2 番（志田徳久議員） なの花ホールの看板というより、建物自体もよく分からないという意見もありました。実際、なの花ホールの前に本当に小さく「なの花ホール」と書いてあるだけでありますので、あそこを利用する人にとっては、やはり大きく「なの花ホール」とあるべきと思われます。

今、アトク先生の館の件についても答弁がありましたけれども、今後、サイクリングイベントで庄内を回る・巡るというわけですので、いろんな施設を巡って歩くサイクリングと私は理解しております。巡回サイクリングでそこを通るだけではなく、「いろんな施設を巡る」ですので、その中に、やはり三川町にこういうところもあるということも知ってもらい、サイクリングイベント参加者と関係者に知ってもらいチャンスと私は捉えておりますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 庄内一円を巡るサイクリングイベントへの対応ということでございますが、過日説明をいただいた内容につきましては、9月9日に予定したいと。しかも、庄内一円ということですが、三つのコースを設定していました。210 kmコース、120 kmコース、70 kmコースということで、各施設を回るというよりは、庄内のロードを走りなが

ら、その自然環境なりを楽しむというような内容でございます。ただ、要所要所に「エイド」というものが設置されるそうです。休憩所のようなところかと思えます。ですので、例えば三川町にそういったエイドを設置するというようなことになれば、おにぎり等を提供するというような形でのイベントのイメージをされているようでございます。

ですので、そうした内容をこれから検討し確定していくんだと思いますが、ご質問にあったような各文化施設等を巡るというような形ではないようでございます。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 実行委員会を設けているようですが、その休憩所は実行委員会の意向なのか。2市3町に協力を求めていますので、こちらでこの休憩所の設定はできるのか。その場合、三川町の観光施設等を考えることはあるのかを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 本日の夜に実行委員会第1回目が開かれるということで案内をいただいています。今申し上げたエイドというような部分については、これからの話になりますが、町としてはいろり火の里とか、そういったところを要望していきたいなどは考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 続いて、「イ号」で造られる日本酒であります。

先の全国のコンクールでも、山形県の酒のレベルの高さが実証されたわけでありまして。特に酒田地区が大きかったわけですが、今回三川町で委託している酒蔵も酒田市であります。やはりレベルの高いものができるのではないかと思います。私も「穂のかおり」をいただきました。やはり冷酒で冷やして飲むのが私は良かったと思われまして、今後、本場の「イ号」での酒であります。

町の答弁であったとおり、今回の場合、やはり一部の人しか知らなかったという面。マスコミ等で少しは知られましたが、実際地元のスーパーでもまだお酒は販売しているという状況であります。1,000本のうち700本は売れたとは言いますけれども、まだこの時期にして売っているという状況の現実があります。もっと知らせ住民を巻き込めば、もっと販売拡大、味のロコミになりますし、自分が応募した酒がどういう味なのか知りたい。もし美味ければ、またロコミで知らせるということもあろうかと思います。私自身も5月の親戚の祭りには何本か買って、やはり町内の人たちも多く集まりますので、試飲していただいたところがあります。そういうふうには販売拡大、知名度を上げる方法等はいろいろあると思いますので、その辺まで、ロコミも期待したような展開が必要だと思われまして。町でも積極的に考えているようですので、町の募集だけでなく、もう一步踏み込んだ販売戦略も必要かと私は思います。

次に、地域社会です。国全体の問題と捉えた答弁がありましたけれども、若年層の減少ということでもあります。今までなら質問にも書いたとおり農業従事者がいて、それによって町のいろんな行事、例えば、春祭り等は豊作を願う祭等が主であります。やはりそのくらい地域には農業というものが根付いてきておりました。それがだんだん簡素化される。やはり人

の都合であります。それと同時に地域の繋がり、そしていろんな組織、若い女性の組織、あるいは高齢者の組織が減少しているというのも現実であります。今までは、そういう人たちにいろいろな授業参観の依頼、そういうもので町の行事、あるいは地域の行事を知っていただくということがありましたけれども、そういう組織が弱体していると、ますます地域の繋がりが希薄化するというのでありますので、若年層の減少だけのせいではなく、もう少し一歩踏み込んだ組織体制が必要と思われませんが、その辺をもう一度お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 趣旨としましては、農業従事者の減少が地域の繋がりを希薄化して、組織全体の弱体化といった形になるということでもありますけれども、町としては、それを防ぐために平成27年に総合戦略を策定して、各種施策をまず重点的に推進していくということで、若者の雇用の関係でありますとか、農業の担い手の確保、あるいは子育て環境の整備といった部分で、いくらかでもそういった人口減少の歯止めをかけるための施策を講じているといったところであります。まず行政としては、こういった総合戦略に代表されるような重点施策を平成31年度までの5年間の計画となっておりますので、この間、重点的に進めてまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） そこで、前に、町の職員による各町内会の担当職員制度がありましたけれども、それはいつの間になくなったのか、機能しなかったのか。やはり今の時期にこういうこともありますので、いろいろ持っている情報を提供したり、支える担当職員制度を行うような考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 担当職員制度の発端は、確か自主防災組織を全町内会に立ち上げるために、それぞれ出身の町内会、もしくは、それぞれの担当の町内会に職員を派遣して、自主防災組織を立ち上げるというのが最初の発端ではなかったかと思いますが、その後、いろいろな町内会の課題等、そういった部分についてもいろいろ協議していただいたことでもありました。現在、職員体制も合理化で、正職員の数も以前よりも減少しているといった状況もありますし、そういった制度そのものについては、前回の検証等を踏まえながら、今後内部でもそういった課題について検討してまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） やはりこういう組織の弱体化は、地域の活性化には緊急課題とされますので、今後検討するということですが、前回の担当職員制度の検証等を踏まえて、何らよい方策、あるいは他の地域でやっている地域の支援というものも照会しながらやっていくべきものではないかと思われまます。農政でやっていた農地・水関係でもそういうことをやって、地域をバックアップしたという例もありますので、いろんな方法、職員に負担だけをさせるのではなく、地域を巻き込んだ方策も考えられますので、それらの情報を得ながら三川町に適したものをメニューとしてやるべきと私は思います。

続きまして、今いろいろ課題となっております、幸い三川町は住宅開発等によって、若者

世代が多く転入してくれております。その中で、一番心配されているのが、子どもを預ける保育所、あるいは学校、特に低学年等の放課後対策で心配しております。やはり保育士が少ない等ということがありますけれども、今、国も保育士の環境を良くしようということで、報酬のアップ等をやりましたけれども、前に私も言いましたけれども、保育士等にはキャリアアップの機会がなかなか少ないです。他の職みたいに、段階的に上がるというものが少ないです。だから、そういう保育士確保のために、もっと積極的な方策は考えられないのか伺いたいと思います。

あと、放課後の学童保育であります。やはり親にとっては、三川町に移住したということは、一戸建ての家を建てた人たちも多くいるのが現状であります。勤めに行っているからこそ、その返済もできますし、やはり職場を休むとその返済もできなくなるということでありますので、放課後、親が会社から来るまでの間の対応策を、「安心して住める町」ということで期待していると思われそうですが、もう少し、その辺の積極的な考えを伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 2点のご質問がありました。まず初めに保育士確保の対策についてということですが、これまでも三川町におきましては、保育士に関する処遇改善を何度か行ってきております。ただ、この関係につきましては、先程の答弁の中にもありましたが、全国的な問題でありまして、三川町でも処遇改善はしたものの、すぐに保育士を確保できるという状況にはなっておりません。ですから、三川町のこれからの子どもの増加が見込める状況がある中には、こういった保育士の処遇改善については、今後も考えていかなければならないものと認識しているところであります。

続きまして、2点目の学童保育についてであります。

今年登録されている人数が84名、そのうち常時利用が70名前後ということで、運営団体でありますみかわ学童保育所運営協議会の方から聞いているところであります。志田議員がご心配のとおり、現在の子育て世代の家庭状況からしますと、小さい子どもを家に置くのは心配だという状況は十分分かります。そういったことで、学童保育に入所する児童につきましても年々増加傾向にはあるものの、急激な伸びというのは、まだ幸い見られていない状況であります。今後三川町で新たな住宅開発を進めていった際には、そういった学童保育に入所する児童の増加というのでも考えられますので、その際は、現在のみかわ学童保育所が入所しております児童交流センター、この老朽化対策も含め、施設の拡大ということで、子育て交流施設の整備を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 急激に増えることはないだろうという予測でしたけれども、私の知っている方が結婚して、三川町出身の方ですが、鶴岡市に住んで子どもを出産いたしました。やはり三川町の方がいいということで、すでにその方は、情報として袖東の住宅開発を知っておりました。将来的にそこが住宅分譲すれば、そこに住みたいという意見でありました。そういう人たちがやはり増えれば、急激にそういう対象の学童保育等、例えば、今産んだ子が、桜木開発が時間かかっても、そういう対象者になっていくと。当然保育園にも該当

するということでもあります。やはり若者移住を、子育ての町を目指しているということでもありますので、やはりその傾向も、条件が合えば三川町に移住したいという方たちが、すでにあることは事実ですので、そういう環境に対応した今後の子育てのまちづくりの環境づくりを進めて、対応していくという検討が必要と思われまますので、そういうことも将来を見越した検討をやっていくべきと私は思います。

続きまして、町の情報を知らせる方法ですけれども、啓発活動等で町は「ホームページに掲載しております」とよく答弁いたします。ですが、先程答弁があったとおり年代によっては、ホームページ等で知るということではなく、ペーパー等もありますので、情報を流しっぱなしで満足してはならず、この情報を住民が知っているかが重要な課題であります。その辺の認識をもう一度お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 町の情報のお知らせの方法ですけれども、基本的には、従来からあります町の広報がやはり主にお知らせをしてきているところでありまして、ただ、資料が多いものとか、計画書であるようなものについては、補完するような形で、町ホームページに掲載していますといったようなお知らせを、また広報の方に掲載するというようなことで、あと、ホームページを見られない方については、それぞれ担当課の方の連絡先等も記載されていますので、そちらの方でご覧いただくといったような形で、町ホームページだけの情報発信に偏らないような形には、今後とも、そのような周知方法に努めてまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 2番 志田徳久議員。

○2番（志田徳久議員） 高齢者対策であります。やはり今は高齢者の重大事故が発生しているということで、昨日でしたか、警視庁で発表いたしましたけれども、昨年3月に改正道路交通法が施行されました。それで、3月で1年が経ちましたけれども、認知症の恐れがあると判断された方が、5万7,000人。うち2万人が運転免許証を自主返納したり、更新せずに失効させているという現状があります。ということで、免許証をなくした場合、運転経歴証明書、やはりそういう人たちにマイナンバーというのは、今は一般の人でさえ、この間では6%しかカードを発行していないというような報告もありました。

この状況下で、例えば、認知症であると判定された人たちの証明するものがやはり必要ではないかと。ますます高齢化社会で、あるいは、認知症と私言いましたけれども、徘徊等もありますので、やはり身分証明するものを身につけておれば、何かと家族、あるいは関係者も安心するわけでありまますので、やはり証明するものがもっと身近、あるいは、極端な話でカードチップを入れたものを携帯するとか、いろいろ今の時代はあろうかと思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 高齢者の事故を防ぐ、あるいは何か事故があった場合に身分証明を身につけていることで、例えば保護されるとか、そういったことが期待されるということでの身分証明だと思えますけれども、先程町長の答弁にありましたものについてはマイナ

ンバーカード、あるいはパスポートという紹介をいたしました。なかなか高齢者にとっては、敷居が高いといえますか、難しいというお話がございました。

他の自治体の例を見たときには、例えば今紹介がありましたように、ICチップを付けたものを身に着けることで、登下校の生徒もそうなんです。一定の箇所を何時に通過したかというような確認をする実験を行っている自治体も近くにあります。その結果は聞いていないところではございますが、本町でも、特に登下校の生徒について、そういったことができないかということで検討したのですが、やはり、例えばICチップの精度もあるんだと思いますけれども、車に乗った場合については、それを認識できないとか、あるいは、そのセンサーをどの程度配置するのかというような問題もあって、登下校についても、これを使うことが難しいなというような結論に達したことがございました。

それ以外の高齢者についての徘徊等については、どんな方法があるのか。今のICT社会の中では、いろんな方法があると思いますので、そういった意味では、その方法を探っていく必要はあるのかなというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、2番 志田徳久議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午前11時50分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後1時00分)

次に、1番 鈴木重行議員、登壇願います。1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員）

- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| <p>1. 高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて</p> | <p>1. 団塊の世代の方々が75歳を迎え後期高齢者となる2025年に運用が予定されている「地域包括ケアシステム」の構築について、今後の計画を伺います。</p> <p>2. 核家族化や人口減少により本町でも高齢者世帯や一人暮らし世帯が増えています。三川町高齢者保健福祉計画でも、地域での支え合いの体制づくりを課題としていますが、具体的な取り組み方について伺います。</p> <p>また、災害時の避難誘導については自主防災組織の活動が重要と考えますが、町としてどのような指導を行っているか伺います。</p> <p>3. 高齢者による交通事故が増加しています。事故防止への対策について伺います。</p> <p>4. 高齢者が増えるなか、民生委員の仕事と役割が大きくなると考えます。人材確保対策について考えを伺います。</p> |
|---------------------------------|--|

- |                  |  |
|------------------|--|
| 2. かわまちづくり事業について | 1. 公園の運営管理において、行政と民間が協力して地域の活性化や公園の利活用に結び付ける「パークマネジメント」を採用するべきと思いますが町の考えを伺います。<br><br>2. 既に完成した施設の供用、管理、安全対策について町の計画を伺います。 |
|------------------|--|

平成30年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

初めに、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについてであります。

1として、団塊の世代の方々が75歳を迎え後期高齢者となる2025年に運用が予定されている「地域包括ケアシステム」の構築について、今後の計画を伺います。

2として、核家族化や人口減少により本町でも高齢者世帯や一人暮らし世帯が増えていきます。三川町高齢者保健福祉計画でも、地域での支え合いの体制づくりを課題としていますが、具体的な取り組み方について伺います。

また、災害時の避難誘導については自主防災組織の活動が重要と考えますが、町としてどのような指導を行っているか伺います。

3として、高齢者による交通事故が増加しています。事故防止への対策について伺います。

4として、高齢者が増えるなか、民生委員の仕事と役割が大きくなると考えます。人材確保対策について考えを伺います。

2番目に、かわまちづくり事業についてであります。

1として、公園の運営管理において、行政と民間が協力して地域の活性化や公園の利活用に結び付ける「パークマネジメント」を採用するべきと思いますが町の考えを伺います。

2として、既に完成した施設の供用、管理、安全対策について町の計画を伺います。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 鈴木重行議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、高齢者が安心して暮らせるまちづくりについて、1点目の「地域包括ケアシステム」に関するご質問につきましては、団塊の世代の方々がすべて後期高齢者となる2025年を見据えて、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においてその取り組みを明示しているところであります。

ご承知のように、「地域包括ケアシステム」は、高齢者の方々が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される仕組みであります。一人ひとりの状況、変化も含めた状況を捉えながら、その課題に適切に対応することが重要であります。引き続き、地域包括支援センターが中心となって相談機能や他機関との連携を図りながら、医療と介護の連携推進事業や認知症対策の事業など地域支援事業に掲げる各種事業の推進に努めてまいりたいと考えているところで



あります。

2点目の「地域での支え合いの体制づくり」につきましては、昨年度に開始した「介護予防・日常生活支援総合事業」において、専門職のほか、ボランティア等住民主体による生活支援・介護予防サービスの展開が求められているところであります。支え合いの取り組みについては、住民の方々が地域の課題を我が事として捉え、主体的に展開していくことが重要なことであり、いきいき百歳体操やサロンなど地域のキーパーソンの方々の活動を支援し、住民主体による支え合いの一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、災害時の避難誘導につきましては、ご質問にもありましたように自主防災組織の活動が重要であることから、災害に対する備えをまとめた「自主防災活動の手引き」を平成25年に策定し、自主防災組織に配布いたすとともに、町のホームページにも掲示しているところであります。

この手引きにおいては、自主防災組織の中に避難誘導班の設置を勧めており、住民への避難の呼びかけ、避難人員の点検、安全な避難誘導をその役割と定めているところであります。

3点目の、高齢者の事故防止に関するご質問であります。この4月には町内交差点において出会いがしらによる自動車の衝突による死亡事故が発生しており、その後も、県内で死亡事故が連続して発生したため、高齢者交通死亡事故多発警報が発令され、本町においても鶴岡警察署や交通安全協会等との連携により、事故防止の啓発活動を行っているところであります。

高齢者の交通事故の多くは、自宅近くで発生しており、中でも道路横断時における事故が多いことから、高齢者宅への家庭訪問による啓発や、商業施設等での呼びかけ、夜光反射材の配布活動等を行っているところであり、高齢者の事故防止に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の民生委員の人材確保対策についてであります。民生委員・児童委員は3年を1期とし、厚生労働大臣から委嘱された方々であり、地域住民と町や社会福祉協議会との橋渡し役として、地域福祉推進の中心的な役割を果たしていただいております。近年、特に、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等、見守り・声掛けや支援を必要とする方々が増えている状況にあり、今後ますます増加することが予想されているところであります。今後とも、社会福祉協議会の福祉員でもある町内会長、保健委員の方々との連携の強化と地域福祉活動の一層の充実を図り、負担軽減に努めていくとともに、町内会からのご協力をいただきながら、人材確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、かわまちづくり事業についてご答弁申し上げます。

この事業は、平成25年度に、国の「かわまちづくり支援制度」への登録をうけ、平成26年度より町内各種団体等の住民組織による「かわまちづくり推進協議会」を設置し、具体的な整備、施設の利活用、維持管理などについてご意見をいただきながら事業を推進してきたところであります。

1点目の公園の運営管理に関するご質問であります。ご提言ありましたパークマネジメントにつきましては、公園の運営管理を地域住民、企業、行政機関が連携して行う手法であ

りますが、本町においては、基本的には、町が主体的に運営管理していくこととしておられるところであり、今後、かわまちづくり推進協議会など、関係団体等の意見を踏まえ、分割管理なども含め、運営手法について検討してまいりたいと考えているところでもあります。

2点目の完成した施設の供用、管理、安全対策についてのご質問でございますが、かわまちづくり事業において整備を進めております各施設につきましては、完成した施設から随時供用を開始してまいります。

そして、今年度におきましては、船着き場などの供用開始に合わせた安全対策にかかる整備も予定しているところであり、河川管理者である国土交通省と連携を図りながら安全対策に万全を期してまいりたいと考えているところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 順を追って再質問させていただきたいと思っております。

初めに、「地域包括ケアシステムの構築」についてでございます。全国的に少子高齢化が急速に進む中、本町においても65歳以上の人口の比率は30%を超え、75歳以上でも17%に達しています。第7期の三川町高齢者保健福祉計画、三川町介護保険事業計画につきましては、1月の全員協議会や先日の所管課研修において説明していただきまして、様々なニーズに応じた施設整備や介護予防に取り組んでいることが理解できました。高齢者保健福祉計画において、要介護等認定者の推計によれば、平成32年には減少すると見込まれているものの、やはり2025年には認定者の増加が見込まれるということから、「地域包括ケアシステム」の構築が求められているということでありました。構築にあたって、地域の特性に応じて作り上げていくということになっているわけですが、本町の特性としてどのように捉えているか。また、ニーズの把握と地域資源の把握が第一歩かと思っておりますが、本町の現状をどのように捉えているか伺いたしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 第7期の計画でも示していますように、2025年には、すべての団塊の世代の方々が75歳以上を迎えることとなります。介護保険の認定率の推移を見ていきますと、74歳までの前期高齢者の方々に比べ、75歳以上の方々の認定率は10倍を超えるということで、後期高齢者の方々が増えると、第7期では減ると見込んでいますが、第8期以降は順次団塊の世代の方々が後期高齢者に入っていくことから、増えていくと見込んでいるところであります。それにしたがって認定率も増えていくと見込まれるところでありますが、昨年度から始めました「介護予防・日常生活支援総合事業」によりまして、その認定率はできるだけ低く抑えていきたいと考えているところでもあります。

一方、三川町の現状というところでございますが、三川町だけが特別というわけではありませんが、山形県の中で三世代同居率、山形県は全国の中でも高いわけですが、三川町が高いというわけではありませぬので、地域の中で、いかに支援を必要とする方を支えていくかというようところが、これから重要になってくると思っております。それが「地域包括ケアシステム」の一つの大きな柱となっているわけでありまして。例えば、医療と介護の連携と

いう部分では、その方の状況によって、入院になって状態が変わって、自宅に戻るときにスムーズに介護や福祉のサービスを利用できるように退院前に支援をする、スムーズな在宅生活に移行できるように連携を図るといふようなところにつきましては、鶴岡地区医師会や荘内病院に事業を委託しながら今も進めているというところであります。

また、地域の支え合いにつきましては、今まで割と、要介護の手前の方につきましては、いろいろ地域の方々が主体となってサロン事業などを行ってきたというところでありますが、「地域包括ケアシステム」の中に一つとして取り上げられています自立した生活を送るための生活支援という部分が、これから三川町でも大きな課題になっていくと思っております。これは、自分たちが困っていることを、自分たちの力で、地域の中で解決できることを解決していこうというものであります。実は昨年度から取り組みました「いきいき百歳体操」、今年度また増えまして、町内で11の団体が行っているわけですが、定期的に地域包括支援センターの職員が、その「いきいき百歳体操」に出向いております。その中で、いろいろな話を聞いてきた中で、また話をする中で、例えば、自分たちが、「いきいき百歳体操」だけでなく、もっとできることがあるのではないかと考えた始めたところもあるようでございます。そのように住民の方々と直接接しながら、また、今年度は支え合いについての研修会も予定しておりますし、それらを通じて三川町の支え合いというものを住民の方々と一緒に作り上げていきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 介護予防、「いきいき百歳体操」など、実績のある活動もどんどん増えていって、なるべく医療のかからない、また保険のかからないような体制づくりは重要かと思えます。

先程の「地域包括ケアシステム」、答弁にもありましたとおり、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援と五つの柱になっているのかと思えます。これを見たとき、本町にとっては、医療ニーズへの応えと介護ニーズへの対応というものが大きな課題になってくるのかなと思えます。当町にとって、特に医療ですが、町内には高齢者から需要の多い内科医、また整形外科医といった医院は乏しく、また夜間や休日診療を受け付けるような医院はないわけでありまして、近隣市町村への通院を余儀なくされている状況にあると思えます。安心できる医療体制を考えたとき、当町では条件が整っていないように感じるわけでありまして、高齢者からは医療機関の整備を望む声もあります。その対応について考えを伺いたいと思えます。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 確かに、三川町の中で、夜間も開業しているというような医療機関はないわけですが、三川町も鶴岡地区の休日夜間診療協議会の会員になっておりますので、そちらを利用するということはあります。また、三川町外であります。割と近辺に所在する医療機関を利用しているという高齢者の方々も多く、その医療機関によっては往診もしていただきますし、また、医療機関の体制によって、看護師が夜間もいて、緊急の場合、その医療機関が訪問診療をしている対象者の方についてですが、夜間も、緊急の場合、

電話をかけると対応してくれるというような医療機関もありますので、町内完結型ではございませんが、町を越えて、必要な体制というのはできているという部分もあると受けとめているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 近隣町村の医療機関で間に合うのかなという答弁だったと思います。やはり町単独での医療機関の整備は難しいのかもしれない。以前、町内の大型商業施設の計画の際には、総合病院の計画もあったかと思います。住民はかなり期待したのですが、残念ながら実現には至らなかった経緯もあったように思います。しかし、これから住宅団地の整備や人口減少対策というものに望む本町にとっては、医療機関の整備というものは課題になってくるのではないかと思います。高齢者の運転免許返納など、様々な影響で行動範囲が狭くなった高齢者には、なるべく近くの医療機関で、短い時間で診察できる環境が望まれていると思います。

また、先程ありました在宅医療のニーズの高まりというものは今後とも高まるとは思います。その対応について町の考えを伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 確かに、平均寿命が延びている中で、高齢者の方々にとって、医療のニーズというのは高まっていくということでは思っております。町内には、医療機関、病院、そして診療所ということであるわけでございますし、町外の医療機関に通院しているという方々も多いわけでございますが、何か医療的に必要性が生じた方についての相談というものにつきましては、町内の医療機関と健康福祉課の方で連携がとられるようになっていると。いろいろ、それぞれの状況に応じた相談をしながら、その方にとって一番いい方法は何なのだろうかということを、共に考えていただける医療機関が私たちの身近にはあるのかなと受けとめているところであります。

また、退院して在宅に戻って在宅医療を受けるというときには、その方の状況、また家族状況で、入院前の医療機関と違う医療機関に変更するということもあり得るわけです。往診来てくださるところに頼むとか、そういうようなことについては、それぞれ医療と介護の連携と申しますか、そういう部分で、退院前の支援というところでカバーできる体制になってきているというようなどころも進んでいる一つの側面かなとは思っているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 様々カバーなっているということで、7年後には立派な医療体制が整っていると思えるようなことでお願いしたいと思います。

続いて、介護のニーズについての対応についてお聞きしたいと思います。

先日、厚生労働省は、2025年に介護職員が全国で約33万人不足するという推計を公表しました。2016年度の職員は約190万人、要介護高齢者が増えることによりまして、2025年に必要な職員が245万人ということになっています。本町でも、先程お聞きしましたように、介護予防体操など、様々な取り組みによって要介護者の増加を防ぐ活動が行われていますが、やはり2025年には後期高齢者の増加が予想されるため、要介護認定者も増えると思われて

いるようであります。

伴って、介護職員の不足が懸念されます。奨学金制度などで地元の介護職員の育成に取り組む自治体もあるわけですが、本町としての対策の仕方をお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 山形県におきましては、山形県の社会福祉協議会が窓口になりまして、介護福祉士や社会福祉士の資格を取るための専門学校等に通うという場合の修学資金の貸付等の事業を行っているところであります。そして、その返済につきましては、卒業してから山形県内に5年間勤めれば、その返還を免除するというような貸付事業もありますので、三川町独自というよりも、県全体でそのような取り組みは進んでいるというところであります。ただ、だからいいというわけではありませんので、それぞれの市や町の方でも、やはりこれからの介護人材の不足というものについては不安を抱えているというところでございまして、また、形になっているわけではございませんが、そういう課題は庄内地域の市や町の中で共通しているものでございましたが、これから何か連携してできるものがあるのかどうかというようなところの情報交換だったり、意見交換だったりというところは、これから庄内支庁が中心になって考えていくというような話は聞いているところであります。そうになりましたら、まず三川町の方でも一緒になって考えていきたいと思っているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） これが「地域包括ケアシステム」の自治体の大きさに作るための弊害になってくるのかなと思うところであります。絶対数が少ない中で、少子高齢化ということで、支える側の働き手が減少しています。介護職員が不足することによって、高齢者同士での老老介護、また、認知症の方同士による認知介護が予想されたり、介護難民が発生されるとしてあります。「地域包括ケアシステム」が、自治体間、あるいは小さい範囲の中で構築するということを進めると、どうしてもその中で介護職員、また自治体間での介護職員、また事業所間での介護職員の取り合いといったものも懸念されるわけでありまして、何とか地元の中で確保することが重要になってくるのかなと。また、人材不足によりまして労務単価等の上昇、それがまた大きく負担になってくるのかなということから、早めの確保というものが重要になってくるとは思います。

もう一つ、ある事例で、定年を迎えた方の第二の人生として介護職員というものを促すといった自治体の活動もあるわけですが、そういった考えはないでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 今町の方で考えていることにつきましては、定年を迎えられた方が、例えば、介護保険のサービス事業所に勤めて介護員となつていただくということよりもまず先に、「介護予防・日常生活支援総合事業」の中で、多様な介護予防の提供主体を作っていくという中で、ボランティア等の、住民主体で通いの場づくりだったり、その生活支援に自宅を訪問するだったり、そういうようなところに高齢者の方々の生きがいくつくりというような部分、そして、その方自身の健康づくりという視点も捉えながら、高齢者の方

から支え手になっていただくというようなことにつきましては、今考えを進めていきたいと  
思っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 次の高齢者世帯や一人暮らし世帯といったことに移りたいと思いま  
す。

国の調査でも、65歳以上の一人暮らしの男性のうち、6人に1人が「会話したのが2週  
間に一度以下」というデータがあるそうです。男性にとっての一人暮らしは、世間話をする  
人もなく、隣近所に遊びにも行けず、友達もだんだん少なくなるといったことから、虚脱感  
と孤独感に苛まれている人が多くなるというような現状にあるのかと思います。高齢者の方  
に話を伺いますと、気軽に、自由に集える集会所のような施設を望む声が多くありました。  
本町として、高齢者の居場所づくりというものに対しての考えを伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 高齢者の方々の居場所づくりというようなところでは、前  
から社会福祉協議会と一緒にあって、町内会の中にサロン事業というものを展開していただ  
いてきたところでありますが、例えば、3ヵ月に1回だったりというようなところでありま  
した。今「いきいき百歳体操」については、一週間に1回近くの公民館等に通っていただ  
いて実施していただいている。そこでは、体操だけでなく、終わった後にお茶を飲んだり、ま  
た、皆さんの考えでもっと広がりをもたせることができるかというようなところについては、  
今地域包括支援センターが中心となって、その部分につきましては考えているところであり  
ます。いつでも行きたいときに自分が行って、誰かと話をしようというようなところを作っ  
ていくというのはなかなか難しいことなのではないかなとは思っております。例えば、社会福  
祉センターで行っておりますコーヒー喫茶といえますか、それも月2回であります。第1と  
第3の水曜日なんです、そういう、毎日ではないけれどもあるというところも知らない方々  
も多いのではないかと思います。それは周知をしていきたいと思っておりますし、いろい  
ろなものを組み合わせながら、その方がご自分のスタイルというものを考えられるように支  
援をしていくことができればと思っております。例えば、その週1回の「いき  
いき百歳体操」でいろいろ話をした人同士でお茶飲みに行ったり来たりするという方ができ  
るというの、楽しいことにも繋がっていくかなと思っております。すべてではなく一つのき  
っかけという場面になってくれるということも考えているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 高齢者の方に伺いますと、空き家を使った集会所のようなもので、  
家庭的な雰囲気をもてるような利用はできないかというような声もありましたので、少し検  
討していただければと思います。

地域での見守り、支え合いの体制、また意識づけといったものは一朝一夕にはできること  
ではないかと思います。まず現状を把握するべく、在宅高齢者を見守るため、「地域見守り  
マップ」といったようなものの作成により、支援対象者を明確にして、隣近所での見守り体  
制を築くことが有効かと思っております。本町におきましては、高齢者世帯、一人暮らし高齢者世

帯の把握について、どのように行っているかお聞きしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 菅原健康福祉課長。

○説明員（菅原和子健康福祉課長） 一人暮らし高齢者の方や高齢者夫婦世帯の方々について、町の方で把握するとなりますと、住民基本台帳によるものでございますが、実際は、住民基本台帳では、例えば、別世帯になっているけれども、一緒に同じ家で過ごしているとか、またその反対だったりだとか、そういう情報を一番よくお持ちになっているというのが地域の民生委員でございます。そういう実態に合った情報を民生委員が積み上げてくださっているというふうに受けとめているところでありますし、また、町に相談があったりした場合は、民生委員にお伝えしながら見守りというようなところでまた力を貸していただいたり、事業に参加を進めていただいたりというようなところでは、いろいろ一緒に行っているというところがございます。

○議 長（小林茂吉議員） 1 番 鈴木重行議員。

○1 番（鈴木重行議員） 地域の民生委員が把握しているというようなことであります。

災害時の避難誘導の件についてお伺いしますが、震災や洪水など、災害時に取り残された高齢者が救助されるといったような映像をよく目にします。平日の日中においては、同居世帯であっても、若い世代が働きに出ることから高齢者世帯になっている場合も多くあるということで、迅速な避難誘導を実現するには、やはり世帯の詳細な状況を随時把握しておく必要があるかと思えます。

そこで、先程も述べましたが、「地域見守りマップ」といったものを作成するのが有効ではないかと思えます。近年は、個人情報保護の観点から、多くの市町村で作成が中断されているということではありましたが、先日の熊本地震の際には、やはり民生委員が作成しました「地域見守りマップ」によりまして、高齢者などの寝たきりや、一人暮らしの要援護者などの安否確認を迅速に行うことができたという実績もあるようでありました。この「地域見守りマップ」は、発生直後の避難誘導だけでなく、発生から数日が経過した後も、保健師が要援護者を訪問する際にも役立ったということでもありました。この「地域見守りマップ」を活用した自主防災組織の避難訓練といったものが有事の際には有効に働くのではないかと思うところではあります。町としての避難誘導策について、もう一度考えを伺いたしたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 災害時の避難誘導につきましては、先程町長の答弁にもありましたとおり、町においては「自主防災活動の手引き」というものを平成25年に策定いたしました。これを防災組織の方にお配りしているところがございます。その中で、避難誘導班の設置というものを設けまして、これに基づいて訓練をお願いしたいということでもしております。ただ、実際、毎年10町内会以上で訓練を行っておりますが、そこまで踏み込んだ訓練というのはなかなかできていない状況にあると思えます。私の地元の東沼町内会でも5・6年前に一度それを行いました。やはり実際の何を想定しての避難なのかというのが一番大切なのかなと思っております。本町においては、幸いなことに山もございませんので、土

砂崩れはありませんし、津波の恐れもございません。あるとすれば水害、地震の場合は自宅からの避難になりますので、水害があるのかなと思います。ただ、その水害については、自主防災会の中で、一時避難所としての町内会公民館はあるわけですが、水位から見ると、そこも避難場所にはなり得ないということがございます。そういった意味では、ハザードマップを作って、町としても災害時・水害時の避難先を明示しておくべきだというふうには考えておりますが、今現在、各地区にある小学校の体育館しか指定しておりませんので、自主防災会がそれをもって避難誘導、そこにできるかとなると、なかなか難しいのではないかと考えております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 災害も少ないという話もありましたが、やはり有事の際、地震、洪水等のとき、やはり小さな班を作って、班長が高齢者世帯に必ず顔を出すとか、様子を見に行くとか、そういった意識づけというものは普段からないと、いざというときには動けないのかなということで、やはり避難訓練等を随時促して、地域での見守り体制というものに繋がると思いますので、進めていただければと思います。

続きまして、交通事故防止策について伺いたいと思います。高齢者の方にお話を伺いますと、やはり耳が聞こえづらいつつとか、視界が狭くなったとか、体の反射神経が鈍くなったというものは十分理解したうえで、不安を感じながら運転しているというふうな状況になるのだそうです。それで、「何が望まれているか」と伺いましたところ、やはり視認性の良い道路環境、はっきりと路肩を明示した白線、並びに歩行者が通れる歩行帯とでも申しますか、そこをカラー舗装にして、「そこは歩行者がいるんだよ」ということを明示された環境づくりがほしいというような声を伺いました。三川町の交通安全計画の高齢者の安全確保という点では、道路の交通環境整備として、路面表示やカラー舗装が事故抑止に効果があるとされておりまして、そういった環境整備を進めていくというようなことが載っているわけですが、どのぐらい進んでいるのか、また、その対策の仕方についてお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。

○説明員（本間 明総務課長） 今議員からお話ありましたように、町は交通安全計画を5年ごとに定めておりまして、現在第10次の交通安全計画として運用しているところでございます。その中にも、今ご紹介ありましたように、記載の中では、視認性の高い道路施設というものを求めておりまして、例にありましたカラー舗装、そういったものを行っているところでございます。ただ、これまで行った、例えば、押切小学校の通学路への歩行者帯のカラー舗装とか、やはり年々色あせている部分もありますし、近年では、そういった交差点においての対策ということでのペイントもございます。最近の例では、土橋町内会で死亡事故があったわけですが、そこが交差点としての認識がなかなか低いということで、減速を促すサインを、このたび路面にペイントしたところでございます。そういった町内における対策については、自主的には建設環境課の方で対応しているわけですが、私どもとしては、歩行者の安全確保、あるいは高齢者の安全確保ということで、そういった推進を各種会議等で連携していく必要があるというふうには考えております。



- 議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。
- 1番（鈴木重行議員） 歩行者の安全を守るという話でありましたので、三川町には「通学路安心安全プログラム」といったものがあるようでございました。これも通学路等の道路の危険箇所の点検を行って、通学路の道路の環境の改善を図るといようなプログラムのようではありますが、もう少し具体的な中身と、その対策についてお聞きしたいと思います。
- 議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。
- 説明員（加藤直吉建設環境課長） 道路における児童生徒の安全対策についてでございます。議員おっしゃられたとおり、町の方として、関係者を集めまして、この対策プログラムを行っているところです。内容としましては、教育委員会が主体となって集めて行っているところとなっております。危険箇所を把握し、道路管理者、PTA、学校、また、警察及び公安委員会、すべて一堂に会しまして、場所を見ながら、こういった安全対策がよい良いのではないかとことを踏まえながら、整備の促進に努めてまいっているところでございます。
- 議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。
- 1番（鈴木重行議員） 内容について確認したいと思います。委員が集まって危険箇所を選定し、整備していくということだったかと思えます。危険箇所、何かの機会に住民が要望するといったような場合はないのか。その委員が認めたところでない整備はしていただけないのか。その辺、少し確認したいと思います。
- 議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。
- 説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまの話は、児童生徒の部分についてお話したところです。各住民及び利用者からの声という部分での質問かと思われます。この部分について、建設環境課の方としては、聞き取りの会とか、そういったものは開いてございませんが、各自、地域の町内会長の方からお伺いしたところ、また、日々の道路パトロール上で住民の方からお声をいただいたところ、こういったところを見ながら、必要性を公安委員会と協議しながら、道路施設の整備を行っているところとなっております。
- 議長（小林茂吉議員） 本間総務課長。
- 説明員（本間 明総務課長） 交通安全計画に記載されております「三川町通学路安全安心プログラム」の質問でございました。これについては、通学路に限らないという話の中では、今教育委員会の方にはPTAから小学校単位で要望が集まりまして、それを受けて、それぞれの所管のところで、こういった対応ができるのか検討している内容でございます。こういったものを踏まえて、中から、実際に現場に、先程建設環境課長が申しあげましたとおり、関係者、国土交通省、山形県というような道路管理者、それから警察署、そういった関係機関が一堂に会しまして現場を確認して、今後の方策をそれぞれの所管の中で行っていくというのが、このプログラムの一番のねらいでございます。そういった意味では、各町内会から出た要望、学校関係者から出た要望、そういったものを取りまとめて、またさらにこのプログラムに反映させているのが実態でございます。
- 議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。
- 1番（鈴木重行議員） PTAからの要望書ということでありました。私もちょうど当事者

なものですから、PTA連合会等での話にもなります。要望を出しても、なかなか反応が鈍いといった例年の声もあるようでございますので、やはりPTAの連合会の中でも厳選された要望箇所を、一番重要度の高いところを出しているつもりでありますので、早急な対応、また、万が一応じられなかった場合でも、その返答等をいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

続いて、かわまちづくりについてお聞きしたいと思います。

先程パークマネジメントという提案をいたしました。町主体で管理を予定しているということでありましたが、どうしても行政主体の公園になると、整備後、来園者を待つだけの公園になり得るのではないかと、そんな可能性がすごくよくあるわけでありまして、やはりパークマネジメントを民間、あるいは第三者と共に運営企画を考えて、いろんな集客に対する努力が必要ではないかと思えます。日本全国各地には、とても立派な整備された公園、たくさんあると思えますが、なかなか人が入らない、そんな公園もあるかと思えます。やはり、そうになってしまうと、ますます人はより来なくなり、安全面も不安なところになるかと思えます。やはり住民の方と一緒に企画運営することが大事だと思いますが、かわまちづくり検討委員会、また、かわまちづくり推進協議会というものが今続けて行われているようでございます。この協議会は、完成したら解散するといったようなことで行っているのか、また、整備終了後もそのまま続けていこうとしているのか、確認したいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） かわまちづくり計画における推進協議会の存続というご質問でございます。かわまちづくり計画自体そのものが行政及び地域住民及び企業の知恵を生かして運営をしていくということになってございます。整備が終わった後も、国土交通省の方においても、アフターサービス関係、アフターケア、こういったものを考えておるところでございます。形は別になるかもしれませんが、同じような形で運営の協力を求めていきたいと考えているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 整備が終わった後も協議会は続いていくということで、一つ安心したところであります。ぜひ積極的な活動、企画運営等で、交流人口の拡大に繋がるような公園になるようにしていただきたいと思えます。

休憩広場の整備が始まりまして、田田大橋からその整備の様子を見ることができます。それによりまして、住民の関心はとても高まっているように思います。事業の内容を理解していない方が非常に多いように思いますが、国の予算の都合で事業の遅れや施工の長期化というものはやむを得ないのかもしれませんが、完成を心待ちにしている方もいますので、整備内容を広報やホームページに改めて発信するべきではないかと思えます。

さらに、桜の植樹が計画されていまして関心が高まっているこの時期に、公園の名称といいますか、愛称を募集して、さらに周知に努めるべきと思いますが、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 議員おっしゃるとおり、整備については、国の支援を受けているところに若干遅れている状況となっております。地域住民の期待という部分が形に表れたことにより明確化されてきたかとは思いますが、こういった部分も踏まえまして、町の広報及びホームページ等を利用しながら、地域への周知を図ってまいりたいと考えているところです。

また、施設の状況については、ただいま申し上げたところとなっておりますが、もう一点の部分でございます。安全管理の部分も今出たかと思いますが、この部分については、国の方と協議をしながら検討してまいりたいと思っているところです。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 一つ、先程の質問に戻りますが、この公園の名称と申しますか、愛称というものを公募するような予定はありませんか。もう一度お聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） すみませんでした。一つ答弁漏れがございました。愛称、名称の部分の公募ということでございます。

この施設については、都市計画公園ということで正式名称がございます。今のところ、具体的な愛称と申しますか、名前の変更等、現在考えておらないところですが、今後状況によっては考えていかなければならないかなと思っておるところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 町民に愛される公園となるように、ぜひ愛称等を付けていただければと思います。

次に、先程も話ありましたが、供用の面でお伺いしたいと思います。

先程もありました、この冬にカヌー等発着所が3カ所整備されました。青山に既存のものがあって、全部で4カ所完成したものと思います。先日ですが、赤川漁業組合の組合員から、船の係留や発着に利用したいというような声もありました。先程の答弁では、完成したのから随時供用を開始するというものがありました。あれは利用していいものなのかどうなのか。また、その利活用の仕方について、どのような検討をされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） かわまちづくりにおける船着き場の関係でございます。議員ご覧のとおり、昨年度船着き場4カ所が完成した状況となっております。ただ、施設の方が完成したという形だけで、安全対策工事はこれから行うということになっておるようです。この安全対策というのは、利用上の注意だとか、洪水時の安全な利用の仕方、また川全体の情報の得方とか、こういったものの看板、また、先程言われました係留関係、安全対策の転落防止、こういったものの整備がまだのようでございます。今後できたときに正式に利用開始ということになる見込みと伺っています。ただ、船着き場なものですから、河川を利用している方々の安全対策施設ということになっていきます。この観点から、使用については今制限をしておらないということと伺っているところでございます。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 完成はしていないと思っていいのかわかるのですが、もしあれが、あの状態で、未完成のまま供用はされていないというものにするとすれば、やはりフェンスかロープなどを張って立ち入りを禁止するべきかと思います。安全管理のところで伺いしようと思ったんですが、今、川岸はとても近くなっています。様々な事故等も予想されるわけですが、もしあれをそのままにしておくようであれば、やはり事故等も懸念されるわけでありまして、供用開始していないとするのであれば、やはり防護柵なりの設置が必要だと思いますので、その部分の計画についてどのようになっているのか、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） ただいまのご質問の部分でございますが、河川施設、川から避難をする施設としては利用しているということなものですから、その部分では供用開始したというところのようでございます。

ただ、かわまちづくり施設の事業としての完成はまだ見ていないものですから、そちらでの施設の供用はまだという回答を得ているところです。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） すみません、もう一度お願いします。川からは上がって来られるんですが、陸地からは川に降りられないというような施設状況ということで良かったかどうか。やはり避難施設とすれば、フェンス等はある程度十分避難はできる状況にあると思いますので、やはり誰よりも一般の方、まして子どもたちが入れないような状況にしておくのが安全管理と思いますが、その辺の考え方、すみません、もう一度お願いします。

○議長（小林茂吉議員） 加藤建設環境課長。

○説明員（加藤直吉建設環境課長） 議員の方にご説明不足かと思われました。川を管理するうえでの船着き場なものですから、降りたり入ったりすることはまずできるという形になっているようなところです。やはり安全の部分ということで、ロープ等の設置部分、管理施設にはあるかもしれませんが、こういった部分については、河川管理者である国土交通省の方と協議をして、なお安全対策に万全を期していきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 1番 鈴木重行議員。

○1番（鈴木重行議員） 何回も失礼いたしました。青山の船着き場、行ってみれば分かっていただけだと思いますが、土砂がもう1メートル近く堆積している状況にあります。せっかくの施設ですので、荒廃する前にこまめに管理していただければと思うところであります。交流人口の拡大と地域住民の交流の場を目的とした公園整備ということでありました。町民の皆が、なるべく集えるような公園になるように、管理・運営・計画等をお願いいたしましたので、質問を終わりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 以上で1番 鈴木重行議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 1時59分)

○議長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 2時20分)

次に、6番 芳賀修一議員、登壇願います。6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員）

- |                              |  |
|------------------------------|--|
| 1. 県内では特徴的な転作物である麦類の生産振興について | 1. 現在の生産状況と課題について伺います。<br>2. 現在の加工販売の状況について伺います。<br>3. 開発中の大麦の商品開発の状況について伺います。<br>4. 現在の特産品開発の手法と課題及び今後のあり方について伺います。 |
| 2. 行政に対する町民からの意見聴取のあり方について   | 1. 現在の町行政に対する苦情受付と処理方法について伺います。<br>2. 重要な施策に対しての意見聴取の方法について、現状と今後の有り方について伺います。<br>3. 行政評価の実施方法と課題について所見を伺います。        |

平成30年第4回議会定例会において、通告に従い一般質問を行います。

一つ目ですが、県内では特徴的な三川町の転作物である麦類の生産振興についてお伺いしたいと思います。具体的には、現在の生産状況と課題について伺います。また、現在の加工販売の状況について伺います。そして、開発中の大麦の商品開発の状況について伺いたいと思います。また、現在の特産品開発の手法と課題及び今後のあり方について伺いたいと思います。

二つ目、行政に対する町民からの意見聴取のあり方についてですが、一つは、現在の町行政に対する苦情受付と処理方法について伺いたいと思います。また、重要な施策に対しての意見聴取の方法について、現状と今後の有り方について伺いたいと思います。三つ目、行政評価の実施方法と課題について伺いたいと思います。

以上、一般質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀修一議員に、ご答弁申し上げます。

初めに、転作物である麦類の生産振興に関する4点のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

本町におきましては、現在、大麦と小麦の2品目が生産されており、大麦につきましては、

平成29年度データで、生産者15名、生産面積16.7haとなっており、統計上、県内での生産は本町だけという状況にあります。一方の小麦につきましては、生産者2名、生産面積4.3haで、近年は両品目とも、この生産規模で推移している状況にあります。また、生産に関しましては、排水対策や病虫害、連作障害対策など、生産上の課題はあるものの、生産・加工・販売までのシステムが確立していることから、その生産規模は決して大きくはないものの、本町にとって有用かつ重要な生産品目として位置づけられるものと認識いたしております。特に、大麦を焙煎した「麦茶」は、首都圏を中心に消費者の高い評価を得ているところであり、また、ふるさと応援寄附金の返礼品としても大変喜ばれている状況にあります。今後とも、生産される麦類が、良質かつ安定した生産に加え、消費者に選ばれる特産品に繋がることを期待するところでもあります。さらに、現在は、「田からもの逸品開発支援事業」により、大麦を使った新たな加工食品の町内事業者による開発を支援しているところでもあります。昨年度においては、大麦を練りこんだ「大麦きり」が商品化され、町内の飲食店で提供が始まっており、大麦を使ったお菓子やパン、大麦入り「いとこ煮」など、今後とも新商品の開発販売に向けた積極的な取り組みにより、特産品開発を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、行政に対する町民からの意見聴取のあり方に関するご質問にお答えいたします。

1点目の町行政に対する苦情受付と処理方法ではありますが、現在、町では様々な行政活動の場面における広聴の機会を通じて、町民のみなさまから寄せられる苦情・相談・要望等に関しましては、「町民の声」として出来るだけ記録を残し、「調査・検討・対応・回答」まで進捗管理を行い、町政への理解に努めているところでもあります。

2点目の重要な施策に対する意見聴取の方法に関するご質問ではありますが、現在、町では町の基本的な施策に関する計画の策定や町民生活に密接に関連する重要な制度の制定に関わる場合には、各種審議会や協議会のほか、パブリックコメント手続きを実施し、広く町民の意見を聴取しているところでもあります。

今後とも、このような制度を活用し、重要な施策の意思決定過程における町民参加の機会の拡大に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

3点目の行政評価の実施方法に関するご質問ではありますが、現在、町では事務事業の改善を図るため、PDCAサイクルの実施を基本としており、その一環として、町主要事業の行政評価を毎年度実施しているところでもあります。

その実施方法につきましては、担当課による第1次評価、副町長を本部長とする行財政改革推進本部による第2次評価、その後外部評価委員で構成される行財政改革推進懇談会による第3次評価を経て実施しているところであり、今後とも、その評価結果をもとに施策の見直しを行うなど事務事業の改善に繋げ、行政サービスの向上を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 最初に麦類の生産について再質問いたします。

今お話がありましたように、大麦・小麦を合わせまして20町歩ほどの生産面積があります。形態についても大麦15名、小麦2名ですが、大麦の中には生産組織・生産組合がありますので、実質の生産者人数はもう少し増えると思いますけれども、このような現状で、特に大麦に関しては、山形県唯一の生産物であるという意味では、非常に特徴的な作物であるというふうに思います。

先程のお話の中では、生産については順調に経過しているというふうな話がありましたけれども、これは非常に心配な点が発生しておりまして、現在生産については、それぞれの生産グループ個人等で順調に生産しておりますけれども、乾燥調製に関しては、JA庄内たがわの麦センターを利用して乾燥調製をしております。その麦センターですが、老朽化といましようか、将来的な改善等の関係で、麦の受け入れを終止するかもしれないというふうな噂がございまして、もし、そうなりますと、生産自体がすべてなくなってしまうというふうな状況に追い込まれる可能性があります。その辺について、町当局はどのようにお考えでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） ご質問にあった大麦につきましては、先程の町長の答弁のとおり作物として有用・重要な作物の一つとして捉えております。ただ、大麦等を生産する中で、いわゆる作業工程の一つとして乾燥調製施設を使った作業が必要なわけですね。ご質問にあったとおり、その部分についてJA庄内たがわの方で、その施設も含めた全体の施設について検討していくんだというようなお話は伺っておりました。ただ、実際には、正式にこういった方向でというような内容についてはまだ伺っておりませんので、仮定でのお話について答弁することはできませんし、また、実際に設置者である農協及び、その組合員生産者がそういった件について正式にお話をした後に、町としての考え方が示される場合もあるかとは思いますが。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 確かに正式な話がない段階での見解を表明することはできないかもしれませんが、逆に申し上げますと、方針が決定して発表されてからでは、対応ができなくなる可能性があります。検討の時期についても平成32年、再来年に見直しをするというふうな、大体の时期的な目安も話をされておまして、現に今の麦センターの設備に関しても、一応業者も含めた点検作業に入っているというふうなことも聞きました。そういう意味では、現段階でも麦センターの必要性を、生産者共々になりますけれども、一緒になりながら、行政の支援を受けながらも継続して乾燥調製に当たるような、何らかの行動が必要ではないかと思っておりますが、もう一度になりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 当該施設の今後の方向につきまして、町としての考え方を示す場面は、今後においてあろうかとは思いますが。ただ、一般的なことをあえて申し上げれば、いわゆる課題対処への一般的な流れからすれば、まず麦類の生産者の皆さんが設置者である農協に対して、改めて生産継続の意向をお示しになって、その中で出てきた状況に対し

て、町も可能性としては対処していくという形になるかと思えます。なぜ、あえてこういったことを言うかといいますと、昨日、生産者のお一人からそういった状況を伺いました。そのときに、まだ正式に生産者自体もお話をしていないということでございましたので、今改めて、一般的な流れではございましたが、その進め方を申し上げた次第でございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 生産者の中でも、正式に集まって相談をしたという経過は残念ながらなくて、私自身が先走りの感じはありますが、方向としては、間違いなく生産者が集まりまして、小麦も含めまして生産設備の維持存続を予防していくという作業が必ず必要になっていくと思えます。その段階になってからでも結構ですので、行政のバックアップをぜひお願いしたいと思えます。

次の加工販売の状況についてであります。特に大麦になります。大麦に関していいますと、先程話がありましたように「麦茶」としての加工がありまして、麦茶というのはどこにでもあるわけですけれども、三川町で生産している麦茶に関しては、焙煎をあえて低くするという意味での非常に特徴的な麦茶で、そういう意味での焦げ目が少ないというふうな評価で、先程ありましたように首都圏から評価があつて売れております。ふるさと応援寄附金の返礼品としても出ているというようなこともあります。

今、この事業をぜひともしたいというような意味でも、先程言いましたが、加工生産が必要なわけですけれども、町独自に、今は大麦の麺等も開発をしておりますけれども、それに関しては、大麦を対象にしているということはあるんですが、残念ながら三川産の大麦を使い切れていないというようなことがありましたけれども、その辺については、どのような課題をお持ちなんでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 三川産の大麦を使い切れていないということでのご質問でしたが、私の認識の中では、大変申し訳ございません、三川産の大麦を麦のお茶等でほぼ全量販売になっていると。さらに新たな取り組みとして、今現在大麦きりですとか、新たな商品を作ろうとしていますので、そういった形で生産された大麦については、町産の大麦を全部使っているというような認識でございました。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 麦茶は、三川町で生産したものを三川町で加工して、三川町でパッケージして売っているという意味では、間違いなく商品化しているというのは分かりますけれども、大麦きりに関しては、麦を製粉して練り込むということになります。それで、製粉をするという過程で、三川町の麦を製粉するという少量の製粉ができないということで、実際に今、大麦として麺になっているのは三川産ではありません。その辺はよく認識していただきたいのですが、確か新潟産だと聞いております。

要するに、各製品に関して申し上げますと、小ロットの場合はなかなか加工しきれないというロットの単位の問題があります。小麦の特産化ということで、三川町産の小麦を三川町産のうどんとか、パンは無理かもしれませんが、製品化しようとした段階でできなかった理



由というのがあると思いますが、それも同じように、製粉ロットというのは大変大きなロットになりまして、1 t、2 t押し込むというのができないという、そういう問題があるんだそうです。ただし、新しい商品を開発するには、原料をきちんと自分たちのところで生産したものを使っていかないと、特にふるさと応援寄附金返礼品の品目に関しては、産地の問題が非常に大きくなってきておりまして、原料はどこのものか分からないが、加工販売は三川町だということでは、やはり商品的な訴える力が非常に弱いというふうなことになりますので、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今開発している特産品、大麦を使ったものは各種あるわけですが、その商品をどういった形で売っていくのかという部分も絡んでくるかと思えます。今のように、例えば粉にして新しい特産品を作るという過程の中で、その粉にするためにはロットが必要だということであれば、そのロットに合わせた商品ができてくるわけで、それを市場に流すという形になろうかと思えます。でも、そこまでいかないで、例えば地域での小ロットでの対応だとすれば、それに対応するような製粉のやり方も可能性としてはあるわけですので、その商品、商品での対応の仕方と考えていく必要があるのではないかと思います。

なお、ふるさと応援寄附金の返礼品について、今は確かに、大麦を使った新しい商品であれば、産地的な捉え方で少し課題が出てくるかとは思いますが。ただ、今現在は麦のお茶が100%でございまして、これについてはかなり好評で、今以上に出ていく可能性があるというふうには捉えてはおります。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 麦のお茶に関しては、生産者が自ら商品開発をして、生産・加工施設を持ちながら、地域の中ですべて循環した販売まで持っていつているという、そういう完成されたものですので、これは疑う余地はもちろんないので、しかも、特色的な加工をしておりますので、商品としての力は大きいと思えます。

ただ、現に新しい商品を開発しようという段階のやり方については、少し問題があると私は思います。というのは、役場の中の職員の方が一生懸命頑張って原料の手配をして、加工の仕方を研究して、業者に頼んで、地元の利用できる加工業者にそれを提供して、商品化をして欲しいというふうにするというやり方です。このやり方ですと、生産者はまずいないです。そして、加工する品物を受け取った方に関しても、その商品をただ商品化するだけの技術研究、パッケージまではいかなければいけません。そういう意味では、特産品としての連携が全然できていないと私は思いますが、その辺のやり方についてはいかがですか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 産業振興課内での商工観光係の方で言われるとおり、最近の特産品の向かい方としては「提案型」にしております。町民の方々から、事業者の方々からこういったものを作りたいんだというようなお話があれば、その流れで支援はできるんですが、こちらでも持っている情報なりを使いながら提案してやっているというのが最近の

やり方です。今は生産者が絡まないとおっしゃいましたが、私どもが提案しているのは、まず大麦であれば大麦の生産者です。その大麦を、具体的に申し上げますが、丸喜製麺所。町内の麺の事業所に持って行って、こういったものはできないだろうかという話で進めていますし、また、製麺事業所だけではなく、大井餅や、皆さん観光協会の会員という形の町内の事業所の方々ですが、そういった方に、実際に自分のお店なりで売る商品に繋がるだろうという可能性の高いものを提案させてもらっているというやり方で、今は進めているところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 提案型といいましても、言って悪いですが、行政の提案型のやり方です。それは、優秀な職員の方が一生懸命やるという意味では、決して悪いことではありませんけれども、結果としては、その商品は役場の開発商品になってしまう。町のみんなのもの商品にはなっていないやり方だと私は思います。提案をするという提案型の商品開発でもいいんですけども、あくまでも、役場の職員は陰の働き者といいたいまいしょうか、全面に出ないで、何とか生産者や加工業者を全面に出しながら陰でバックアップすると。いろんな情報を集めたり、そういうやり方が必要だと思うんですけども、どうも今のやり方には思えないです。

商品のネーミングに関してそうですけども、これから新しいものに関しては公募するというふうなことはあるかもしれませんが、公募でないやり方もあるようなので、そういう意味も含めまして「生産者」と言いましたけれども、要するに、原料生産者は全然絡んでいないという意味なんですけど、お分かりですか。麦を生産している生産者はここにいないでしょうという話をしているんです。ですから、いろんな知恵を持っている生産者だって、それから加工業者も、もう一つ申し上げれば、県とか、そういう試験所とか、それもいろんなノウハウを持っているわけです。それを全然活用しないで、職員一人の能力でもって、駆け回って商品を開発するというやり方は、これは町のものにならないのではないかと私は思うんですけども、その辺いかがですか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 言われるようなものも含めて、いろんなやり方があると思います。最後に言われた県や国でも、そういった技術を持っています。ノウハウも持っています。それを活用した商品開発は当然行っております。それに加えて今のようなやり方も近年向かっていますというような説明をさせていただきました。

一個人が、一職員が走り回ってというようなことは、そう捉えられたのかもしれませんが、実際の主役は麺の方々であり、事業所であり、実際に原料を提供していただいた最初は生産者ですので、そういった形で繋ぎながら進めております。含めていろんな形で、実際に特産品というものが形で現れて、市場に出るような流れを何とか作っていかうということに向かっております。

○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 商品化したいという、ふるさと応援寄附金の返礼品に、三川町の特

産として品目を増やしていきたいという、そういう願いといいますか狙いはよく分かりますが、私はやはり今のやり方を少し検討するべきだというふうに思っております。職員の方が頑張っているということでは、職員を批判するわけではありませんが、その職員の方がずっとその場所にいるんだったらいいんですけども、その人が代わったときに、では、誰か代わりにやってくれる人がまたいるんでしょうかというふうなことも一つあります。結果的には、やはり民間で主動して一貫した生産流れや販売の流れ、過去の流れまで作っていただけるような、そういう民間の仕組みがないから、結果的に行政がやらざるを得ないというふうな感じがするんです。

昔といいましょうか、10年以上になりますが、商工会で県の特産品開発事業として、商品開発を商業者と生産者を集めましてやった経過があるんですが、要するに、菜の花の花粉を使った開発というのをやりましたよね。その流れでもって、年間生産者や商業者を集めながら、それからアドバイザー等を入れましてやったというような経過がありました。そのやり方自体も問題があったんですが、とにかく一堂に会してみんなで工面をしながら商品を作っていこうという流れがあれば、それは例えば、菜の花に関しては、残っているのは大井餅やの菜の花餅しかないわけですけども、菜の花の花粉を使った加工品を、一応全部の海華堂、幸栄堂、各事業所が一斉に菜の花の加工品ということで売り出した。それが一つの三川町の菜の花の加工品としてのまとまった売り方といいましょうか、宣伝をしていこうというふうなやり方だったと思います。ですから、今はそういうやり方ができないですよ。そういう意味では、商品としては立派なものもできたとしても、物語性に欠ける商品になるのではないかと私は思います。

ですから、これは今進行しておりますので、これからはもしというふうな話になりますけれども、ぜひ、生産をする原料生産の生産者も含めた、みんなで工面をし合って、その工面の手助けを行政がしていくと。いろんな情報を集めるとか、パッケージとか、そうふうな段取りをしてくださいとか、そういう側面支援をするような形の行政のあり方をぜひ進めていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 言われるとおりの認識を持っております。側面支援であり、主役はその商品を作るまたは売る方々、その認識を持って今のやり方も含め、いろんな形で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 先程製粉の話をしましたけれども、今は、要するに、製粉をするためには大型の機械が必要だというふうな話をしましたけれども、米粉と同じように、麦も大麦も、特に大麦ですが、普通の製粉機では良質な製粉ができないという問題があるらしいです。やはり微粒の製粉にしないと、うどんに練り込んでも混ざらないということがあらしいです。相手が小麦なので、小麦と同じ実験をしないとだめなわけ。そういう問題があって、大型の生産機械が必要で、なかなか我々の生産物は使えないというふうな形になっておりますが、ただ、新しい技術として県の試験場で開発したのは、米粉の製粉の仕方ですが、

米粉も同じように、気流式粉碎機という 500 万円ぐらいの高い機械でないと、パン用とか麺用に使えないという、そういうことがあったんですが、今はもっと簡単に製粉・微粉にする方法があるということで、県の試験場が開発したんですけれども、それは水引きです。水を混ぜて、要するに、臼ですり挽くといいたいでしょうか、そういうやり方で微粉にするという技術がありまして、そういう意味では、小型でも割と簡便にそういう設備、小さくて、三川町でもできそうな、そういう技術ができておりまして、これが米粉だからできるので、麦だとできないかどうかは分かりませんが、そういう意味では、まだまだ研究の余地がありますし、その辺も含めまして、もっと専門家も含めたいろんな各層の人のアイディアを集めながら商品化をするというを、ぜひ期待したいと思います。

できましたら、それを一つの商品のイベントといいたいでしょうか、単独でそういうイベントができるか分かりませんが、三川町の特産品の新しいデビューという格好で、一つのイベントの中で、みなさんから試食してもらおうというふうな、そういう機会を作ればなというふうな思っております。その辺はいかがでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 齋藤産業振興課長。

○説明員（齋藤仁志産業振興課長） 今言われた内容についても本当に貴重なご助言という形で、参考にさせていただきながら、今後に生かしていきたいと思っております。

○議 長（小林茂吉議員） 6 番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 次の質問の再質問に移りたいと思いますが、行政に対する苦情処理というふうなことで質問させていただきましたが、以前、役場には投書箱があったような気がするんですが、それは今どうなっているのでしょうか。

○議 長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 現在は設置していない状況であります。

○議 長（小林茂吉議員） 6 番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 設置していないのは分かりました。探しましたけれどもありませんでしたので、それは分かりましたが、昔はあったと思うんですけれども、それをご存知ないとするとあれなんです、ありましたよね。そのなくした経過等を伺いたいのですが、どなたも分からないということになりますか。

○議 長（小林茂吉議員） どなたか答弁できますか。

阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀議員の質問ということからすると、町民の苦情という視点でありますので、そういったことは今までもいろんな機会に、この苦情というのは受けてきた経緯があると思います。ですので、苦情を受ける箱というものがあつたかなかつたかと、もし芳賀議員が言われるようであれば、あつたという視点で発言をいただければと、このように思うところでございます。

○議 長（小林茂吉議員） 6 番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） いつ頃というふうに言われても私も忘れましたが、確かにありました。それについて、記憶している町民もおりまして、実は「投書箱に投書したいんだ

けれどもどこにありますか」というふうに聞かれました。探したらないということが分かりまして、いや、これはまずいのではないかなど。要するに、苦情をどうやって受け付けるのか。一般の町民の苦情について、どうやって受け付けるのかということの、受け取る姿勢が少しまずいのではないかと思います、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 行政運営の中においては、やはり町がしっかりと町民の声を受けとめるということは、これは当然の役割であります。しかしながら、町民からすれば身近な町議会議員がその受け皿になってもらっていただいてもいいということにもなるわけありますので、今においては、やはり町民の声を、町と議会が両輪ということであれば、それぞれが役割をしっかりと果たすということが、一つの大きな、これからの町政運営に繋がっていくのではないかと、このように理解しているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） そういう話ではまずいと思います。投書箱の良し悪しというのはありません、当然クレームといいたいでしょうか、いろんな悪口みたいなものも入ったりするというふうな経過があつて、たぶんやめたんだと思います。

ただ、議員として苦情を受け付けしても、それをすぐ処理するということはできない場合もあります。例えば、職員に対する苦情というのも言いづらいといいたいでしょうか、対応の悪さとか、言えないことはないんですけども、それを無記名で何とか上の方に伝えたいというふうな気持ちもあるようなのです。今はそれこそホームページもありますし、手紙を出せば出せないことはないわけですけども、要するに、無記名で、自分が誰か分からないけれども、とにかく言いたいことがあるというふうな、そういうことを議員が受け付けできなくて、処理ができないとなれば、それまた困った話なので、私もそういう意味では、いかがなものかと自分自身思っておりますが、ただ、やはりそれはそれとしていいでしょうか、私は一般の方の苦情も受け入れるような仕組みも必要だと思いますが、今後そういう投書箱を設ける気持ちはございませんか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 行政の町民の苦情という部分に関して、ある面においては共通する部分があるかもしれませんが、いろり火の里の施設運営に関して、利用者からの意見を受ける、そういう機会を一定期間行った時期がございました。その中においては、非常に芳賀議員が言われるように、その社員に対する名指しのクレーム等もありましたし、そういった部分では、やはり無記名ということになりますと、言うなればこの利用者がその行政、あるいは企業に対しての改善を求める部分と単なる企業に対しての、言うなれば営業妨害的なそういう意見・苦情も寄せられておりました。そういうことから、やはり投書箱というような部分については、しっかりとその目的を示していかないと、この意見箱、提言というような部分に関しては、住所、氏名や記名をされているものしか受け付けませんというようなことを行いました。そうしたところ、非常にそういった部分に対しての、やはり利用客の皆さんもそういった部分においては、慎重にならざるを得ないというようなことを思ったのか、極

端な苦情というか、お客さまの意見が減少したところでありました。

それが、やはり行政にも、ある面においては共通することがあるのかなというふうに思いますので、町としてはいろいろな町民の各層、それから組織・団体、現在においては、グループというような少人数単位でもそういう広聴の機会を作っているというようなことでありますので、そういった部分については、町民の声はしっかり受けとめていかなければならないというふうには思っているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 実現しそうでない回答でございました。記名をして、責任を持って意見を言うというのは非常に大事ですが、私は声なき声を拾うと。それは、ある意味無責任かもしれませんが、それはそれなりに受けとめるといいますでしょうか、意見は意見ですので、最初からその貶めるための意見かどうかという、それはそれで問題ですけれども、私はそういう無記名の意見を言える、そういう仕組みといたしまししょうか、それは必要だというふうに思っております。これは実現できないとすれば、叶わないで残念だなというふうに言うしかございません。

次の重要施策に対する意見聴衆の方法についてということで、各種審議会、それからパブリックコメントというふうなことで、町民参加を実現するという仕組みがありますよということでありました。パブリックコメントに関しては、三川町にはきちんとした規則を持っておりまして、重要な施策に対するパブリックコメントを求め、そして発表しているということは理解しております。それは、全国でもそういう仕組みを持っていないところもあるということでは、三川町はきちんとやっているなというふうに思います。

それから、その点についてはいいんですが、審議会のあり方について少し申し上げたいのですが、今回の子育て交流施設の件で、議会でおぢゃのみ会議を開催しまして、その件に関して、実はある方から振興審議会で決定したことに対して議会が否決するのはおかしいのではないかというふうな提起を受けました。私は、これはどうなんだろうと。振興審議会そのものは、町の方針を最終的に決定して、提案する直前のことなので、振興審議会の権威を否定するつもりは何もないのですが、それを議会議員が否定するのはおかしいという意見は、これは議会を否定する意見ではないかなと私は思いましたけれども、その辺はどうお考えですか。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 芳賀議員からもご理解いただきたいのは、本町においては、条例において審議会あるいは審査会、委員会等が設置されているわけでありまして、それぞれの委員会というのは、やはり結果を町として諮問しているわけでありまして、その諮問に対する委員会としての、言うなれば、協議という部分については、しっかりとそれを受けとめていかなければならないということをご理解いただけたらと思います。そうした中において、やはり町の審議会においては、かつては委員会もそうありますが、議会もその委員の中に入っていたいただいております。ですので、審議会が単独の組織という部分においては、むしろ、今までの経過の中においては、議会からも、その委員会・審議会の中において意見をいただ

きながら、一つの方向性を示していただいたというような経緯がございました。現在は、そこに議員が、その委員の構成の中に入っていないというようなことでありますが、しかしながら町においては、それぞれの審議会・委員会等の、一つの行政としての大きな諮問機関であり、答申をいただいている機関であるというようなことはご理解をいただきたいと、このように思うところであります。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 振興審議会の重要性は十分に理解しておるつもりです。議員も入っていましたか。各種委員会から議員を出さないことにしたのは別の理由で、前に話をしたとおりですが、ある意味、今は議員が入っていないということでは、議会は議会として別個に出てきた提案に対して判断をするというふうな、そういう公平な、議会としての権限をきちんと明確にしたという意味では、私はいいと思っております。

振興審議会は確かに最終原案決定機関であります。審議時間からいっても、半日ぐらいやるんですかね。いろんな提案に対して、すべてを理解するというのは大変な話なので、しかも、こんな言い方して申し訳ないんですが、委員の選任は実際、町長がなざるわけですよ。町長が委員を選任するということになっておりますので、そういう意味では、意図的なものはないと思いますが、客観的に選任していると思えますけれども、本当に客観性があるのか。本当に客観性があるかというのは難しいですが、もう一步踏み込んだ町民の意見を一般的な意見として、要するに、組織代表とか学識経験者だけではなくて、そうではない人を拾い上げたり、いろんな意見を集めるという意味では、今の選任の仕方では不十分ではないかなと私は思っております。

どういふふうにしたらいいかという話ですが、前回も検討委員会等の話で申し上げましたけれども、やはり公募ですね。公募委員を入れるということであります。ですから、振興審議委員会の委員については分かりませんが、ぜひ、各審議会委員に関しては、公募の委員を入れるべきだと思います。それで、その公募委員を全部入れるのではなくて、公募委員から選任すればいいわけですから、あまりにもわがままな意見を言いそうな人というのは、弾けばいいという言い方はおかしいですけれども、これからのいろんなまちづくりの参画、町民参加を進める意味では、組織代表とか、目立った活動をなされた経験者、学識経験者については、町自体も把握しているかとは思いますが、そうではない、実際上名前を知られていなくても、いろんな意見を持っている方もおられますので、そういう人も拾い上げていくというような意味でも、ぜひ、審議会の委員については、公募をする必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 石川副町長。

○説明員（石川 稔副町長） 現在の審議会、さらにいろいろな委員会等の委員の選任につきましては、その内容によりまして、様々な選任形態を取っているところでございます。ご質問にもありましたとおり、今現在、振興審議会につきましては、公募はしていないところでございますが、委員会の内容によっては公募しているところでございます。一番最近で公募したのものにつきましては、特別職報酬等審議会の委員。これにつきましては、私どもが選任し

た委員の他に、広報において委員を公募したという経過もございまして、その委員会の内容等を見まして、それぞれ対応しているのが現状でございます。

○議長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6番（芳賀修一議員） 特別職報酬等審議会においては公募したということではありますが、私は重要な振興審議会等に関しても公募を進めるべきではないかというふうに思います。要するに、人材の発掘に繋がっていくと。前も話をしましけれども、自分で応募してくるといふ人はきちんとした、自分なりの意見がありすぎる場合もあるんですが、意見を持っていますし、それなりの責任感を持って対応してくると思います。その辺が、これからのまちづくり、町民参加にとって非常に重要なやり方ではないかと思います。ただ、公募に関しては、それなりに公募の方法についての規定とか、それは必要かと思えます。そういうふうに公募規定を持っている町とか市もありますので、その辺も含めまして、ぜひ検討するべきだと思います。

次に、行政評価の実施方法と課題ということで、今、行政評価として私の目の前に示されているのは、町の行政評価。これは1年遅れになると思うんですが、あと、Mターン戦略に対するKPIの実績等の資料をもらっておりました。これも一つの行政評価であると思えますけれども、「KPI（キーパフォーマンスインディケーター）」ということらしいですが、それから、町の方の毎年出ます行政評価についてもいただいておりますけれども、これも一応評価の順番・段取りを先程お話いただきまして、1次評価、2次評価、外部評価というふうな話がありましたけれども、その外部評価委員の選任に関しては、またそれも公募すべきだというふうに私が思うのは、先程の話の続きになりますけれども、1次評価、2次評価を役場内部で評価を決めてしまいますと、外部委員はなかなか違った評価ができづらいのではないかと思います、その辺はいかがですか。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 行政評価の方法につきましては、先程の答弁のとおりでありますけれども、まず先に外部評価委員となる三川町行財政改革推進懇談会委員については公募しております、毎年7月1日の広報の方に掲載して募集を行っているところでありますけれども、平成29年についても掲載したところですが、応募がなかった状況でありました。

それから、第1段階で9月議会の方に報告している内容については、29項目についての評価項目についてのみ概略的な評価が記載されているわけでありまして、実際には、第1段階で105事業について各係で評価を行って、それを、この29項目の下に105事業がくっついておりまして、さらに、105事業と29項目を合わせた施策評価について、内部の第2次評価を行ったところございまして、その評価に基づいて、それぞれ各委員会の方で判断をまた仰ぐという形を取っております。かなり膨大な数になるものですから、実際の評価にあたっては、その委員会のメンバーを4分科会にまた分割しまして、それぞれの分野で、また皆さんからお時間を取って評価をいただいているというようなことで、実際にはそういった段階を経た評価内容となっているところであります。



○議 長（小林茂吉議員） 6番 芳賀修一議員。

○6 番（芳賀修一議員） 大変膨大な事業についての評価なので、いきなり外部委員と言ってもそれは難しい面があって、整理しなければいけないという意味の1次・2次評価というのはある程度理解できます。ただ、これは個別の話になると本当はまずいんですけれども、評価について若干疑問な点も見られたりする。私の考えになってしまうかもしれませんが、例えば、イベントなどでも集客する人数が評価になるわけですが、それだけではなくて、やはりイベント等の関係は、人が何人集まっただけではなくて、町民の参加状況とか、それからイベントをすることによって、町自体がどのように進歩したかといいたいでしょうか、例えば、事業者がどれくらいイベントに参加することによって影響を受けたかといいたいでしょうか、そういう内部の影響評価というのが本当の意味での評価として必要ではないかなと私は思っています、その辺の評価について少し思った次第であります。

また、所管課研修の中でK P I 評価についてお伺いしましたが、これについても指標については、少し外れている指標もあるなというふうに思ったりしまして、その辺はあまり細かに指摘いたしませんけれども、そういう意味では、行政評価は非常に大事ですし、大まかに間違っているとは申し上げませんが、先程も言いましたように、外部の、そういう一般の町民の声が反映できるような仕組みを、ぜひこれからもやっていくべきと申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議 長（小林茂吉議員） 以上で、6番 芳賀修一議員の質問を終わります。

○議 長（小林茂吉議員） 暫時休憩します。 (午後 3時15分)

○議 長（小林茂吉議員） 再開します。 (午後 3時40分)

次に、4番 佐久間千佳議員、登壇願います。4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員）

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| 1. 三川町子ども・子育て支援事業計画について | 1. 三川町子ども・子育て支援事業計画において、中間評価年にあたる平成29年度の評価状況、また、計画の進捗状況を伺います。          |
|                         | 2. 放課後子ども総合プランにおける、学童保育所と放課後子ども教室の取組に関する町の方針と推進状況を伺います。                |
|                         | 3. 学童保育について、子育て交流施設を核とした住宅開発をした場合、将来における保育児童数の推移予測、並びに目標とする保育児童数を伺います。 |
|                         | 4. みかわ学童保育所の保育児童数の増加に伴い、支援員の労務や経理の負担も増加していると聞きます。今後の町に                 |

よる支援の関わり方、また、学童保育の在り方を伺います。

2. 移住定住促進策について
1. Mターン戦略において、移住定住促進事業が展開されておりますが、移住者について、近隣市町のみならず、庄内地区外や、県外からの増加も重要と考えます。この事業の情報発信に関する取組状況と効果を伺います。
  2. 子育て世代をターゲットとした移住策について、様々な制度を利用し移住促進をすることにより、より実効性が高まると考えます。一例として、国交省による地域優良賃貸住宅整備事業を活用し、移住特別推進区のようなものを作り、施策推進する事が有効だと考えます。所見を伺います。
  3. 子育てを終えてからも本町に住み続けてもらう、更には転出して行った子どもたちに戻って来てもらうことが重要です。今、国でも地方回帰への重要性の機運が高まってきていると聞きます。本町の取組方針を伺います。

6月定例議会、最後の一般質問ということで、皆さま大変お疲れのところ、簡潔、明快、爽快な質問に努めますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、平成30年第4回三川町議会定例会において、通告に従い質問いたします。

まず初めに、三川町子ども・子育て支援事業計画について。

三川町子ども・子育て支援事業計画において、中間評価年にあたる平成29年度の評価状況、また、計画の進捗状況を伺います。

放課後子ども総合プランにおける、学童保育所と放課後子ども教室の取組に関する町の方針と推進状況を伺います。

学童保育について、子育て交流施設を核とした住宅開発をした場合、将来における保育児童数の推移予測、並びに目標とする保育児童数を伺います。

みかわ学童保育所の保育児童数の増加に伴い、支援員の労務や経理の負担も増加していると聞きます。今後の町による支援の関わり方、また、学童保育の在り方を伺います。

二つ目に、移住定住促進策について。

Mターン戦略において、移住定住促進事業が展開されておりますが、移住者について、近隣市町のみならず、庄内地区外や、県外からの増加も重要と考えます。この事業の情報発信に関する取組状況と効果を伺います。

子育て世代をターゲットとした移住策について、様々な制度を利用し移住促進をすることにより、より実効性が高まると考えます。一例として、国交省による地域優良賃貸住宅整備

事業を活用し、移住特別推進区のようなものを作り、施策推進する事が有効だと考えます。所見を伺います。

子育てを終えてからも本町に住み続けてもらう、更には転出して行った子どもたちに戻って来てもらうことが重要です。今、国でも地方回帰への重要性の機運が高まってきていると聞きます。本町の取組方針を伺います。

以上、質問といたします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 佐久間千佳議員に、ご答弁申し上げます。

はじめに、三川町子ども・子育て支援事業計画に関しまして、1点目の昨年度の評価状況と計画の進捗状況についてであります。本計画については、毎年度、事業の実施状況や課題を整理し、計画の評価を行いながら本計画の実効性を高めているところであります。

計画の中間年にあたる平成29年度においては、本年2月に「三川町子ども・子育て会議」を開催し、これまでの実施状況と成果についてご意見をいただき、実施事業全ての項目について、「達成」あるいは「概ね達成」できているとの評価を受けたところであります。

また、各事業別に掲げている計画目標数値について、実績と大きく乖離している項目については、一部見直しを行ったところでありますが、今後も関係機関、団体等との連携を図りながら、本計画を一層推進してまいりたいと考えているところであります。

2点目の放課後子ども総合プランにおける学童保育所と放課後子ども教室の取り組みに関するご質問であります。このプランは、共働き家庭等における児童が小学校就学後に安全・安心な放課後等の居場所確保という課題、いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を計画的に整備することをまとめたプランであります。三川町におきましては放課後子ども総合プランに基づく取り組みを、「三川町子ども・子育て支援事業計画」で定めているところであります。

この事業計画において放課後児童クラブにつきましては、本町では「学童保育所」としてありますが、放課後に児童たちが安心して過ごせる居場所となるよう、運営主体である「みかわ学童保育所運営協議会」に対し、活動場所の無償貸与と運営費補助金の交付を行い支援しているところであります。

一方、放課後子ども教室におきましては、すべての子どもを対象として安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の協力を得ながら、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しております。

どちらの活動につきましても、地域住民・学校・PTA・行政等で構成する「三川町放課後子どもプラン運営委員会」を開催し、内容の総合的な協議・検討を重ねながら事業を推進しているところであり、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

次に3点目と4点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してご答弁申し上げます。

はじめに、学童保育における保育児童数に関するご質問ですが、住宅開発により子育て世代の転入増加が想定される場所でもあります。近年の家庭環境としましては、核家族による共働き世帯が多くなっていることから、学童保育所への入所児童も増加することが予測されます。過去5年の学童保育所利用人数をみますと60人から70人ほどで推移している状況にあります。また、宅地分譲が進んだ場合には最大で130人ほどになる可能性もあると予測している場所でもあります。また、目標とする保育児童数については、運営主体である「みかわ学童保育所運営協議会」の方針による場所でもあります。新たに建設を予定しております子育て交流施設における設計協議の段階では、学童保育エリアの利用可能児童数を135人としている場所でもあります。

このように入所児童数が増えた場合の町の支援につきましては、増加に伴い必要となる運営経費について補助金を算出し、みかわ学童保育所運営協議会に交付するとともに、支援員の負担軽減のための事務担当職員の配置についても補助対象経費とするほか、その確保についても支援してまいりたいと考えております。

また、学童保育所のあり方につきましては、今後予想される入所児童数の増加と老朽化した施設への対応策として、新たに建設を予定しております子育て交流施設へ場所を移転するとともに、これまでと同様に運営協議会から運営していただきたいと考えている場所でもあります。

次に、移住定住促進策に関するご質問にお答えいたします。

1点目のMターン戦略における移住定住促進事業の情報発信に関する取組状況等についてですが、町では、移住定住促進策として、町外からの住宅取得に対する支援、さらに、子育て世代に対する支援を上乘せする移住定住促進事業を実施している場所でもあります。

これらの移住定住促進策については、町の広報やホームページなどでお知らせするとともに、広域的な取り組みとして、県並びに庄内2市3町で組織する庄内地域移住交流推進協議会が中心となり、首都圏等への情報発信も行っている場所であり、庄内地域の魅力を強くPRすることにより移住希望者の増加につながることを目指している場所でもあります。

残念ながら、今のところ本町への首都圏等からの具体的な移住希望の相談はない場所がありますが、庄内管内では移住の実績につなげたところもあり、今後、より効果的な情報発信のあり方について検討してまいりたいと考えております。

2点目の子育て世代をターゲットにした移住策に関するご質問ですが、より実効性が高まるものとして、ご質問にありました地域優良賃貸住宅整備事業制度については、高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の一定の収入基準以下世帯への家賃を一部助成することによって、安定的で良好な賃貸住宅の供給を目指している場所でもあります。

本町におきましては、各地区で住宅団地開発が進められてきた効果は大きいものがあると認識しており、Mターン戦略においても、子育て世帯の移住定住促進策として住宅団地の整備を大きな施策の一つとして掲げている場所でもあります。

現時点においては、新たな町営の賃貸住宅の整備は考えていない場所がありますが、よ

り有効な移住策につながる制度がある場合には、その利活用を図ってまいりたいと考えております。

3点目の地方への回帰に関するご質問であります。地方の人口減少対策として、国の指針に基づき「三川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」Mターン戦略を策定し、実施しているところであります。

特に、地元出身者の回帰と定着を促すためには、雇用機会の確保を図ることが重要であり、直接、雇用につながる地域産業の強化をはじめ、Uターン後の生活環境、子育て環境も含めた総合的な雇用環境の充実を図っていく必要があることから、これらの施策を掲げておりますMターン戦略を引き続き重点的に推進してまいりたいと考えているところであります。

以上、答弁いたします。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） それでは、子ども・子育て支援事業計画についてから再質問させていただきます。

この計画の位置づけとしては、国からは、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足、地域の実状に応じた提供対策などと合わせて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の三つの柱を掲げておると同時に、本町では、子ども・子育て支援制度によって、町民ニーズのさらなる対応や仕事と生活の調和、ワークライフバランスの実現に向けた地域や社会全体での取り組みの推進ということで押しておるわけですが、この計画策定時には、平成27年に施行しているということであり。中間年度にあたる29年度において、本町の中の計画策定時から比較すると、人口であったり児童数、また行政評価等は乖離が起きているのかどうかというところです。そこを1点お伺いします。先程町長の答弁にもありました、1点大きな乖離があって見直しを図っていくということでしたが、その具体的な中身を、まずは説明をお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 子ども・子育て支援事業計画の評価に関しましては、本年2月の子ども・子育て会議において、取り組みしている事業、22事業に対して評価をいただき、Aの達成できている事業が4事業、それから、Bの概ね達成できている事業が18事業ということで評価をいただいたところであります。実績と乖離している数値についての見直し項目であります。いずれも平成29年度の実績を踏まえて、見込料と確保策の数値を一部見直したところであります。具体的な数値につきましては、保育園主幹よりお願いしたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 見直ししました項目につきましては、事業計画目標に記載してあります教育保育事業の確保策の中の29年度・30年度・31年度におきます園児の保育園及び幼稚園の入園児童の見込数を修正しております。また、地域子ども・子育て支援事

業の確保策という項目の部分で、放課後児童健全育成事業、それから、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、こういった項目についても、28年度までの実績を踏まえ、29・30・31年度の数値を修正しております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり、この策定時には表れなかった数字が少しずつ、本町の子育て支援の政策が実を結んで、良い意味で乖離が起きてきているのかなというふうな認識をしているところでもあります。この計画の中にもあります放課後子ども総合プランにつきましても、町長の答弁で趣旨が説明されておりましたが、その中において、まずは放課後児童クラブと放課後子ども教室については、学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化であったり、余裕教室の徹底活用に向けた検討、また、放課後等における学校施設の一時的な利用の促進というものが、このプランの中で謳われております。町としては、この辺を検討してきたのかどうか。また、どのようなところに反映されているのかどうかということをお聞きします。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ただいまご質問ありました放課後子ども総合プランの中での三川町の考え方ということでありました。確かに、国の方で策定しましたプランの中では、学校施設の活用という部分が記載されており、余裕教室の徹底活用ということも記載されているところでもあります。

しかしながら、その一方、現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設への実施は可能というような国の方針が出ておまして、三川町では、これまで三川町児童交流センターにおきまして、学童保育を実施してきているところでもあります。また、一方、放課後子ども教室ということにつきましては、土日を利用して実施してきているところでありました。そういったことから、三川町では、この特例の引用というようなことで、学校での教室利用という部分については、しないとしたところでもありますし、また、学校におきましても、余裕教室というものが十分ございません。横山小学校については空き教室がなく、押切小学校において1室あるわけなんです、普通教室、2階の方になったと思っておりますが、そちらに教室があるんですが、その教室につきましても、通常授業での取り出し授業及び、また、保護者等の会議室利用というようなことで頻繁に使われている状況にあり、また、子どもたちが遊ぶ場、体育館が遊ぶ場所となるわけですが、その体育館と距離が離れていて、一体的な管理が難しいということから、別々の施設での方針を決めたところでもあります。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） この総合プランにおきましては、そういった放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的にするようにというような推進がされているわけでもあります。町としては、そういった判断を、一体として開かないというふうに判断した理由というのを、そういったもので判断したのかどうかということをお聞きしたいです。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 国の方で考えております総合プランの中では、学校が終わっ

た後、そのまま引き続きその場所において、三川町で言います学童保育所を運営しながら、さらには、そこで地域の人から参画していただきながら、三川町で言います放課後子ども教室等を実施することを推進したいというふうに謳っておりますが、先程申し上げたように、場所的な問題もありまして、三川町ではそれぞれの事業を別々に実施しているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） ただいまありました放課後子ども教室、三川町では学校開放事業ということで、各小学校、一般参加を含めて年4回開催している。また、わくわく体験塾というのも年4回ほど開催しているということでありました。これが町における放課後子ども教室ということに当てはまるということでしたが、学童保育所と放課後子ども教室、一体型の教室については、この計画の中に必要に応じて対応していくというふうに謳われております。その判断を、必要というのは今感じられていないということでしょうが、ここに記載してあるということは、少し含みを持たせているのだなというふうに読み解くことができたのですが、その必要というのは、町としてはどういったことがあれば必要だと判断するのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 計画策定時におきましては、学童保育所の老朽化というものも当然念頭にあり、計画を作成してきたことと思われま。そういった状況の中、学校の活用もできないかというようなことから、このような表現になったものと思われま。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） まずは、学童保育所についてですが、平成12年に数名のお母さんが、「自分たちで協力しながら子どもたちを見ますが、行政からも少しでも応援してもらえないか」ということで立ち上がったと聞いております。当時は押切小学校のミーティングルームを利用していたというふうに聞いておりますが、平成29年度は71名、現在84名の利用申し込みがあるということです。その支援体制と申しますか、職員体制と申しましては、専門の支援員3名、常勤パート2名、土曜日みの非常勤パート1名の6名体制ということでした。そのうち、常勤パート1名は8月までということで、大変厳しい人員体制の中運営しているのかなというふうに見受けられました。将来、この学童保育というものが135名程度まで考えているということでしたが、こちら、桜木地区の住宅開発等も加味されての135名程度と予測されていたのかどうかということを確認させてください。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 学童保育の将来的な数字ということで、135名という答弁させていただいておりますが、こちらについては、桜木地区のみならず三川町での住宅開発によって入園する児童数が増えるだろうという見込みを立てた数字であります。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 桜木地区のみならず本町全体のことという捉え方での答弁でしたが、子育て全般に関わることでありますので、1点、保育園の質問をさせていただきたいと思いま

す。

先日、とあるお母さんに、保育園入園時に、やはり定員になりつつあると、もう定員漏れになる可能性があるというふうな説明を受けたということでありました。平成30年、保育園児184名、幼稚園児111名、幼稚園は減少傾向ですが、保育園はやはり増加傾向にあると。町長の答弁にもありました、転入増加しているということかなと思いますが、一応この計画によりますと、公立の保育所が定員130名、私立が80名、県立が210名で、幼稚園が155名という計画をされているようです。本町において、この今の保育園のニーズの高まりを受けて、待機児童というものは生まれる可能性がないのかどうか、その辺をどう見ているか、お伺いします。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ただいま佐久間議員が申しあげました児童の数について、私が今手元に持っております4月2日時点の数字と若干乖離がありますが、その後に入園児童数が増えたりしておりますので、私の手元の数字と違う点はその辺かなと思います。

ただいま佐久間議員が申しあげたように、それぞれ保育所・幼稚園等について、ある程度の定員というもの、国の方で求めています保育基準というものはあります。それによりますと、保育園におきまして、0歳児ですと1人当たり3.3平方メートルの面積が必要であるとか、2・3歳児ですと1.98平方メートルが必要だというような面積的な基準はあります。また、保育士の数としては、0歳児については3人に1人の保育士が最低必要、1歳児については6人に1人というような基準があります。こういった基準を勘案していきますと、確かに保育園につきましては、近年3歳未満児の保育希望が増加傾向にあります。先程申しあげたとおり小さい子ども、特に0歳未満の子どもについては、広い面積が必要というようなことがありますので、保育園の運営にあたりまして、この辺を最大の課題として、1歳になった子どもはクラスを上の方に上げるですとか、そういった対応を取ってきているところがあります。

今後仮に増えた場合を想定しますと、現在幼稚園棟の方に1室の空き部屋があります。この辺の空き部屋を活用しながら保育需要に対応していきたいとは考えておりますが、先程ご質問がありましたように、住宅開発によって一気に増えた場合、この場合は現在の施設では対応がおぼつかないような事態も想定されます。ただし、これまでの三川町の住宅開発と出生数の動向を見ますと、過去10年少し前から出生数を見ますと、近年は70人ぐらを超えておりますが、以前から見ますと、60人前後でずっと推移してきている状況にあります。

仮に今後宅地開発が進んだとしても、例えば、桜木地区は100区画ほどの計画をしているわけですが、一気に分譲ということではなく、例えば30区画ずつ、年度を分けて分譲というようなことを多用していけば、それほど急激な児童数の増加はないのではないかなというふうに考えているところでもあります。しかしながら、保育園児数が今後、3歳児未満の部分で需要が高まるということは十分想定できますので、その辺の子どもの出生数の動向を見ながら、適切な対応を取っていきたいと考えております。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。



○4 番（佐久間千佳議員） 子育て政策というもので住宅開発を進めた場合、年度を分けましても、一気にそういった低年齢の児童が増えてくる可能性があるというふうに認識しております。0歳から3歳まで利用している子育て支援センターもやはり同じだと思います。近年の利用ニーズというものが大変高まっており、年間の利用者数というものがどんどん増加しているというふうに、数字を見ても受けとめられるわけでありますけれども、やはり幼稚園・保育園と併設しているというところで、メリットとデメリットというのがあるというふうに思います。メリットとしては、そのまま知っている施設だから、3歳になって保育園に入ったときに入りやすいというような声もありますけれども、デメリットとしては、やはり幼稚園・保育園の運営というものが基本にある中で、利用が制限されてしまうということだと思われまます。

利用者ニーズが高まってきているというところを受けて、今後この支援センターのあり方というもの、開所の時間帯であったり、日数であったり、そういったところをどう考えていくかということ、町としてはどう捉えているか説明願います。

○議 長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 子育て支援センターの運営部分につきましてですが、確かに近年は利用の回数・人数等が増えている状況にあります。ただ、他の議員の質問にもお答えしておりますが、この子育て支援センター自体が保育園棟の一室の和室を使用しての設置という形になっており、こういったこの施設の狭隘という部分の課題があります。こちらを解決するため町としましては、子育て交流支援施設の早期建設を進めているという状況であり、そちらの建設がなった際には、利用時間等の大幅な改善と、土・日等の開所についても検討をしているところであります。

○議 長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4 番（佐久間千佳議員） 現在の子育て支援センターにおかれましては、6月6日から11時半からの昼食が可能になったというようなお話も聞きます。大変このような柔軟な対応に喜ばれた親御さんも多いというふうに思われます。やはり子育て世代、住宅開発を進めていくうえで、既存の本村といいましょうか、本村の児童よりも核家族の児童が増えていくというのは目に見えているわけであります。その中で高まってきているのが、やはり学童保育のニーズというものが高まってきているのではないかというふうに思います。

現在84名のうち10名程度ですか、要支援まではいかないかもしれませんが、大人の手がかかるというような児童がいるというふうに聞いております。やはり平成12年に数名で立ち上げた学童保育ですが、現在84名ということで、人数が大幅に増加しているということであります。その中で支援員の方々には大変な負担が増加しているというふうに聞きます。具体的には予算・決算等の運営に関わる資料の取りまとめであるとか、各種マニュアルの整備やそれに関わる修正、また労務管理などのハローワーク等の打ち合わせ等です。あとは、第三者からの賃金の査定など、保育以外の事務処理がかなり増加しているという現状でありました。さらに子どもが多くなり、その子どもたちの心まで手が届かないような状態になってきているというふうなお話でした。本来の保育と子どもに関わる書類の整備や、

子どもに関する打ち合わせに現在支障をきたしている状況だということでした。このような実態を町としてはどのように捉えているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） ただいま佐久間議員からご質問ありましたように、入所児童数の増加に伴い指導員の負担というのが増えている実態は把握しております。また、指導員及び常勤パート等の賃金の支払い等についても相当数時間を割いているという実態も把握しております。そういったことも踏まえ、町としましては、三川町学童保育運営協議会の運営支援にあたりましては、そういった事務等を行う事務員の部分につきましても、先程の町長の答弁にもありましたが、補助対象の経費として見るというようなことを申し上げておりますが、なかなか学童運営協議会の方としても、その担当できる人を探せずにいるという状況にあるようです。そういった部分で、人を探せる人が確保できれば、いくらかでも学童保育の支援員・指導員も負担が減るということであれば、それなりに町としても、その人材の確保について支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはり人材確保というものが大変難しい中であり、学童というものの役割が大きくなってきている今、事務局長を行政・役場に置き、運営協議会を継続し、保護者会と行政、支援員を繋ぐ役割をするべきではないかというふうに思いますが、その辺を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 以前、学童保育所運営協議会及び指導員の方と話をしたときは、ただいま佐久間議員からありました事務局長というよりは、実際の事務に当たる事務員というような人を探しているという話があったんですが、今後その辺について、運営協議会側と話をさらに詰めまして、どうしたらいいのかの対応を考えていきたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 学童といいますのは、単に子育て家庭を支援するのではなく、子育て家庭を地域全体で支え、子どもの健やかな育ちを等しく保障し、子どもの最善の利益を実現するものの一つだというふうに私は思います。子育てリスク回避のためでは決してないというふうに考えます。

保護者会または運営協議会にも、今よりさらに強力な関わりを持っていただかないことには、先には進まないというふうに思いますけれども、国としては余裕教室の徹底活用、放課後等における学校施設の一時的な利用の促進、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施において、すべての児童の安全・安心な居場所を確保するために同一の小学校等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童の放課後子ども教室の活動プログラムに参加することを推進しているわけでありまして。三川町のやり方と国とのやり方に随分認識のずれがあるかなと思っておりますけれども、その辺はどう捉えているのでしょうか。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 先程も国の方で決めました総合プランの考え方の中で、これ

までの地域の実情を考え、今実施しているものについては、そのまま継続してもよいという考え方も含まれておりました。三川町におきましても、先程佐久間議員からお話がありましたとおり、平成12年から三川町学童保育運営協議会が立ち上がり、ずっと運営されてきた実情がありますので、その実情に沿った運営をこれからも支援してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 先日議会で行われました広聴活動の一つでありますおぢやのみ会議では、学童保育所は一刻も早く建設して欲しいという声が多くありました。風が吹けば明日にでも倒れるというような見解の方もいらっしゃいました。私としては、それでは新施設建設まで待てないんだと、そういう問題なのだなというふうに解釈したわけでありませう。

本町において各地域の児童が学童保育を現在利用しているわけでありませう。平成30年度でありますと横山地区33名、押切地区26名、東郷地区25名と大体バランスよく利用しているわけでありませう。小学校学校開放事業等で開放しております一般の出入りを規制できております。学童保育所機能は私は果たせるというふうに思ひます。体育館、グラウンド、音楽室、家庭科室、様々な利用範囲は広がるというふうに思ひます。各小学校での学童保育というものを推進するべきではないかというふうに思ひますが、所見を伺ひます。

○議長（小林茂吉議員） 佐藤保育園主幹。

○説明員（佐藤 亮保育園主幹） 確かに放課後子ども教室につきましても、学校開放というような形で、体育館を活用させていただきながら事業運営をしているところであります。しかし、一方で学童保育となりますと、日曜日を除くほぼ毎日、夏休み期間中も運営していかなければならない施設ということになります。そうしますと、例えば学校の体育館、それから、どこかの空き教室、特別教室などのそういった教室を使おうと思ひますと、学校施設自体を管理しております校長の管理の部分と学童保育の管理の部分、その辺の棲み分けがしっかりと建物施設の的に区分できるようなケースでないと、学校を使った学童保育所というのは、なかなか利用立ち上げは困難だろうというふうに町の方では判断しているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 棲み分けという意味では、様々なトラブルにおいて教職員の方々、実務部分での関わりというのは、十分配慮しなければならないというのはもちろんあるというふうに思ひます。

町長にお伺ひしたいのですが、私は学童保育のあり方として130名規模の大きな施設での一括保育というよりは、少人数で手や目が届きやすく、また、心にまでも届きやすいような、地域と学校との関連性が高い、小学校での学童保育というものが私は重要だと思ひます。町長の学童保育というもののあり方をお伺ひします。

○議長（小林茂吉議員） 阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） 先程から学童保育のあり方についての、いろいろと佐久間議員との、町が今まで進めてきた部分については、理解の部分においては、かなり認識の違いがあるか

なというふうに思っておるところであります。この学童保育というのは、当初はそれぞれの学校に通学していた児童が、その地域で学童を受け入れるというようなことでスタートしたんです。これがやはり学校の運営と学童の運営という部分については、学校長がすべての責任のもとに進めてきたという経緯がありました。これが今このような状況の中においては、佐久間議員もご承知のとおり、学校でも働き方改革というようなことがこれから言われる時代の中において、それぞれの地域の中の、例えば三川町の3小学校で学童保育を受けるとなった場合には、確かに機能的には、そこには学童保育の環境づくりができるはずですが、しかし、運営面においては、学校も携わらなければならない。今、本町が行っている学童保育所の運営協議会における、ある面においては効率的な運営という部分に関して、それぞれの地域の中に拠点を置くというようなことになるわけでありまして。

そういった部分で、当初の学童保育から現在においては、直営あるいは公設、さらには民営というような形で進めてきているわけでありまして、県内の状況を見ても、ほとんどが公設・民営というような形で進んでいるところでありまして。後程データ等については、教育課長等からお聞きいただければと思います。そういったことで、今までも佐久間議員が言われるようなことは進めながらも、なぜこういうスタイルに変わったかということが、今の子どもたちの放課後の生活、それを保障するための環境づくりということから、この学童保育と学童というものが取り組まれているというようなことだと思っております。

確かに、私も理想的には、それぞれの場でできればそれに越したことはないです。しかし、なぜできないのかということを考えれば、やはりそういうことで県内の各市町村もこのような公設・民営というような運営に変わってきたということでありまして、そこは、現実という部分をどう捉えるかということを考えていく必要が、今の段階では必要なのではないかなというふうに思うところでありまして。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 学童保育に関しましては、なかなか難しい問題があるなというふうに勉強させていただいております。その中でも今の実情と言いますのが、今の子どもたちが昔と変わってきている。かなり目や手をかけてあげないといけない子どもたちが増えてきているという中で、法律的なことを考えて一元管理というのはあるかもしれませんが、それが果たして子どもたちにとってはどうなのかなというところで、こういう提案をさせていただいた次第であります。実際に各地区での学童利用者が増えているということで、このまま130名の定員オーバーするようでは、やはり柔軟性に欠けると。もう少し柔軟に考えて、各学区でというふうには思った次第であります。その辺も、今の子どもたちが少し変化してきているということも理解していただければというふうに思います。

それでは、大項目二つ目の移住定住促進策についてお伺いします。

まず初めに、町外に情報発信するということでしたけれども、広報やホームページで発信しているということでした。広報やホームページを見る人はかなり限られてきていると思います。その辺は、やはり人と人の繋がりが一番の情報共有であって、広報やホームページで見たからという人はなかなかいないというふうに思います。また、2市3町で行っていると、

移住交流促進協議会の方で行っているということでしたが、その効果というのが、町にどれだけあるかという、かなり疑問なところがあると思います。やはり本町で攻める姿勢が必要ではないかと。例えば、首都圏に向いて、トップセールスによる、直接本人といえますか、移住を促進するようなイベントを立ち上げるとか、今、藤沢の方でも行っております様々なイベントに、こういった移住促進のイベントをプラスするようなことがやはり重要ではないかというふうに思いますが、その点をお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 首都圏等への事業発信として、庄内地域の移住交流推進協議会主催等のイベント等には参加しているわけでありまして、町独自のイベント等への働きかけということでありましたけれども、本町が行っております現在の移住定住促進事業としましては、先程答弁の中にありましたけれども、基本的に住宅取得支援が中心となっておりますのが本町の事業でありまして、空き家の例えば紹介でありますとか、住宅団地の直接的なご紹介といったような案件については、現在ない状況でありますので、そういった材料がない中で、直接的に移住を呼びかけて、実際に移住を希望される方は自分で、例えば空き家等を探すとか、そういった部分でまた苦労しなければならないといった面が、現在のところはまだあるわけでございますので、その辺、条件整備も含めて、情報発信と一緒に考えていく必要があるなと思っております。

あと、情報発信としては、町のホームページとか町の広報以外に、県の全体の移住交流ポータルサイト「すまいる山形暮らし情報館」といった中で、全35市町村の情報として、町の情報も発信しておりますし、あと、ガイドブックの発行なども行って、直接冊子等で首都圏の総合相談窓口で配布したりといったような取り組みも行っているところであります。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） 情報発信ということで、やはり他県から来てもらうということ、本腰を入れてやるべきではないかというふうに思われます。子育て世代をターゲットとした移住策ということで、私が地域優良賃貸住宅整備事業というものを一例として活用したらいかがでしょうかということで提案させていただいたんですが、こちらの事業としては、平成26年に改定されておりますね。平成26年に、先程の質問にもあった放課後子ども総合プランというものも策定されており、27年には子ども子育て支援事業計画というものが策定されております。この地域優良賃貸住宅整備事業、こちらをこの計画策定時には考慮されなかったのかどうか。この事業というのは子育て世代であったり、高齢者、障害者を条件とした住宅開発することによって、その周辺に集会所であったり、子育て施設を建設することができる。それも国からの補助が相当額あるというような事業だと認識しております。この事業があるということをおの策定時には盛り込まなかったのかどうか。検討の段階に入っていなかったのかどうかということをお伺いします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） 今の質問は、こちらの事業計画の策定時においてこの制度を活用する考えはなかったのかということでありましたけれども、この時点においては、こ

の優良賃貸住宅供給制度については、考えを持っていなかったところであります。

また、現在も、例えば、三川町の住生活基本計画におきましても、新たな公共的な整備による賃貸住宅については計画を持っていないところでありますけれども、あくまでもMターン戦略においては、住宅団地の分譲という政策で掲げていたところであります。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） やはりMターン戦略も27年の10月ということで、こちらの制度を利用すれば、桜木地区の子育て交流施設にも関わるような事業が考えられたのではないかというふうに思いますけれども、そのMターン戦略やこの子育て交流施設の事業を考える際に、この事業は考えられたのかどうか。検討されたかどうかをお伺いいたします。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） その時点においては、この制度の利用については、考えていなかったところであります。賃貸住宅そのものについて、町の公共的な整備を進めるという計画をその時点では持っていないところであります。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） この事業によりまして既存集落、例えば桜木地区以外ですけれども、既存集落周辺に整備するということを考えれば、町内会活力の保持であったり、外部から人を寄せるということ。あと、公民館等の集会所の整備ができるということ。また、子育て関連施設の整備を有効に使えるのではないかというふうに私は受けとめております。桜木町内会には集会所もないので、そこに整備。この地区を特区として整備することによって、様々な世代が、若者だけではなく高齢者または障害者の方々も集えるような住宅開発にすべきではないかというふうに思いますが、所見を伺います。

○議長（小林茂吉議員） 黒田企画調整課長。

○説明員（黒田 浩企画調整課長） この地域優良賃貸住宅制度に限った話になりますと、どうしても公共で賃貸住宅を整備して、その後の維持管理についても町の方で、今後家賃収入をもらって運営していくといったことになるわけでありますけれども、現時点では、そういった新たな町営住宅の建設といったものについては、現在計画をしていないところです。ただ、民間がこの賃貸住宅制度を使って行った場合には、同様の制度が使えますので、そういった民間が主体で行うような場合には、その制度に則って、対応してまいりたいと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 4番 佐久間千佳議員。

○4番（佐久間千佳議員） そういった整備も進めてもらいたいというふうに思いますけれども、そういった制度を、やはり国とも連携を持って、情報の方も太いパイプで繋いでいくということが大事ではないかというふうに思います。地方回帰というふうな政策もやはり直接国へ要望するということが重要だというふうに思います。ぜひ、町長にも地元選出議員と連携を上手く取ってもらいたいということで、私の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で4番 佐久間千佳議員の質問を終わります。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
これをもって、散会とします。

（午後 4時40分）

平成30年第4回三川町議会定例会会議録

1. 平成30年6月11日三川町議会定例会は、三川町役場議場に招集された。

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 鈴木重行議員	2番 志田徳久議員	3番 佐藤栄市議員
4番 佐久間千佳議員	5番 町野昌弘議員	6番 芳賀修一議員
8番 成田光雄議員	9番 梅津博議員	10番 小林茂吉議員

3. 欠席議員は次のとおりである。

7番 田中晃議員

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

阿部誠町長	石川稔副町長
鈴木孝純教育長	遠藤淳士 会計管理者兼 会計課長
本間明 総務課長	黒田浩 企画調整課長
五十嵐礼子 町民課長	菅原和子 健康福祉課長兼 地域包括支援センター長
齋藤仁志 産業振興課長併 農業委員会事務局長	加藤直吉 建設環境課長
佐藤亮 教育課長兼公民館長併 農村環境改善センター所長併 健康福祉課保育園主幹併 子育て支援施設整備主幹	
和田勉 監査委員	庄司正廣 農業委員会会長

5. 本会議に職務のため出席した者は次のとおりである。

高橋誠一 議会事務局長	佐藤真子 書記	菅原明大 書記
-------------	---------	---------



6. 会議事件は次のとおりである。

議 事 日 程

○ 第 6 日      6月11日（月）      午前9時30分開議

    日程第 1      議第40号      三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○ 閉 会

○議長（小林茂吉議員） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

○議長（小林茂吉議員） 日程第1、議第40号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。阿部町長。

○説明員（阿部 誠町長） ただ今上程されました、議第40号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税限度額及び軽減判定所得基準額の改正等を行うものであります。

なお、本件につきましては、去る5月31日開催の三川町国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

以上、よろしくご審議くださいますて、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林茂吉議員） これから質疑を行います。

9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 国保税の改正ということで、国の動きに合わせた内容ということで理解をいたします。

それで伺いたいのは、先程町長からありました5月31日国保運営協議会での内容の中で、毎年この国保税の上限が上がっていると理解しておりますけれども、この事態に対して原因というものがどうなのか。あるいは、それを抑えるための対策というものをどうすべきのかなどといった議論というものがあつたのか、なかつたのか。その点を伺いたいと思います。また、ないとしても町として、その原因なり対策というものに、どのように基本的に考えているのか。原因対策について、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 今回の限度額の引き上げでございますけれども、国としましては、高齢化の進展等による医療費等の増加が見込まれる中での保険料負担の公平を図るといった観点からの引き上げということで、理解しているところでございます。国保においては限度額ということで、それぞれ限度が定められておるところでございますけれども、一般に言う「協会けんぽ」でございます。そういった部分にも限度額がございます。そういったところでの公平性といった観点からの分も含まれているというふうに理解しているところでございます。

質問にございました国保運営協議会での議論ということでございましたけれども、特にこういった部分での議論はなかつたところです。年々増加する医療費に対して、それを賄うためのそれぞれの被保険者の負担というところでございますけれども、高額所得者につきましては、ある程度増といったものは、致し方ないというふうに理解されたと思っております。

○議長（小林茂吉議員） 9番 梅津 博議員。

○9番（梅津 博議員） 担税能力という観点から妥当という判断だと思います。

それでは、こういった上限に該当するような方々、本町において10人ぐらいの人数かなと私は理解していますけれども、実際どれぐらいの人数が予想されるのか。情報として出すことができるのであればお願いします。

○議長（小林茂吉議員） 五十嵐町民課長。

○説明員（五十嵐礼子町民課長） 手元にあります資料につきましては、5月の上旬にシミュレーションした数字ということで、予めご理解をいただきたいと思います。その中で、医療給付分の限度額超過世帯については、改正後が5世帯ということになってございます。今回の改正によりまして、2世帯が減という状況でございます。支援金分、そして介護分につきましては、今回限度額の引き上げはなかったところですが、支援金分については、限度超過世帯が11世帯、介護分は限度超過世帯が1世帯というふうになってございます。

○議長（小林茂吉議員） 他にありませんか。

(なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 以上で質疑を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長（小林茂吉議員） 討論なしと認めます。

○議長（小林茂吉議員） 以上で討論を終了します。

○議長（小林茂吉議員） これから議第40号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 8 名 不起立 0 名)

○議長（小林茂吉議員） 起立全員であります。したがって、議第40号「三川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（小林茂吉議員） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これをもって平成30年第4回三川町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

(午前 9時36分)

地方自治法第123条の規定により、  
ここに署名する。

平成30年6月11日

三川町議会議長

三川町議会議員 2番

三川町議会議員 3番